平成24年3月12日(月) 平成24年予算審査特別委員会第1日目 午後1時15分開議 欠席無し

委員長: 只今の出席委員は9名です。定足数に達しております。只今から平成24年度予算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会致します。只今平成24年度一般会計他6特別会計の予算審査特別委員会の委員長に 選任されました大場でございます。精一杯務めさせて頂きますが、進行上不行き届きの点多々あると思い ますのでご協力宜しくお願い申し上げます。

それではここで審査方法についてお諮りします。一般会計は歳入予算を一括し、歳出については各款毎に審査して頂く事、特別会計は会計毎に審査する方法でよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

異議無しと認め、只今申し上げました方法で進めて参りますので、宜しくお願い致します。

議案第19号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第20号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第21号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第22号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第23号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第24号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7会計の審査を行います。

最初に議案第19号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査します。一般会計歳入読み上げ説明をお願いします。

総務課叶内班長: 朗読、説明省略。

委員長: 定刻前ですが本日はこれを以て散会します。(13:26)

明日午前10時より再開します。15分前までご集合下さい。ご苦労様でございました。

平成24年3月13日(火) 平成24年予算審査特別委員会第2日目 午前10時00分開議 欠席無し

委員長: おはようございます。只今の出席委員9名です。定足数に達しております。只今から予算審査特別委員会を再開致します。

直ちに一般会計歳入の質疑に入ります。質疑につきましては頁、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。

4番: 18、19頁の土木使用料の中の法定外公共物使用料17,000円について、法定外公共物とはどういうものなのかということと24、25頁の市町村総合交付金、この市町村交付金は県から来ているものだと理解しておりますけれども、どういった目的に使う為に申請してやって来ているお金だと思いますが、しているのか、そこのところをお伺いします。

地域整備課長: 法定外公共物使用料ということですが、昔から青線、赤線と言われている作場道とか、 水路等がある訳ですけれども、その敷地内に例えば商店の看板等がその上に立っているものとか、構造物 を設置したものについての使用料ということで頂いている料金でございます。

総務課長: 25頁にある市町村総合交付金ですけれども、以前はそれぞれ担当課の方で軽微な補助金についても県に申請していた訳ですけれども、そういった軽微なものについて一括して総合交付金という形で交付なっております。町ですと大体30項目位ありますけれども、例えば事務の簡素化の為ですとか、事前にそれぞれ担当課から申請、または一括して総務課で纏めて申請する訳ですけれども、それに対してまとめて来ております。以前はそれぞれ細かい、例えば50,000円、10万円という軽微なものについてもそれぞれ申請していたものを纏めて一括し、申請して1,100万円ですけれども、町に交付金という形で県から来ている金額であります。

4番: 法定外公共物については理解しました。

市町村総合交付金ですが内容を調べてみましたら、使途を特定しないで受けられる交付金という規定になっていたようです。また1回目の質問に戻りますけれども、どういう目的で申請をしているのかを知りたい訳です。何でも良いからということになってしまえば、何でも良い訳ですけれども、やはり何か使用目的があってこそ申請をしているだろうと私は考えますから、そこを明確にしてもらいたいということです。

総務課長: 町営バス関係ですとか、納税組合とか、当然それぞれ交付金の根拠がある訳でして、一括的に交付して頂いておりますので、もしあれでしたら今回申請している一覧表等もありますので、どういった項目かも含めて後で資料として提出させて頂きたいと思いますので、宜しくお願いします。

4番: 後で頂ければ良いです。

3番: 18頁、土木使用料13の4の1ですが、内容を見ますと公営住宅使用料となっておりますが、前年対比で40万円程、減額になっておりますが、その減額の内容についてお伺いします。

地域整備課長: それぞれの棟につきまして微妙な誤差があるんですけれども、それによって80,000円位の差が出て来ているんですけれども、積算上で若干の誤差で安くなっているものだと思います。

総務課長: 総務課で補足させて頂きたいと思います。滞納繰越分ですけれども、去年113万円でしたが、 今年は大分改善になっておりまして、その分で約40万円減額になっております。滞納繰越分が改善された ことで、減額になっておりますので矢野課長の答弁に付け加えさせて頂きたいと思います。

3番: 滞納分の回収ということでしたら理解致します。この公営住宅の中には昨年新築されました舟 形診療所の先生の住宅も含んでおりますか。

総務課長: ここには入っておりません。別の予算の時に出てきますけれども、健康福祉課の予算で出て参ります。これは土木使用料ではありませんけれども。

健康福祉課長: 医師住宅の使用料については25頁の下段にある土地建物貸付収入の中での診療所貸付収入の中に入っております。

3番: 前年度の実績を把握していない訳ですけれども、新しく住宅が建てられて敷地面積が大分広くなったようですけれども、その辺の前年度の家賃と言いますか、その辺りの更新と言いますか、増額見込んでおりますか。

健康福祉課長: 資料を持ち合わせていないんですが、記憶によりますと前年度までは31,900円だった と思うんですが、現在は55,000円で県の基準を参考にしまして設定しております。

8番: 24頁、25頁の一番下段の不動産売払収入1,150万円はどの辺を予定しているのか、お聞きします。 総務課長: 土地売払収入ですが、1,150万円歳入で計上させて頂きましたけれども、旧舟形小学校で2 区画残っていますので、その2 区画分と、内山の分譲地ですが、その1 区画を見ております。今旧舟形小学校では2 区画と7 区画が売り残っておりますけれども、確定ではありませんけれども、1 区画が相談来ておりますので、残りも含めて旧舟形小学校は新年度中に何とか売却をしていきたいと考えております。ですから旧舟形小学校2 区画分と内山分譲住宅1 区画分を合わせて3 区画分を計上させて頂きました。

8番: 売却予定地では、舟形小学校跡地は1件の売却交渉をしているというお話でしたけれども、内山住宅等もありますので、その辺収入はもう少し堅く見積もるのかなと思っていましたけれども、見込みということで今年度中一生懸命になって売る、処分するという決意の表れと解釈して良いのかどうか、その辺をお伺いします。

総務課長: 今叶内委員さんから言われましたように、内山はまだ5区画残っておりますので、1区画分だけ上げさせて頂きましたけれども、経過も経っておりますので町長からも色々指示がありますので、何とか売却に向けて頑張って参りたいと考えております。

8番: 内山住宅は不良資産という形のままと思います。早急に処分しながら維持管理について経費の一層の削減に努力して頂きたいと思います。一生懸命、内山住宅を始め舟形小学校の跡地の販売に努力して頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長: 答弁はいりませんか。

8番: いりません。

3番: 12頁の町税1款1の1です。固定資産税、上の法人税も同じです。自動車税も同じですが、昨日申し上げました延滞分の関係ですが、特に法人税については延滞繰越分120万円と明記なっております。昨年度120万円、当初予算で計上しておりましたが、それより増えております。昨日の答弁ですとかなり対策を講じているということですが、今後これに対してどのような対応をしていくのか、もう一度お聞きします。

まちづくり課長: 滞納整理につきましては現在、町で国税申告をしていますけれども、国税の還付があった場合はその預金を差し押さえております。それについては国に差し押さえの通知を行いまして、通知を押さえる。国から納付する分を町に納めて頂くという手続きでやっております。昨年は8件実施しております。その他、町から農家に補助金等が行く訳ですけれども、その補助金を押さえております。それについて昨年は11件、延べでは29件実施しております。その他に戸別訪問を実施しておりますけれども、今回は徴収率的には昨年並みですけれども、22年度分までの滞納がある方で22年度まで完納を終えた方が48件、268万円程度に上っております。そういったことで少しずつではありますけれどもしております。うちの方で転作の奨励金がある水田関係がありますが、数年前までは町を通って農家に行った訳であります。それらについても押さえておりましたけれども、数年前から県から真っ直ぐ個人の通帳に行くということでなっておりまして、それらについては押さえ切れていない状況にありますけれども、それらについてもデータを収集して今後そういった転作関係の奨励金、町、国から行く分について押さえたいと考えております。

3番: それだけの差し押さえ等々の強い施策をやっておきながら毎年このように計上しなくてはいけないということは、まだまだ、何と言いますか、督促に甘い所があるのではないかと思いますので、この辺りもう少し強力的にやって頂きたいと思います。

関連でございますが、この頁で昨年の予算書ですと法人税なり、固定資産税なり、自動車税なり、明細に積算根拠が明記されておりましたが、今年度この予算書から省いた理由がございましたら、一言で結構ですのでお願いします。

まちづくり課長: 特に考え方がある訳ではないですが、他町村の予算書の計上に倣いまして簡略化させて頂いたということであります。以上でございます。

3番: 他町村に倣うのも良いとは思いますが、町の収入として一番肝心な町税の内容ですので、法人税なり、固定資産税の積算根拠を次からまた記して頂きたいと思いますが、要望です。

まちづくり課長: 今後そのように取り扱いたいと思います。

4番: 24、25頁の財産貸付収入についてお伺いします。駅前の駅舎と調剤薬局と診療所、駅舎も含めて町の財産だと私は理解しているんですけれども、その駅舎はJRに貸し付けているということになっているんでしょうか、それとも無料で使って頂いているということになっているんでしょうか。そこのところをお伺いします。

産業振興課長: 今質問ありました施設につきましては舟形町の物産センターという名称で町が管理しています。業務につきましては切符を売るとか、定期券を売るという業務はそこの中でJRから手数料を頂いて、町の収入として運営しているということになっております。

4番: そうしますとその手数料というのはどこに入ってくるものなのかと思います。診療所なんですが、診療所そのものとお医者さんが住む自宅と二つに分かれている訳ですけれども、二つ分の収入が181万8,000円になるんでしょうか。そこのところをお願いします。

健康福祉課長: 診療所関係につきましては医師住宅の使用料が月55,000円の12ヶ月分。診療所の貸付分が月額95,000円の12ヶ月分で合計181万8,000円となっております。

産業振興課長: JRからの切符取り扱いにつきましては29頁の雑入になりますけれども、下から7番目で舟形駅乗車券販売手数料90,000円計上しております。これが内容であります。

4番: 考え方ですが、駅舎を貸す家賃と手数料は別なんじゃないかと思うんです。つまり診療所にしても、調剤薬局にしても不動産の貸付収入を得ている訳ですけれども、JRに関してだけは手数料だけで済んでいる。そういうところに強く言えない事情があるのかも知れませんけれども、そういったところで不動産、駅舎の貸付賃貸料を頂いても良いんじゃないかと感じる訳ですけれども、ここら辺の考えはないのでしょうか。

副町長: 少し整理させて頂きたいと思いますが、あそこの物産センターの土地、診療所の土地は舟形町のものです。ですからJRに貸し付けるということでは払っておりません。建物についても観光物産センターは町の建物です。診療所も町で建ててお医者さんに貸しているということです。駅のホームぎりぎりがJRとの境界になっておりますので、土地は薬局も清流荘もあそこの土地は舟形町の土地であるということで、JRから借りているものは一切無いとご理解頂きたいと思います。

先程産業振興課長が申し上げましたように、薬剤師さんには薬剤師さんの貸付料を貰っていますし、 診療所についても貸付料を貰っている。医師住宅についてもお医者さんから住宅分の貸付料を貰っている ということであります。

委員長: 3回に達しているんですが、会議規則第54条の規定により、もう一度許可します。

4番: ありがとうございます。JRの件は分かりました。もう一つ違う質問しますけれども、調剤薬局建物の貸付収入がありますけれども、副町長の説明だとあの建物は舟形町のものであることは言わなかったので、無いという理解の中で建物収入が入っていることは土地収入ということなんでしょうか。

健康福祉課長: 舟形調剤薬局につきましては、建設は調剤薬局で建設しまして町に寄附をして、町では建物の固定資産税、或いは火災保険相当額を使用料として頂いているという状況になっております。

2番: 19頁、公営住宅使用料の関係で、昨日詳しく説明を受けなかったので、まず第一点がどの位支払われていない金額があるのか、またその金額の中で長期に亘る未支払い分もあるかと思いますけれども、古いものは何年位経っているのか、未回収分についてお願いします。

地域整備課長: 滞納の金額でございますけれども、23年度分としまして10人が滞納されております。金額として94万8,000円です。23年度以前に滞納している方もおります。人数が12人で金額として91万1,000円でございます。1番古い年度ですけれども19年度があります。2人おりまして67,000円程。20年度が1人で15万3,000円程。21年度が1人で14万5,000円。22年度に11人おります。22年度分については54万5,000円程滞納となっております。以上です。

2番: これまで延滞分の回収関係で確認しておきたいのは、遅れても全て回収してきたという理解でよろしいですか。と言うのは5年経過なり、法律上は帳簿から消すことも何年か経過すれば可能ですけれども、帳簿から消すことは一切しないで全て回収してきているという理解でよろしいでしょうか。

地域整備課長: 住宅使用料については帳簿から消すということはなくて、全て回収するという形を取っております。一番古いのは19年ですけれども、以前はもっと古いものがあったんですけれども、最近は大分回収されまして、19年度が一番古い形になっています。

2番: 分かりました。17頁の一番下、温泉テニスコート使用料75万円とありますけれども、利用者の内訳と言いますか、どういった方が使用しているのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長: 昨年の実績ですけれども890人程利用して頂いております。ただ前の年度と比べると法面が崩壊したことで使用されている方は少なくなっております。内訳としてはテニスクラブに入っている方々とか、新庄の方でクラブの練習場として使って頂いているのが殆どでございます。

2番: そうしますとこの使用料の中には、中学校での使用については徴収していないという理解でよろしいでしょうか。

産業振興課長: テニスコートの使用料については夜間照明の利用料金で理解して頂きたいと思います。 尚、使って頂ける方は今言いましたように社会教育団体、中学校の生徒さん達で、使用そのものにつきま しては料金を頂いていないということでございます。

2番: あくまでナイターの照明手数料として徴収しているだけで、日中使う分についてはタダという理解で良いですか。

産業振興課長: 基本的には舟形町の社会教育団体、例えばテニス愛好会とかに入っている方の場合は 無料ということです。ただ町外の方で新庄などの方が使用する場合は有料でやっています。ただ子供さん 達とか、学校教育の中でクラブ活動として使用する場合は無料とさせて頂いているということであります。

2番: 分かりました。

4番: もう一点質問させてもらいます。14頁、15頁の地方交付税収入の中で本年度が18億1,000万円、前年度が18億円という中で、普通交付税の16億5,000万円について質問ですが、この部分だけで言うと去年度対比で増額になっているのか、減額になっているのかをお伺いしたいと思います。

総務課長: 地方交付税については昨年に比べまして1,000万円増になっていますけれども、普通交付税だけを見ますと昨年と同額になっています。

4番: 同じということですと質問があるんです。12月議会で私は町長に対しての質問で非常に予算が豊富にこの4年間来たので色んな事業ができたのではないですかと聞いたら、町長がこう答えたんです。来年度は普通交付税、地方交付税が減額されると、そういうふうに言われていると私に答弁されたんです。でもここにその見込みが反映されていないんです。この職員と町長の考えの食い違いがなぜ起きているのかなというところを再質問させて頂きます。

町長: 12月の時点では国の地方財政計画と言うんですけれども、そのうちの地方交付税は減額の予定でありました。ですから12月時点では減額も予想されると申し上げましたけれども、最終的には財務省と総務省の折衝の中で、若干昨年度よりも総額で伸び率が上回ったと、減額ではないということで今回昨年度同じように16億5,000万円という計上になった次第であります。

4番: 国の方針で飲み込みから上げてきたということですけれども、過去において実際に地方交付税が年度毎にどんどん下げられていくという年は余り無かったのではないかと思うんです。ありますか。そういうことでしたら良いんですが、一般質問の中で答えた内容と今回上がって来た予算が違ったものですから、そこのところの反映をお伺いした訳です。そこである程度、今こういうふうに上げてきても実際は本当に来るかどうか分からないと思っているのかどうか、実際にこれが来るものだと考えているのか、そこら辺のところを再度質問させて頂きたいと思います。

総務課長: 今町長からも答弁ありました地方交付税、国の予算ですけれども0.5%増額なっているという連絡も受けていますので、町でも当然地方交付税の見積を間違えますと全ての予算に影響を与えますので、担当課としましては堅い見積ということで今回、昨年度と同じように16億5,000万円という計上させて頂きました。

委員長: 他にありませんか。

(無しの声あり)

無しと認め、一般会計歳入の質疑審査を終結致します。

第1款 議会費

委員長: 一般会計歳出に入ります。第1款 議会費の読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第1款 議会費の質疑に入ります。

(無しの声あり)

無しの声があります。無しと認め、第1款 議会費についての質疑審査を終結致します。

第2款 総務費

委員長: 第2款 総務費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第2款 総務費の質疑に入ります。

4番: 36頁、37頁の財産管理費の中で、この項目にはないんですけれども、本庁舎の櫓、スピーカーがついている所がもし災害が起きたときに非常に倒壊の危険が一番高いと言われたことを記憶しています。 そこの管理を今後どうしようと考えているのかをまずお伺いしたいと思います。

総務課長: 庁舎の塔屋の件だと思いますけれども、今は上に雪が乗っていて、私達もいつも注目して見ている訳ですけれども、塔屋と煙突が出ていますので地震があった時に一番危険が大きいと指摘されています。町でも耐震調査を行った訳ですが、25年から3ヵ年位かけて順次、役場庁舎の補強工事をやっていきたいという計画にしております。指摘されました塔屋については絶えず監視しながら見ていきたいと思いますし、どうしても塔屋は外から見てもわかりますように、風化しましてコンクリートが剥がれ落ちている感じがしますけれども、その辺も絶えず見ながら対応していきたいと考えております。

4番: 真っ先にあそこの塔屋を解体しなければならないのではないかと私は考えていたんですけれども、25年から工事を始めるというふうに理解してよろしいですか。

総務課長: 24年度の当初予算の中にも改修工事費は計上しておりませんけれども、今回統合する関係にて小学校で相当の予算が必要になりましたので、本来であれば4番議員がおっしゃるように、早期にしなくちゃならないんですけれども、予算等々考慮しながら25年から3ヵ年計画で順次耐震工事をしていくという計画を考えております。

2番: 33頁の時間外勤務手当700万円についてお伺いします。1つは、時間外はどうしても必要であればするということはやぶさかでは無いんですけれども、第1点がこの700万円という数字が昨年と比べてどうなのかお聞きしたいと思います。

総務課長: 一般職員の時間外勤務の予算は総務課のこの項目に全部一括して計上させて頂いております。700万円については昨年度と同様の計上をさせて頂きました。

2番: 一つは時間外勤務を減らす方策、もう一つが1人に偏らない為の具体的な対策と言いますか、 方策をどうしているのか、この辺をお伺いしたいと思います。

総務課長: 各職員の業務量の平準化につきましては、当然考慮しなければならない訳ですけれども、基本的に課が新しく一つ昨年設置なりましたことと、班制度を導入しておりますので、基本的には個人でできない場合は班員が協力してやると。また課の中で協力してやっていくことで、なるだけ特定の人にそういった業務量の負担がかからないように配慮はしております。また予算計上に当たりまして各課から事前に年間を通して、どの位時間外勤務が必要かを総務課で掌握しておりまして、聞き取りをしながら、当然行財政改革の最中でありますし、ある程度歳出を抑制していかなきゃならないということがありますので、私の方で各担当課長さんを通じまして、時間外をなるだけしないで勤務時間内で対応できるようにとお願いしております。実際各課から上がってきた金額につきましては、結構大きい数字が上がってきております。2番議員がご承知の通り、町でも職員をずっと採用しておりませんでしたので、少ない人数で業務をしていかなければならないという事情もありまして、なるだけ勤務時間内で終わるように努力はしている訳ですけれども、どうしても業務の内容によって必要な分がございますので、そこは各担当課長と相談しながら予算を配分しております。

2番: 只今、総務課長が答弁した内容で業務が遂行されていれば、敢えてこの場で質問はしない訳であります。ところが現実はと言いますと前回の定例会でも質問しておりましたけれども、一部庁舎において遅くまで電気が付いている、しかも偏っていると。私から言えば上席者である課長が本当に時間外を減らす為の対策と言いますか、行っているのかというところからすると非常に怠慢に感じられるんです。そういったところで本当に課長の権限を発揮して労務管理をしているのか、はなはだ疑問に感じているものですからもう少し突っ込んだ対策を行っていかなければ、この解決にはならないと私は感じております。今後このことに対する対応をどう考えているのか、お聞きします。

総務課長: 今指摘がありました内容についても課長会議等でもきちっと協議をして参りたいと思います。また総務課でも事前に各課で長期に亘って、どうしても時間外をしなくちゃならない場合は、決済と

言いますか、町長までの決済もきちっと貰うようにしておりますので、そういった総務課としてはルールも作っております。また特定のという話がございましたけれども、以前の議会でも大分指摘がございましたので、そういった点を踏まえながら新年度については課長会議等でそういうことの無いように皆さんと協議をして参りたいと思います。

3番: 42頁お願いします。2の1の10です。総合行政システム事業ですが、この費用につきましては 先般見せて頂きました酒田の日情システムにお支払いする使用料ですか。

総務課長: この委託料は日情システムさんと委託契約をしておりますので、その通りであります。

3番: そうしますと、51頁に戸籍総合システムリース料がありますがこれは別物ですか。1,100万円程計上しておりますが。

まちづくり課長: このシステムは総合行政システムとは別で戸籍のシステムになります。専用です。

3番: そうしますと戸籍システムというのはリースですか、どちらからお借りしているのですか。日情システムではそういうシステムは無いんですか。一本化できないのですか。

まちづくり課長: 総合行政システムは一般的には役場の中で一緒に使えるシステムですけれども、戸籍のシステムについては別個の扱いになっております。ただ戸籍については目情さんを使っている管内の戸籍システムの導入に当たって、同じようなシステムを使っている所と一緒になって管内で入札を行った結果、日情システムが落札して、結果的には日情システムになっているということでございます。戸籍については総合行政システムと違うシステムにしないと、法務省の方から指示されている仕様に基づいてする訳ですので、日情さんでもできる訳ですけれども、そちらのシステムとは一線を画して、あくまでも戸籍専用でまちづくり課に設置してありまして、他の所とは基本的には接続しないシステムになっています。**3番:** さまざまの理由があって別物にしたのかも知れませんけれども、それはそれでよろしいんですが、先程の課長の答弁で委託料だけ日情に支払いをしているということです。委託料というのは600万円

総務課長: 600万円というのが上段にありますけれども、それは電算機等の保守点検の委託料でありまして下の方に電算機等の使用料がありますけれども、ここで中山課長が言いましたけれども、町内で約30数件契約している訳ですけれども、選挙システムとか、給料計算、国保、介護、その他全部入る訳ですけれども、それが使用料として3,602万7,600円という予算を計上させて頂いております。

しか払っていない訳ですか。

4番: 同じく42頁の総合行政システム事業の電算機使用料が酒田の企業ということですが、先般視察に行った時も言われたんですが、津波が来たら1階は水没するだろうけれども電算システムは2階にあるから大丈夫だという話を受けてきたんです。先般山形新聞の津波の予想、私の記憶だと2m以上とか、それまでの津波ということで報道になっていました。それでもあそこは津波の被害に遭うと想定できる所ですが、その報道がされてすぐこのシステムが例えば津波、今回の東日本大震災波並の14m近くの津波が来たときは完璧に壊れるだろうなという所にできている訳です。その対策など即そういう報道が出たときに聞いたでしょうか。そういうところをお伺いしたいと思います。

総務課長: 山形新聞でも大きく報道されましたけれども、県でも地震の震度見直しで8.8まで大きくして、例えば津波も最大限来たときに地図はここまで浸水しますよと、海の水が最上川を逆流して遡ってきますということで、地図に全部明確になりました。私達も以前視察させて頂きましたが、その段階でも平地より若干高い所に機種等を設置してあるということで安心して見たところですが、新聞等でその辺り気になったものですから、図面を確認しましたら県でそれに見直しをかけて津波とか浸水は今までの想定よりも大きく被害が出ると発表なった訳ですが、それでも日情さんの設置してある会社につきましては浸水の心配が無いことを確認しております。

4番: 浸水の心配がないという想定は、津波で言うと何m位まで大丈夫だと考えているんでしょうか。 総務課長: 津波の高さはこれから確認しますけれども、国では日本海に津波が発生したと仮定して、 県ではマグニチュード7.7位で想定したのを8.8まで上げたことで相当大規模に想定していて、その高さを 更に高くして押し寄せた時に図面上に色別に発表しておりますので、私達もそれが一番気になりまして図 上で確認させて頂いたんですが、その確認の結果、日情さんの設置されている7号線沿いの会社について は、そこまでは県の見直ししたものに対しても安全は確保できると確認はしております。津波の高さにつ いては後で調べさせて頂きたいと思います。

4番: 東京電力もそうですが、大丈夫だ、大丈夫だと言っていて、大丈夫じゃなかったんですよね。

それで万が一、日情さんが大雨なり、津波の被害が遭った時、舟形町や他の市町村もですが、電算システムを守れるような状況にあるということを確認しているという理解でよろしいでしょうか。

総務課長: 現場を視察した時も会社担当の方から色々お話を伺っているんですけれども、現時点で考えられる色んなものを想定しながら、そういったものに耐えられる構造でしているんだということを伺っておりますし、高さにしても我々から見ましても相当配慮しているなと見ましたので、我々としてはこれまでの繋がりもありますし、会社の工場を見ましてもその辺りは大丈夫では無いかと思いますし、今回の県の見直しについても十分に耐えられるものだと考えております。

7番: 私から37頁の財産管理に入ると思いますが、その中で耐震化ということで県にも各市町村の避難所の耐震化について調べたんですが、その中で66%、今日の新聞にも最上町では1ヵ所訂正したことでトータル66.7%になった訳ですけれども、舟形町では34避難所ある中で、耐震化済みが12施設ですか、率にして35.3%と新聞紙上には載っていますけれども。24年度の耐震化をするかどうか、検査をこれからする訳ですけれども、費用もかかると思うのですが、この費用は町で持って検査する訳ですか、予算書に入っているか入っていないか、そこをお聞きします。

総務課長: 山形新聞には各市町村の耐震化の取り組み状況ということで発表なっていますけれども、 舟形町については34ヵ所のうち、12ヵ所、耐震化率は35.3%とありますけれども、これは山新からアンケート調査が来まして、前回も公民館の耐震化という話になりましたけれども、町ではそこまでできなかったものですから、昭和50年以前に建築したものについては耐震基準を満たしていないということで、設置年月日だけを調べて、56年以降に設置した建物だけが12あると町では報告させて頂きました。山新だけでなくて、色んな報道機関からその時、その時電話等の問い合わせがありますけれども、今回もそういったものに基づいて山形新聞では対応しているのではないかと思いますし、率にして100%もありますし、非常に装置そのものも市町村によって取り組みが違うと思いますけれども、中には8.3%というのもありますけれども、そういったことで町では調査はしておりませんけれども、あくまでも建てた建物の年度だけは分かりますので、それを基準として今回のアンケート調査に回答させて頂いたということになっていますので、予算には計上はございません。

7番: そうすると年度で判断したということですが、各公民館の耐震化調査はまだ進んでいく訳ですか。それと費用がある訳ですね。各地域で負担とかがあるのか。後は避難場所も各地域で公民館の傍となっていると思いますが、その地域で見直しもあると思います。例えばうちの方では公民館は下流の方にある訳ですが、高台、長沢駅の近くで建物はありませんけれども、そういう避難場所も一応あるかと私なりに思っていますけれども、各地域によっても様々なこと、考えがあると思いますけれども、そういうことでどういう考えを持っているのか。

後は看板ですね、何年か前に避難場所という看板がありましたね。今はあるんですか。無いならその設置をする見込みはあるかないか、お伺いします。

総務課長: 公民館につきましては殆どが第一次避難所ということで、地区の公民館でありまして、多分協議会から補助金は少し出していると思いますけれども、耐震化しますと当然お金がかかる訳ですので、町では当然公民館を指定している訳ですけれども、その点数もかなりありますし、経費をどうするかにつきましてはまだ具体的に決めてはいませんけれども、地域の方は一番始めに安全ということでそこに避難される訳ですので、これから町長と協議しながら地区公民館について耐震化にかかる経費についてこれから検討させて頂きたいと思います。

二つ目の避難場所の設置ということで、前は看板で分かるようにしていた訳ですが、雪とか除雪の関係で議員さんから指摘されましたように、殆どの所で無くなっている状態のような気がしますので、そういったことも含めて今回防災計画の見直しもありますので、そういったことを含めて検討させて頂きたいと思います。

7番: 震災の瓦礫ということで、最上8市町村の受入体制というのでここに乗っていますけれども、 舟形町では施設が無いということで広域の方ではどういう対応しているのか、新庄市でもその他というこ とでなっていますけれども事務組合の判断になっていますが。最上町では一応受入はやっている訳ですが、 今後8市町村の受入体制の内容についてお願いします。

総務課長: それにつきましては当然県を通じて受入の調査等があった訳ですけれども、最上広域組合の方でやっていますので、それぞれ市町村の持ち合わせはございません。最上町につきましては民間の方

でそういう施設がありますので、そこは独自の判断でできると思いますけれども、あくまでも8市町村の容量と言いますか、処理する能力とか敷地の関係もありまして、キャパが決まっている訳ですので、当然お互いに協力しなくちゃならないという気持ちは重々ある訳ですけれども、現段階ではそれを受けることはできないということでそういった判断をさせて頂いているところであります。

3番: 44頁、2の1の12の交通安全対策費ですが、ここで申し上げるのかどうか不安なのですが、近年高齢者75歳以上の運転者の死亡事故が10年前からすると1.5から2倍位になっているということですが、 舟形町での70歳以上の運転免許証取得者と言うんですが、人数の把握はしておりますか。

まちづくり課長: 担当に聞いてみないと、私の方ではちょっと資料がございませんので、後程お答えしたいと思います。

3番: 何でこういうことを言うかというと、ある町民の方から70歳以上が付けなきゃいけない、前のもみじマーク、今は四つ葉マークと言うらしいんですが、それを高齢者になってもつけていない方が沢山いて、交通の往来に支障まではきたさないんでしょうが、問題がある場面もあるということで是非70歳以上、今は努力義務で罰則は無い訳ですが、その方々にマークを町の方で提供することはできないのかという提案がありましたので、その辺りお考えが無いかお聞きします。

まちづくり課長: 基本的には個人から買って頂くことで、町では予算等を計上はしておりませんけれども、今町で取り組んでいるのは高齢者の交通安全教室を各地区に打診をして、先般の土曜日も西堀の町内会で実施しております。そういったことで教室関係に力を入れて実施しております。それから運転の練習と言いますか、自分の判断が速くできているのかどうか、車を年間に何回かお借りしてやっているところですので、そういう形の交通安全の啓発、啓蒙を実施しているところでありまして、今後交通安全協議会とも協議をしながらそういったことについて、補助をすべきかどうかについても検討を進めていきたいと思います。

3番: 今の課長の答弁内容のように、様々な機会を通じてお年寄りの方を対象に教室等を開催しているのは存じ上げております。今申し上げましたマークについては、他県でも自治体にて無償で交付している所もありますので、その当たり、鑑みながら対応をお願いしたいと思います。以上です。

8番: 44頁下段の定住推進事業費の中でお伺いします。650万円程、前年対比で伸びていますけれども、内容をお聞きします。

まちづくり課長: 若あゆ定住推進事業について、一つは子育て支援、若者定住支援交付金、在来工法関係の建築支援、リフォーム補助金、それからヴィーナス定住交付金というのが23年から実施しておりますけれども、事業に対しては県からの補助金も23年度から加わることになって、かなり好評と言いますか、申請が多い状況でございます。町としましては商工業者の経済の活性化と共に、基金を導入してこの事業を実施していますけれども、そういった展開を計る為に途中補正もしておりますので、そういったことで事業費を上げているところです。婚活事業については24年度についてはもう少し事業の回数を増やして実施して、婚活の推進を図って参りたいということで事業費を伸ばしているところです。そういったことでひっくるめまして650万円の事業になったということでございます。

それから県議会から始まりまして、この住宅総合支援事業に県では来年度から耐震化の工事について 4分の1、または60万円限度の事業が動くようです。それについても町の住宅総合支援事業の補助金の交付要綱にそれらを盛り込みまして、それらについても町で対応して参りたいと考えているところです。そ ういったことで今年度については事業費を伸ばしているということでございます。

8番: この定住促進事業については奥山町長のマニフェストの中で若者の定住を図りたいということがありますので、奥山町長の目指す若者定住促進の為にもう少しこの辺にメリハリをつけた予算と言いますか、もっと増額しても良かったのではないか。新しい観点から補助金なり、助成制度を見直しながら定住を図っていくという観点からもう少し増額予算になっても良いのかなと思いますのでその辺の考えをお伺いします。

まちづくり課長: 現在単価を上げるとは想定しておりませんが、今後色々検討しまして子育てし易い環境、若者が定住し易い環境について今後検討して参りたいと思います。今年度の予算については現在までに住民の方々から申請を取り纏めて、24年度に実施するという数字を押さえている訳ではございませんので、今のところ今年度の実施見込みを勘案して予算を計上しております。従いまして県の予算、町の対象者が増えた段階で補正等にて対応して参りたいと思います。

8番: この定住促進事業に対しては各市町村とも色んな知恵を生かしながら、あらゆる手段を使って若者の定住を図っています。我々舟形町も財政との兼ね合いもありますけれども、思い切った若者の定住を図る為に予算なり、アイディアを出し合って、これから年々町の人口が減っていく中で、町長は6,000人台を何としても維持したいという強い決意がありますので、その辺の観点から若者定住促進事業にもう一段と力を入れながら、町の発展の為に予算編成を今後とも務めて頂きたいと思いますけれども、その辺のお考えをお願いします。

まちづくり課長: 今後とも他町村の色んな施策を参考とさせて頂きながら、町で財源的に取り組める施策を検討して参りたいと思います。ただ町で基金を造成しておりますけれども、経済対策で実施しておりますので、基本的には財源の範囲内でやれると考えております。今後こういった施策が財源不足が段々出てくる中で、どこまで出来るかということもありますので、補助金等の継続的な執行と言いますか、そういうことを総合的に判断して色んな政策について今後勉強して参りたいと思います。

4番: 44、45頁の同じく定住推進事業費についてお伺いします。項目が2項目で少ないなと思います。 先般私にこう言う方がおりました。「自分の家に息子が山形から帰ってくるから良い仕事が無いか」と正 直にそういう話です。良く聞いてみたら仕事を辞めて、この舟形町に住んで新しい仕事を探すという話で した。心の中では通える距離なのにと思いまして、そこでこの質問をさせてもらう訳です。昨年も質問さ せてもらいましたけれども、そういった方々へのサポートが必要なのでは無いかと思っているんです。要 するに通勤費補助、或いは遠く通勤する方が舟形に住める環境を作る必要があるのではないか、それが一 つ定住推進事業に繋がるのではないかと私考えているんです。その点、昨年一般質問させてもらいました ので、どういう考えで今いるのかその点ちょっとお伺いしたいと思います。

まちづくり課長: 前回も質問がありまして、私の方で議員が言われるところについても調べました。 通勤手当的なものを出している所も確かにございましたけれども、よくその背景を見ますと離島に残ってもらいたい為に高い船賃を補助するとか、高速道路の促進の為にその高速道路を作って通勤して頂きたいとか、色んな背景があるようでございます。前にも申し上げたかと思いますが、通勤手当についてはこういう政策もない訳ではないんですが、私の方で今のところ、通勤手当については、会社塔が負担されるべきものと解釈をしているところです。それを遠くまでどういったことで、いろんな通勤方法があるかと思いますけれども、それらについてどこまでを線引きしてどこまでを支払うのかということもございますので、そこら辺については現在のところ、企業、山形県職員であれば県で支払うべきものということで、今のところ通勤費、日当等の補助については考えておりません。

4番: 通勤補助じゃなくても良いんです。通勤費の補助じゃなくても良いんです。遠くに仕事に行っている方が舟形町に住んで、尚且つ仕事を辞めないで遠くに仕事に出て行ける環境を作って頂ければそれで良いんです。そういうつもりがあるのか、無いのかをお伺いしたいんです。

まちづくり課長: 私の方でも担当に色々議論をさせたところです。遠くという定義をどこに置くかが問題になるかと思います。例えば山形より遠くが遠くと設定をするのか、東根までを遠くと設定するのかという問題があります。そういったことで例えば天童までの距離で半径の距離を設定した場合、天童の人にはそういった助成金が出て、東根の人には出ないとか。そういったこともあります。尾花沢で駄目で村山市が良いとか。そこら辺の女性の仕方についてもなかなか難しいものあるのではないかということがつっ。それから先程言いましたように通勤手当は企業で負担をして頂いているという状況があることがあります。会社によっては新幹線を利用して頂いて、それらの新幹線定期を全て払っているところもございますけれども、町の方でそういった方々を数字的に拾い上げて、補助金を支給することはなかなか厳しいものがあるだろうということで、現在のところ考えていないということでございます。

4番: いくら定住対策をしたとしても、背景にある「じゃあ仕事はどうするんだ」とか。自分達がこっちに来たとき一番問題になるのは仕事とか、収入だと思うんです。そこのところを解決しなければ定住促進や定住支援にならないと私は思っているんです。

ですから、今は無いようですけれども、この考えは間違っていないと思いますよ。遠くに通って仕事をしている人が舟形町に住んで通えるようにするという施策はやったとしても、これは間違えではないと思います。むしろ成功すると私は考えております。今は無いということですけれども、是非真剣にこのことを考えて頂きたいと思います。新しく仕事を作るのもなかなか難しいでしょう、工場も誘致するのは難しいという答弁がありました。ならば今やっている仕事を生かして舟形町に住んでもらえるという政策を進

めていくべきだと私は思います。ですから、そういった政策がこういう定住推進費の中に入ってくるのは 当然だろうと私は考えますけれども、今後とも全く無いということですか。

副町長: その提案について政策推進会議でも検討したところであります。ただ中山課長が申した通り、補助金を交付することは公平、公正でなければならない。天童が該当して、東根までが該当しなくて良いのか、どこで区切りを付けるのか。確かにそれも定住の一つの提案だと十分に理解します。しかし公平、公正な定住の助成になれば、今色々町でもしています子育て支援なり、住宅に対する子供がいる家庭については減額するとか、そういう政策が公平、公正な政策であるのではないかと私達は思っています。その他に遠くに通っている施策というものは色々考えられるとすれば、それはそれとして私達も色々考えてみたいと思いますけれども、町民の税金を使う訳ですので公平、公正な補助金制度を考えていかないとまずいのかなと思いますので、その点提案は提案として十分理解できますけれどもその辺ご理解を頂きたいと思います。

1番: 41頁をお願いします。特別豪雪地帯先導的事業の中での新雪国エコ環境住宅調査事業の委託料について内容をお伺いしたいと思います。

まちづくり課長: この特別豪雪地帯先導的事業導入推進事業でありますけれども、堀内にある町の土地に補助金で建てた住宅が1棟ございます。そこに雪氷室と屋根融雪関係の施設を整備しておりますけれども、それらについては実験事業、先導的事業で国の国土交通省からお金を頂いてやっています。その実験事業として、データを色んな角度から、山形大学の横山先生に委託しまして実験をして頂いておりますけれども、それらの調査委託料で10万円を計上しております。基本的には学生たちが一緒に現場に来て、色んなものを調べたり、電話回線でデータを大学にやることになっていますけれども、そういったデータの解析等を実施しております。昨年までは地下水の利用で、冬の屋根と駐車場の融雪を行っておりましたけれども、夏に冷たい水の温度を取って、それらを屋根に回すことによって冷房的な効果、そういったものを研究して頂いているところであります。補助金を頂いておりますので実験事業として山大に委託している経費であります。

1番: 堀内に国交省の補助事業で19年度に住宅が建築されて今現在月30,000円ですか、年間36万円の賃貸料を頂いて管理している住宅に対しての横山教授を含めての調査委託費だと思います。町の新しく小学校跡地に建ちました住宅も地中熱利用という形の中で利用されているかと思いますけれども、その頁の一番下の再生エネルギー、可能エネルギーの事業で今年新規に入れた補助事業の範囲で良いんですけれども、項目的に今課長から説明ありましたように、地中熱を利用するエネルギーと太陽熱と諸々項目的にある訳ですけれども、地中熱を夏場冬場に利用するに当たって色々な課題等が多くあります。実際のところ個人住宅にこれを普及するにはもう少し研究課題等、詰めなければならないところがコスト的な問題とか色々あると思われる中で、これからも事業費調査の中で色々経費がかかる訳です。継続的に支援して頂く形を強くお願いするところでありまして、尚、新しいエネルギー導入補助金の中で地中熱とありますけれども、地中熱の中で熱を利用するやり方と水の力を使って融雪する、要するに井戸水を使って自分の家の周りの融雪をする形も再生エネルギーで位置付けることが可能でありますか。

まちづくり課長: まず第1点目の修繕関係ですが、町の建物ですのでそれらの修繕については当然町が対応するべきものと考えております。

再生可能エネルギーのところですけれども、今回の国の福島第一原発の事故から再生可能エネルギーの事業についてかなり制度化されております。そういった事業が叫ばれている中で町として地球温暖化防止、循環型社会の構築、電力不足への対応で、何かしらしなければならないのではないかということで、今回300万円程計上させて頂きました。この中に井戸水がありましたけれども、私の方では基本的には再生可能エネルギーという国で言われている表現の中での対応を考えておりまして、井戸水については基本的に今のところ町の補助の対象には考えておりません。

1番: 第二庁舎隣のパーマ屋さんでも、副町長さんのお宅でも今年の冬は井戸水を汲み上げて雪を消す。要するにコスト的な面から見ると地中の熱を利用して舗装されている、コンクリされている一般的な家屋の玄関先並びに駐車場を改善していくことに関してはかなりのコストを要する形になりますので、やはり地域に合ったような形、太陽熱に関しても雪国にある我が町では設置したところで、サビと屋根の修繕を誰がどういう形でするのという課題がこれから多く出てきて、業者ともかなり問題が続発してくるような課題が多くあります。そういう中で地域に合ったエネルギーをこの事業でカバーしていくという形に

よりますと、やはり地下水を利用することもこの中に取り入れていく形を是非もって頂きたいと思います。それと頁が若干ずれますが、45頁の同じような補助事業の中で、住み良いまちづくりで大変東京の小学校があります。住み良いまちづくり、子育てし易いまちづくりということで、町内に来れば最高200万円の助成を頂いて、家を建てられるような資源がある訳ですけれども、その中で何項目がある中で、これもお知らせ版で23年7月頃に案内が出ている訳ですけれども、県と町が重複して手厚く助成事業が頂ける範囲があるけれども、なかなか中身を町民が理解していないという形がありますので、できる範囲であれば23年度の事業がこの中で特にこれから一番大事なリフォームとか、どの程度利用度があったのか、今後の推進の仕方、できるだけ多くの町民に分かって頂けるような推進の仕方を考えて頂きたいと思いますので、そこら辺の答弁ともう一つ再生可能エネルギーを今年から民間に導入しないかという新規事業を作った訳ですけれども、先般の一般質問でもさせて頂きました。町民は「再生可能エネルギーを導入しないか」という問いかけに対して町が今構築しようとするものに対して再生可能エネルギー導入していない、する考えがないことに対してのまちづくり課長の意見をお聞きしたいと思いますので宜しくお願いします。

まちづくり課長: まず地下水については、ちょっと勉強させて頂きたいと思います。

それから45頁と41頁の再生可能エネルギーについては、私共の方では一つの事業のダブルでの補助は考えておりません。ダブってはいけないと考えております。ただ再生可能エネルギーの部分について設計書を分けて頂いて太陽熱の部分、バイオマスの部分、雪氷熱、そういった部分が設計書上、分けられれば在来工法の改修部分についての補助金はこちらのエネルギー関係の補助金とは別個ですので合わせて交付することについて想定はしております。

それから今現在、先程も若干申し上げましたけれども県の耐震化のものもございますが、今回再生可能エネルギーについても県で新しく補助金の仕組みを作るようでございます。それらの部分も町と県については併用することは想定しております。例えば太陽光については町、県、国が重複で貰えることになります。それに合わせて先程言われている屋根とかの改修について、県産材を活用しながらやっていけば県の補助金も該当になりますし、町の在来工法で町内の大工さん、設備業者さんを使って頂ければそれも対象になると。ただし対象となる金額は分けて頂きますので、それらについては活用して頂けるのではないかと考えております。それから県の仕組み、町の仕組みと色々あって町民の方が分からないのではないかということですが、町では商工業者、大工さん、設備業者さん、町の商工会で説明会を実施しております。従いまして、その方々がそういった改修をすれば町から補助金を頂けることを承知しておりますので、今現在、逆に大工さんから、うちの方も大工さんに頑張って商売をして下さいと推進しております。逆に改修をお願いされた方々の受注をしている大工さんから申請が多く来ているような状況であります。現在までの状況ですけれども、ヴィーナス補助金についてはこの間の町長の答弁にもありましたが、1件補助金を活用しておりますが、今年度末、並びに現在建築中でありますので、それらについても3月末か4月の始めまでには6件位にはなるのではないかと数字的には押さえております。

それから県の総合リフォーム関係でありますが、今現在執行額が640万円程になっております。それから町の在来工法新築部分については155万円、リフォームについては652万5,000円。町の方は807万5,000円になります。若者定住の支援でございますけれども100万円。子育て支援関係ですが子供の数によって交付している訳ですが190万円、合計で290万円になっております。ただ若者定住、子育て支援の中で町内の業者を使っていない方もおりますので、そういう方については在来工法とかそういったものについては補助金を交付できない時もありますので、新築の数字と若者、子育関係の数字がバランス的にはある訳ですが、今現在2336万4,000円程のヴィーナス在来工法の関係、若者定住、子育て支援関係の補助金を交付しているところです。

町で何もしないのではないかということですけれども、先般国のグリーン・ニューディール基金事業にて町で補助金の交付申請をすることにしては、全協で皆さんに説明させて頂きましたけれども、3億円程要求しておりましたが、7,100万円程しか内示が来ておりません。これについては太陽光といったものが必須要件となっている訳ですので、舟形の小学校、中央公民館、生涯学習センター等に太陽光発電と蓄電池、何日間分か保つということでの対応と、街灯関係、夜集まれるように停電になっても街頭がつくシステムを考えているところです。24年につきましてはそれらについて精度を高めた検討を進めて、25年から実施しようと考えておりますので、その再生可能エネルギーについても国の補助金の事業費の中ですが、対応しようとしておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

9番: それでは40、41頁の企画開発費の中で、一つは最上広域の交流拠点の整備事業分担金の内容について。もう一点はずっと下に行きまして縄文ヴィーナスのモニュメント等の設置事業ですけれども、モニュメント設置場所と大きさと言いますか、規模についてお伺いします。

まちづくり課長: 第1点の最上広域市町村圏事務組合交流拠点施設の整備事業費の分担金ですが、交流施設の分担金、ゆめりあの分担金になります。縄文ヴィーナスモニュメント等の設置事業ですけれども、兼ねてから議会でも色々ご質問等ございましたけれども、町では維持管理等も考えまして、ヴィーナスのモニュメントを地域の方々と何回も相談してモニュメントを建てるということで考えております。場所については舟形中学校の県道沿いに県の残地がありまして、そこの県から借り上げしまして、そちらに建てたいと考えております。大きさについては台座が大体1m50、実際の土偶が40cm位ですが、もう少し大きいものが欲しいという地元の要望がございまして、今ところ白っぽい石で大体2m前後、1.8mから2m前後の大きさのものを台座に載せて整備したいと考えております。そちらの近くに鳥瞰図的な看板を整備したいというのはトンネルの上に縄文火祭りの場所とか、今発掘された所に史跡の石碑がございますが、そういったところの案内も兼ねた鳥瞰図的な看板もこの事業費の中で検討しております。ということで中学校前の県道の残地を考えております。

9番: ゆめりあの件については改修とか工事が伴うものではなくて、これまでも続いている分担金と解釈して良いですね。それから縄文ヴィーナスのモニュメントですけれども、先日も申し上げましたけれども、今年は発見から20年ということで、色々と里帰りの展示企画ですとか企画はあるようですけれども、そこにただモニュメントを建てただけではなくて、他所から人を呼べるようなものにしていく必要があると思います。そういう意味である程度周辺整備と言いますか、そういうものも必要かと思いますが、今年の予定している行事等も含めてその辺の考えを伺います。

まちづくり課長: 現在その所については整地を若干行って、まずモニュメントを建てると考えております。それから大々的にPRをする上でも4月になったら早急に発注しまして、8月4日と5日に縄文火祭りを計画されておりますので、それに合わせて除幕式が行えれば良いなということで、それに合わせたいという考えを保っています。第1部が縄文ヴィーナスのモニュメントの除幕式ができて、二部構成でトンネルの上の敷地でイベントが出来ればと考えております。そういったことで実施することによって色々マスコミ、新聞報道各社から色んな面でPRをして頂けるものと考えております。

それから看板等についても色々状況関係を説明しまして、こういった所で出たということが分かるような説明も加えて実施したいと考えております。縄文火祭りも計画しているところですけれども、国の財団法人から長寿社会ソフト事業という事業がございまして、それらのお金100万円を頂いて、それを活用して若者が自分達で計画して自分達の力で事業を実施するということで、こういった地域づくりの中で地域の力を発揮して頂けるような仕組みの中で事業展開をしたいと考えているところです。

9番: ではもう1点だけ。例えば土偶の実像と言いますか、里帰りを実施することになったら場所的には何処を考えておりますか。

教育長: 里帰り展につきましては、教育委員会の方の文化財関係で予算を計上させて頂いて、後でご審議頂けるのではないかと思いますが、県と相談しながら発掘20年であるということで、県でもかなり重点的に支援したいという形で、県と町と博物館の3者で舟形町出土20年と県の所有物でありますので、県の方でも協力しながらやっていくということで、現段階では6月上旬に舟形町で舟形町民にいち早く出土20年の記念事業をやるということで今計画を進めて、場所的には管理上の問題がありますので、中央公民館を会場に実施したい県と相談しております。尚これらについては県の事業もありますので、県では6月下旬頃にするということで、町、県で合わせて出土20年で計画を練っているところであります。

委員長: 質疑途中でありますが、1時まで休憩します。(11:53)

委員長: 休憩前に復し、総務費の質疑を再開します。(1:01)

その前に午前中に答弁等が余りにも長過ぎたと感じますので時間の関係上、宜しくお願いしたいと思います。

5番: 私から45頁13項の防犯対策費についてお伺いしたいと思います。来年25年に舟形町の警察駐在所関係ですが、長沢駐在所はそのままですが、堀内駐在と舟形駐在を統合するという話をお聞きしているところであります。その点から町長の考えを一つお伺いしたいと思います。

町長: 今ご質問の通りで23年の5月でしたか、山形県の交番、駐在所を見直しすることで、24年から

26年までの3ヵ年でそれぞれの統合、或いは老朽化に伴っての新設で新庄最上管内でも舟形駐在所や30年以上老朽化した交番、或いは駐在所を対象にして3年間で整備するということで、萩野、最上町、戸沢村2ヵ所、舟形2ヵ所で7ヵ所でしたか、新庄最上管内での整備がなされまして、舟形駐在所と堀内駐在所を統合して平成24年度に実施したいということですので、その後非公式に警察にも参りましたけれども、昨年10月だったと思いますが、私と議会の信夫議長さんの連名で「とにかく町民の治安を守る最高のものが駐在所、警察官でありますので何とか居て欲しい」と申し上げながら、計画通りになるとすれば堀内駐在所の体制を舟形町ではなくて、新庄の方に住居を共にすることで、何とか今の2署体制と言うよりも1署になったとしても、舟形駐在所の方と堀内駐在所の方を同じ場所に住居を構えることを議長さんと共に要望して参りました。新庄署長と警備課長でしたか、2人と面談しながら色々舟形町の願意というものを要望して参りましたので、これからの期間もある訳ですので、1月でしたか、本町の前新庄駐在所の所長でありました今の生活交通安全部長さんにもそれなりにお願いして参りましたけれども、これからも舟形町の場合というものを要望継続して要望して参りたいと考えております。以上です。

5番: 堀内駐在所、舟形駐在所を交番的なことで一つの建物にしたいという話を聞いた訳ですけれども、中身に関して1人を置いて1人は新庄から通って来るという話も定かではないのかなという感じをしていました。できれば町として、頁の最後にあるように先程から色々な質問がされておりますけれども、定住推進事業にも絡んでくると思いますけれども、例えば舟形町民と同じように1戸建ての家を建てて、家賃を貰って警察官を置くという考えも一つの方策ではないのかなと。おそらく町長も同じような考えではないかという気がするのですが、何せ地元自治体が動かないことには県では勿論、警察でもこういう動きは出て来ないと思うんです。今言ったように2人体制にはなるけども、1人は新庄から通って来るのと、逆に舟形町に住んでいるのでは大分違うと思うんです。先程言ったように最上町出身の中島所長、今回で退職ですけれども、交通部長にも町長は色々な話をしてきたと解釈しているんですが、やはり県の持ち出し、金のかかる範囲でできれば舟形から将来的には2人の駐在にしたいという考えなのか、あくまでも建物等は建てられないので、新庄から通わせるという考えなのか。やはり定住推進事業にも絡んでくるということで、できれば今年度少しでも良いからここに予算を計上し、その姿勢を県なり新庄警察署に示して欲しかったというのが本音であります。そういうことからもう一度担当課長でも、町長でも良いです。お願いします。

町長: この願意というもの舟形駐在所と堀内駐在所1ヵ所に集合体として駐在所が新たに建設なる、新たに2人体制でそこに住居を構えて欲しいという願意を申し上げております。そのことを踏まえながら、なかなか難しいということになるとすれば、今加藤議員がおっしゃったような考え方も一考なのかなと思っています。これからの財政的な面もありますし、例えばお医者さんで申し上げましたけれども、何と言っても治安を守るという観点から進んでいかないと、県の事業であれ、町の事業であれ、問わない訳でありますので、その辺も十分に斟酌しながら町民の皆さんの安心安全という目線に立って取り組んで参りたいと思います。

4番: 32、33頁の総務費一般管理費の中で給与についてお伺いします。職員給与1億4,000万円程上がっています。その内訳がずうっと並んでいる訳ですけれども、130頁と131頁を見て頂きたいと思います。この一般職総括の中で給料、本年度が3億1,600万円、前年度が3億2,400万円で、739万5,000円減で、職員手当も減になっているということですが、共済費の部分だけ3名減になるにも関わらず150万円程アップと書かれています。ちょっとここら辺についてご説明お願いします。

総務課長: 130頁のように一般職の総括ということで、前年度と今年度の給与明細の比較が記載されている訳ですが、議員が申されましたように給与等については、職員の退職等に伴いまして減額になっております。例えば23年度は4名退職予定で、新年度は1名採用ですけれども、来年度も今のところ6名が退職予定になっていることで給与等については退職した分が減になるのではないかと思っております。

それに合わせて共済費が逆に高くなっているというご指摘ですが、共済費の中には退職手当組合の負担金等も入っておりまして、退職に伴って退職者の数、または退職時の給与等に合わせて退職手当の特別負担金というのを町の方で退職手当組合に支払わなくてはいけませんので、そういった意味でその分が退職手当の特別負担金が今のところ増と見ておりますので、その分が昨年度と比べて本年度が逆に増えているという形になっております。

4番: そうしますと今年度共済費が1億9,000万円程上がっていますけれども、割る6で見て良いとい

うことだと思いますけれども、退職特別負担金について、それは一体どういうものなのか。32頁、33頁に戻って頂きますと、市町村職員共済組合費負担金を13人で4,800万円程負担し続けている訳です。これは他の職員も同じだと思いますが。それに付け加えて更に退職特別負担金という負担金がかかってくるという二重制度と言うんですか、正直一般庶民的感覚から言えばやり過ぎではないのかと感じる訳ですが、一体どういう訳でこういう制度になっているんでしょうか、お伺いします。

総務課長: 一般給与と言いますとイメージ的に毎月頂く給与と理解されていると思いますが、市町村 職員共済組合ですとなかなか表に出て来ないものですから、理解しづらい面もあると思いますけれども、 給与と比べて殆ど差が無いような感じで金額もどんどん増えております。例外として退職手当組合に入っ た時から当然、手当を支払わなくてはならない訳ですから、それは全部町の負担になる訳です。個人の負 担はございません。退職手当については級毎に応じまして、その都度、その都度給与と同じように退職手 当組合に払っている訳です。そして退職手当組合の安定的な管理運営等をしていく上で、例えば去年は3 人、今年は10人になったと言いますと退手組合の基金が非常に危険になりますので、人数等に応じて退職 する年次に、毎月、毎月お支払いしている退職手当組合の方に特別負担金をしなければならない訳です。 当然特別職についても同じですけれども。例えば任期の終了時点で更に退職手当が出ますので、その時一 般職と同じように特別職についても新たに別として特別手当を組合にお支払いするとなっておりますので、 これは全部退職手当組合だけじゃなくて、その他の健康保険料とか、諸々の保険料が入っておりますが、 一番大きいのは今議員が申されたように退職手当組合の組合に対する負担金が金額的には一番多いのでは ないかと思います。因みに昨年ですと1人退職加算ということで、通常分に辞める年度で1人に対して 250万円から270万円位の金額でお支払いをしておりますし、今年度も新年度も6名を予定しておりますの で、更にそれに近い数字の町の方に特別退職手当負担金ということで、組合から請求が来るのではないか と思います。当然それも予算計上させて頂きたいと思っております。

4番: 私が言いたいことと違うのかなと思いますが、共済組合に毎月これだけの金額をかけている訳です。そうしたら退職金はそういう組合から来るものなのではないかと考える訳です。それが更にこっちから特別手当で出さなければならない、その意味が分からないと言っているんです。ですからまた退職者がいると更に組合から請求が来るのは、おかしな制度だと私は思うんですが、その点です。

総務課長: 当然負担率もありますけれども、例えば定数100名で常時100名の職員がいて、3人退職して3人入れば支える側は100人ですから、ある程度一定の金額で良いと思いますけれども、今現在82名ですのでかける側の職員数がどんどん減ってきています。どうしてもそういった意味で毎月の負担金だけでは足りなくなってくると言いますか、どこの町村でも同じなんですけれども、団塊の世代で大量に退職しますと一気に基金から取り崩しになる訳ですけれども、基本的には市町村が積み立てしていると考えても良いと思いますけれども、安定的に退職手当組合の基金を運営していく上で、健全化を図る為になるだけ負担が増減にならないようにはしているんですけれども、それでも退職手当、退職する時点で人数に応じて特別負担金という形で先程言いましたけれども、昨年ですと250万円から270万円、かける人数分の請求が来ておりますし、今年も今のところ6名が退職予定ですので、そういった特別負担金を更に払わなくちゃいけないということになっております。ですから人数が同じじゃなくて、払う側が毎月払う人数が減っているということをご理解して頂きたいと思います。

委員長: 会議規則第54条の規定により、特に質疑を許可します。

4番: ありがとうございます。だとするとそれをこの財源内訳を見ますと一般財源でやっていると。当然でしょうけれども。そうなるとそこに町民なり、国民なりの血税なり、借金なりが含まれていることになろうかと思うんです。そこを民間レベルで考えればどうですかともう一つ申し上げたいんです。自分達の負担金が多くなれば給料は下がるんですよね、普通は。給料が下がらずに共済組合費だけを上げていくのは如何なものかなと、そこが腑に落ちないところなんです。一般的に考えれば給与を貰う総額が決まっていて、負担金が上がれば手取りが少なくなるように、給料の中から減らされていくのが普通の民間企業の考え方だと思うんです。しかしそれとは分離されて共済費だけが上がっていく、そこに国民の税金なり、借金なりが注ぎ込まれていくというところが少しおかしいのではないかと感じておりますので、そこら辺のところ給与に関しては法律で決まっているでしょうけれども、その最後には「町長の考えに依るところで細分できる」という文があるはずだと記憶しております。というところを考えて頂きたいということなんです。

総務課長: 山形県で35の市町村がありますけれども、大きい市ですと独自にそういう組合等を組織していて、舟形を含めて市も一部入りますけれども山形県の市町村退職手当組合に加入しております。職員については長期、短期ということで年金関係とか医療関係とか、当然個人負担等役場の負担はありますけれども、先程から私が話しております退職金等については一般企業についても同じ考えでないかと思います。個人で退職手当について負担はされてないのではないかと思います。年金等についてはそれぞれ折半とかありますからお互いに持ち合っていると思いますけれども、あくまでも共済組合でリストは決めますし、共済組合そのものも健全に安定的に長期に亘って運営していくことで、それぞれ理事会等で比率、給与の何%をお支払い下さいということで、毎年改正等なる訳ですけれども、年々組合員、支える側の人数が減っていることをご理解して頂けたと思いますし、その分負担が逆に増えていると、そういった事になっておりますので、改定等については町長と話してとありましたけれども、それぞれの組合の理事の中で検討して、そこで改定等はできると思いますけれども、我々はあくまでも加入した組合で決定したパーセントに従って支払いをさせて頂いているという感じですので、一番大きい原因は職員数が年々減っているというのが大きい原因ではないのかと思っております。

委員長: 他に質疑ありませんか。

(無しの声あり)

無しと認め、第2款 総務費について質疑審査を終結致します。

第3款 民生費

委員長: 第3款 民生費の審査に入ります。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第3款 民生費の質疑に入ります。

4番: 62、63頁の保健保育諸費になりますけども、ここで800万円の工事、何の工事であるかということと、その上の除雪委託料77万8,000円が上がっておりますけれども、今年保育所の手すりが壊れたという話を聞いております。除雪というのは、そこら辺を含めての除雪ではないかと私は考えたんですけれども、どこに委託し、どの辺りを除雪してもらっているのか、その点についてお伺いします。

健康福祉課長: 初めに工事請負費の800万円については先日議決頂きました南部保育所の解体費の工事費であります。

除雪委託料77万8,000円については、ほほえみ保育園の除雪費、長沢保育所については雪下ろしについては職員のボランティアで実施していますけれども、降ろした雪を重機で排雪と言いますか、そういうものの経費が入っております。

4番: どこに委託しているのかまでは言えませんか。

健康福祉課長: 舟形建設です。

4番: ほほえみ保育園等の除雪費ですが、この豪雪で手すりが壊れたと総務建設常任委員会に報告がございました。除雪を委託している訳ですから、この委託なり、除雪が適正に行われたのかということが質問の要旨なんです。つまりそういった状況になる前に除雪の委託ができなかったのかとか、或いは除雪そのものを建設会社に委託して自主的にやってもらうようにしているのか、そういったところの対応が遅れて新設間もない保育園であろうと思うんですが、そういったところが破損したことに疑問を感じたんですけれども。そこら辺のところは適正に行われたのでしょうか。

健康福祉課長: 保育所の除雪は玄関前の部分については町の除雪機で対応している訳ですけれども、 屋根とか裏側の所は業者にお願いしているということであります。手すりについては管理面が悪かったと 言えると思うんですが、屋根からの落雪と手すり脇の雪囲い、簡易なものはしているんですが、そこから 押されて圧迫されてと言うか、それで壊れたということで、今年度についてはその辺見直して、頑丈な形 で整備するように今考えているところでございます。

4番: そうしますと業者とは関係なく、職員が簡単に除雪する所が行き届かなくて手すりが壊れたという答弁のように聞こえたんですけれども。そういうことがないように新しい建物でもありますので、十分に除雪をして使って頂きたいと思います。

5番: 65頁の委託料で火災報知器保守点検委託料とあります。これについてお伺いします。これは火災報知器を老人家庭、一人暮らしとかに付けた分の保守点検だと思うんですが、これ以上付けなくて良い、全部付け終わったんですか、その辺から。

健康福祉課長: この予算の18,000円につきましては、児童館の火災報知器でありまして、毎年点検することになっておりますので、その分です。

5番: 児童館の分ですが、民生費の中に老人家庭の火災報知器はなかったんですか。全然この項目にないんです。付けるのには民生児童員と町内会長で付けてもらった経緯があるんです。その関係でお伺いしたいと思ったんです。もし全部完全に付けているとなれば、それで構わないのですが。これからまた付けなきゃならないのか、そして火災報知器について全然話が無くなってきた状態なんです。舟形町でいくら付けているのか、その辺を握っていますか、それをお聞きします。

健康福祉課長: 高齢者の火災報知器については22年度で補助金等を活用した形で非課税世帯等については全部設置しております。23年度については一部付けていない方に対応する為に町で対応しておりまして、ほぼ設置なったと解釈しております。設置義務についても既に終了しているということを踏まえて新たな予算は計上していない状態であります。

5番: 今言った非課税家庭に付けるのは役場の持ち出しであって、逆に私の方からそれに関連して舟 形町そのものは全部付け終わったのかなという感じがします。そこら辺、今新しく建てる場合は義務化なった訳ですけれども、例えば付けない家があった場合に罰則か何かあるのか、その辺分かる範囲で良いですから教えて頂きたいと思います。

健康福祉課長: その辺については高齢者対象で全体的なものについては総務課長からお願いしたいと思います。

総務課長: 一般家庭の設置につきましては消防署南署の方で届け出ることになっていますけれども、 今何世帯に取り付けたのは、実際の取り付けでも南署に届を出していない方もいるのかなと思います。そ ういった意味で今のところ、町としては正確な数値は掴んでおりません。罰則等についてのご質問ですが、 特に罰則等の規定はないと理解しております。

委員長: 54条の規定により質問を許可します。

5番: ありがとうございます。罰則等が無い。ある所に行って火災報知器を付けたのかという話になったんです。そしたら義務ということであって、付けなくても何ら罰則等は無いのだから、これは個人の意志なんだという考え方から行くと、この火災報知器だけじゃなくて色んなことがそうなったら大変な問題になると強く感じたので質問した訳ですけれども、西堀町内に新しく消防自動車が配備なった時にその火災報知器の話が出たんです。これは義務化であって罰則等が無いから付けない家もあるんだよと平然と話になったものですから、私自身も非常に怖いなと。民生費の中で老人家庭には付けたということで、関連で質問した訳ですけれども、その辺も強く言わないと例えば南署の方に義務付ける、届け出ることで終わってしまうとおそらく舟形町は半分しか付いていないと思うんです。やはり喉元過ぎれば熱さを忘れるということで、最近全然話も無くなってきているんです。そんなことからできれば町でも再度強く各家庭に付けるんだよということで、お願いできないのかと思って質問したところで、何ら予算がどうのではなくて、むしろ逆にそういう動きをすることによって、町の安全安心に繋がるのではないかと思って質問した訳です。それを踏まえてこれからやる気があるのかちょっと聞かせてもらいたい。

総務課長: 防災上でも非常に大切な件だと思いますので、町の広報とか、それぞれ町内会長さんと会議がございますので、そういったところで担当課から周知を図って参りたいと思いますので宜しくお願いしたいと思います。

8番: 64、65頁の災害救助費、新しい項だと思いますが、内容をお願いします。

まちづくり課長: これは23年度の補正から対応しておりますけれども、東日本大震災の支援事業を行う上で色んな経費がございますので、それをここに計上しております。ここで想定しておりますのは今、瓦礫関係のボランティアセンターも閉じられたこともありまして、それについては無くなりつつあるのですが、今後必要とされるボランティアを想定している分と福島県から避難されている方が舟形町には今2世帯ある訳ですけれども、住宅の借り上げについて県の要請もありまして、もう1年間無償貸し付けにするという経費でございますけれども、町営住宅ですのでここで一旦支払い行為をしまして、それを町の収入に上げます。こういった支払行為をしないと町の災害救助法に基づく国のこれらの経費について請求できないので、一旦ここで住宅の借り上げについては予算を執行して、その部分をこのお金については町の歳入に公営住宅の使用料、先程質問等がありましたがそこに入ります。その分について国に請求して、国から補填を受けることになりまして、ボランティア関係とそれらの住宅の使用料の経費になります。

8番: 災害が起きた場合の災害物資の備蓄関係はどうなっているのか、その辺。

総務課長: 一般質問でも出ましたけれども、それぞれ町の公共的施設の方に毛布とか、ストーブとか、タンカとかありますけれども、数的にはそんなに多くありませんので、これから順次整備についても防災関係の対応をしていきたいと考えております。

8番: 予算的なことは、この災害救助法の中で処置されていると理解して良いですか。

総務課長: 先程中山課長から話がありましたように、あくまでも災害時の受入が中心なっていますので、それに対する予算だと思いますので、町全体としての災害時のものはここでは考えておりません。

3番: 60頁3の2の3、保育所費でございます。右の方の職員給与事業の中で一般給与7人、これは 正職員だと思いますけれども、下の臨時保育士、次頁の代替保育士、これらの方については臨時だと認識 しておりますが、臨時の方を正職員にするという考えはありませんか。

健康福祉課長: 今のところ考えておりません。ただ保育士の確保なり、色んな待遇改善の面では今、 総務と若干の手当と言うか、そういうものについては検討したいと考えております。

3番: そういう手当で検討しているということですが、臨時の保育士さんであっても様々な勉強をされて、保育士の資格を取って、そういう職に就いている方でございますので、是非正職員という扱いで採用して頂きたいと思いますが、町長その辺りお考えございませんか。

町長: 今臨時職員も大分多くなりましたけれども、現段階で正職員にする考えはありません。保育所では資格を取って勉強されている方の3分の2以上は臨時職員で占めております。従って待遇というものも考えながら、これからも対応して参りたいと考えております。

3番: 町の職員の方々ですので、臨時だから、1年だから責任無しで仕事をやっていることは無いと思いますけれども、正職になればずっと勤めることができますので、ある程度、責任を持った仕事が出来るんではないかと思って、そういう質問をしたところでございます。併せまして当町のほほえみ保育園の園長さんについてですが、今まで町の職員が園長になっていました。この間まで園長になっていた教育次長もおりますけれども、今の園長さんが悪いとかそういうことではなくて、正職員の資格を持った保母さんの中から園長さんの席と言いますか、なることができるということになれば、もっともっと仕事に責任を持って皆さんが競り合ってより良い保育ができるのではないかと思いますけれども、その辺り町長どうでしょうか。

町長: 今の佐藤園長さんも学校関係の資格を持っていますし、かなり社会教育的なものも勉強されておりますので、昨年の4月からでしたか、退職を契機にしてこれから保育園、小学校、或いは中学校一貫教育という面からも、あるべき良い園長先生だと思っていますので、25年以降はそれぞれ一つずつそういう意味での価値観を佐藤園長さんは持っておられる方と思っています。ただ正職員がしたから良いというものではなかなか難しい面もあるだろうと思います。民間の方がして良い面もありますし、正職員で必ずしも良い方向に向かうということはイコールではないと思いますので、民間の方の活力という面からも昨年度佐藤栄起校長を登用したとお考え願いたいと思います。

2番: 57頁の3目老人福祉費の中の老人クラブ運営事業費についてお聞きします。最初に老人クラブ、各町内にあろうかと思いますけれども、老人クラブがある集落がいくらなのか、また連合老人クラブに加入している各町内の老人クラブはいくらあるのか、合わせて老人クラブに加入する為の年齢条件と言いますか、何歳以上で何歳までという条件があるのか、お聞きします。

健康福祉課長: 町内の老人クラブについては18町内です。ただ堀内地区については地区全体で一つという形になっています。人数的には760名の登録になっています。年齢的なものについては、60歳以上は加入できるのではないかと思っています。年齢の上限は特にないと思います。

2番: なぜこういうことを聞いたのかと言いますと、60歳以上、85、6までとなると非常に年齢幅が広過ぎて、考えも違うということで加入者が増えてこない一要因になっていると私は考えています。私の集落から言えば60歳までは婦人会なり、町内会に入って60過ぎてから老人クラブという形でいけばよろしいんですけれども、あまりにも年齢幅が広過ぎて意見が合わないということで、60過ぎから70位までの方々が入らないのが現実なんです。そういうことを考えて行くと、もう一つ壮年クラブと言いますか、65歳から70位までを壮年クラブ、70から老人クラブという形に組織替えじゃないですけれども、してくれた方が加入できるのではないかと考えています。なぜこういうことを言うかと言いますと、私の老人クラブが今月末で解散します。理由が今加入している人が80代を過ぎているということで、やはり若い人達から

入ってもらう為に一旦解散するようであります。そういうことを考えて行きますと、もう一つ壮年クラブ、 老人クラブという形で入り易いような状況を考える時期に来ているのではないかと考えます。この辺どう でしょうか。

健康福祉課長: 確かに年齢幅が広いということはあると思いますが、現実的には殆ど70歳以上の方が加入しているというのが現状だと思います。ただ色々な面で考え方も違いますので、そういう区切りも一つの方法かと思いますし、後は老人クラブという名前のイメージも如何なものかという声もありますし、町長も熟年クラブとかにすると加入者も入り易いんじゃないかという話もあったんですが、その辺色んな町の最大の組織でもありますし、高齢化を迎えて介護予防なり、地域での色んな役割を考えれば、大変有意な人材でもあると思いますので、今後そういう面でも考えて行く必要があるのではないかと思います。

2番: 大変前向きな回答を頂きましてありがとうございます。是非とも各町内会においてそれぞれの住民が参加できるような組織が是非とも必要であろうかと思いますので、一例として壮年クラブ、老人クラブという名前が良いのか分かりませんけれども、生涯を通じて加入できる組織作りを検討お願いしたいと思います。以上です。

委員長: 他にありませんか。

(無しの声)

無しの声がありますので、無しと認め第3款民生費について質疑審査を終結致します。

第4款 衛生費

委員長: 第4款 衛生費を議題と致します。説明お願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第4款衛生費の質疑に入ります。

4番: 70、71頁の清掃費の中のエコプラザもがみなり、リサイクルプラザもがみの町内会での収集に関して質問させて頂きたいと思います。

近年中心部において、中心部だけではないかも知れませんが、他の町村より持ってきたと思われるごみがあるということで、結構数が多いと思う位上がってきております。それを近所の方が袋に詰め替えして自分の名前を書いてごみ置き場に置く、そうすると持って行ってくれる。他の町村から持ってきていると思われるものは持って行かないというケースが非常にここ何年か多くなってきていると思ったものです。行くところは同じな訳ですから8市町村で同一のごみ袋にすればそういったことはなくなるのではないかと思うんです。ある程度は軽減されるのではないかと思います。ごみ袋を買えば収入になる訳だから、どこの人がどこで買っても良いと、8市町村の中では。これ、8市町村以外から持ってきているケースはあまり考え難いと思うんです。だとすれば8市町村で同一のごみ袋を作って、ある程度自分の近くのごみステーションに捨てられるという組織を今後考えていっても良いのではないかと思っているんですけれども、そういった考えについてと、他町村からのごみ、そういったものが他の町村からも上がってきているのかという2点をお伺いします。

健康福祉課長: 他町村のごみについては若干聞くことはありますが、そう件数はないと思います。現在のところでは実際1、2件は聞いておりますけれども、その段階で町に連絡をもらいまして、その分については連絡をもらった段階で、町で処理をしてきたということであります。ただごみ袋については、ある程度出した物には責任を持ってもらうというか、所在の意味がありまして、名前を明示して出す、それを回収するというシステムになっておりますので、その辺も一つご理解をお願いしたいと思います。

ごみ袋の統一ですが、現在は各市町村で町のアピールと言いますか、色んなものを作っているんですが、実際は市町村毎に色んなものを出している訳ですから、今のところそれに対して弊害と言うか、統一しなければならないというのは各市町村の中では無いです。

私の方から以前、試作しました持ち運びできる取っ手がついているものについても最上管内で統一してはどうかということで2、3回最上広域の担当課長会議の中で提案しているんですが、なかなかその問題一つについても料金が上がらないような状態であれば良いけれども、なかなか纏まらない状態でありまして、高齢者のことを考えると今の袋だと確かに量的には入りますが、持ち運びがし難いということで、取っ手が付いていれば運び易いということで高齢化に向けたもので提案しているんですが、なかなか他の市町村では理解してもらえない現状がありますので、統一はなかなか難しいのではないかという感じがします。

4番: 今の段階ではごみ袋の統一は難しいということですけれども、是非今後とも検討していって頂きたいと思います。そして他町村からのごみが来ているという声が聞こえないというのは衛生組合長さん方がそう細かいものまでは上げていないということがあると思います。実際はもっとあって、更に衛生組合長が本当は見回ってそれを処理しているんですけれども、そうではなくて、ご近所の方がそれを処理してしまったから町に上がってこないというケースがあろうかと思います。私もこの近辺だけでも数は優に超えているんです。そうすると、そういった状況の把握をもっとしっかりされるべきではないかと思います。更にこの項目の中にあるか分からないんですけれども、ごみステーションが古くなって壊れたとか、取り替えをしなくちゃならないとか、そういったことの対応を考えていますかということと近年、年配者が増えてきてごみステーションまで行く組替えをする必要があるんではないかと。これは町がやるのか、或いはそのごみステーションごと持ち分の衛生組合の中で変えていくのか、どちらと考えているのかをお伺いしたいと思います。

健康福祉課長: 初めに他町村のごみの現状について今月26日に衛生組合連合の役員会がありますので、 その時に現状をお聞きしてみたいと思います。

それからごみステーションの修理については衛生組合長さんの方から更新なり、修理があった場合は連合会なり、町で対応していきます。

ごみ置き場のことですが、他町村ではボランティア的なものとか、そういうもので、或いは有料で高齢者のごみを運んでもらっているという事例もあるようですが、舟形町の場合、確かに高齢化は進んでいるんですが、今4番さんが言われたような実態は届いておりませんので、その辺についてはこれから考えていきたいと思います。特に冬期間ですと時間が決められていて、その時間に持って行くのは大変だという町内会は一部ありますけれども、そこまで把握しておりませんので、今後の検討課題とさせて頂きたいと思います。

3番: 68頁4の1の6、斎場管理運営費についてお願いします。

次頁に工事請負費240万円とございますが、工事の内容についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長: 工事の内容ですが、再燃室のセラミックの張り替えを大体150万円弱、1号炉のバーナーのオーバーホールに大体95万円位を想定しております。

3番: 1号機の修理ということでしたけれども、今まで私が見ておった限りでは、殆ど2号機で処理しておったのが、最近になって1号機を使ったのは1月に見ました。ところが1号機で不具合がありまして、かなり時間がかかりまして、言葉はあれなんですが、なかなか出て来られなかったという実体もありましたので、その辺り240万円もお金をかけて、まして委託管理料に240万円も払っているという現状の中でかなりの苦情が来ておりますので、早急の対応をお願いしたいと思います。

まちづくり課長: 施設管理をして頂いている方からこの辺りの状況を把握したいと思います。

3番: 施設管理の方ですが、今の管理されている方について、町民の方から様々な苦情が聞こえてきますがその辺り課長はご存じでしょうか。

まちづくり課長: 苦情と言いますか、火葬炉にいれる時に女性の方ですので、なかなか上手くレールに入らないと言いますか、そういう話は聞いておりますけれども、それ以外について私には苦情は来ておりません。前に色んな苦情がありまして清掃が悪いとか、ごみが落ちているという苦情があって、町で大蔵村と一緒に面接を行いまして募集して採用した訳ですけれども、今回の方とそれ以前の方では苦情の来方が町では全然違うレベルになっていることで、色んな苦情がございましたら私共に教えて頂ければ改善に向けて努力して参りたいと思います。

委員長: 54条の規定により、特別に許可します。

3番: 今は女性の方なんですよね。私が思うにああいう機械の操作はいくら慣れても女性の方では無理があるんではないかと、あれから大分時間が経っているようですけれども、実際に行ってみるとまだ慣れていないとか。様々な目配りというか、気が利かないような気が私自身もしていますので、人のことを言って大変恐縮ですが、その辺りも頭の隅に入れて頂いて今後の対応して頂きたいと思います。

まちづくり課長: 色々研修等も考えておりましたけれども、その辺りも含めて検討したいと思います。 **5番**: 今と同じような質問になるんですが、町ではどの位の情報を得ていますか。今言ったようにゴミが落ちていたのが綺麗になったという程度なのか、4番議員が言ったのは、私も新庄の方から話を伺ったんです。今4番議員が言うようにフォークリフトを操作する訳ですけれども、女性の方なものだから、

なかなかスムーズにその中に入れることができない。たまたま新庄の方が居る時に、皆悲しんで泣きなが らいる時にドンと入口にぶつけたそうです。そうするとお棺がずれた訳ですね、これは大変だということ で、すぐストップして入れ直した。それを私のごく近い方の葬儀の時に話が出たんです。そうしたらワン ワン泣いている時に同じようなことになったんです。悲しくて泣いている最中に「ほらやった」という笑 いじゃないけども、出てきているんです。これは斎藤議員だけじゃなくて、他の方も話は聞いていると思 うんです。個人的にその女性が云々ではないんです。確かに細くてスタイルも良くて、それこそ斎場管理 する人ではないような感じすら受けるんですが、これは大蔵の方ですね。毎日ある訳じゃないですが、フ ォークリフトの練習をしろと言いたくなるような場面もあった訳です。ですから課長の答弁のように審査 をし、面接して採用したのだと。当然大蔵の方と採用したんだろうけども、最初は女性で綺麗な方で大変 良いということだったんですが、今は怖くて「もう少し練習して来い」と。尚且つ、女性ですから機械に 詳しくないんです。言葉は悪いんですが、よく焼けないで出てきたような場面もあるんです。そんなとこ ろも指導して頂きたい。今後当然色んな問題が出てきて、そういう話になるんだろうと思いますが、町の 体制でそういう話が入って来ないということは不思議でしょうがないんです。我々議員じゃなくても当事 者、火葬に行った方々は感じているんです。悲しみに包まれて、どう表現したら良いのか火葬が出来上が りましたというのか、上がりましたと言うのか。そんなことを町民の方が口走っているんです。それをあ えて私の方からもう一度話したいと思います。

まちづくり課長: 私の方には先程申し上げました通りに、真っ直ぐ苦情が来たことはございませんけれども、今加藤議員が言われるように、火葬に参加した人からそこにぶつけているというお話は聞いております。それでそういうことがないように丁寧に扱うように担当を通じて指示したところですが、今言ったようなことがありましたので、大蔵村と一緒にこれについての今後の対応の仕方、練習してそれが改善されるのかも含めて検討したいと思いますけれども、一番の問題だったのが火葬場の状況が前の担当ですと掃除が行き届かないので綺麗にしたいと。加藤議員のおっしゃるように前の方ですと「焼き上がった」という表現をしたことで苦情が来ました。それは私に電話で来まして、そういうことが何回かありましたので呼んで注意をしましたけれども、なかなか改善が見受けられないということで試験をしたところです。採用試験に当たっては大蔵の方で、旅館を経営されていた方でしたので丁寧だし、掃除が汚いということは今まで来なかった訳です。そういった接遇、綺麗な環境ということを中心に苦情があったものですから、それを中心に大蔵と相談し、採用の方になった訳でありまして、機械については十分力を入れるということでしたので懸念はされておったんですけれども、そういった接遇を中心にやった経過があります。そういったことで大蔵村と協議をして今後の対応について検討したいと思います。

9番: 70頁です。清掃総務費の中で不法投棄防止対策事業がある訳ですけれども、不法投棄防止対策 はなかなか難しいと思うんですが、実際的に投棄防止策と言いますか、今どういうことをやっておられま すか。

健康福祉課長: 不法投棄については一部の心ない人たちによってされている訳ですけれども、町としては県と連携、或いは色んな関係団体と連携して年1回町内をパトロールしております。それで30平米以上の不法投棄があった場合については県で対応してもらっている状況です。それ未満について町では処理するというスタンスで臨んでおります。今年度ですと県の事業で松橋から次年子に抜ける県道でこの不法投棄、2年越しですが、そこの回収をしております。裏の山の下の平沢地区ですか、あそこを秋の段階で県の事業で各業者さんから協力を頂きまして、町、地元町内会、県としております。各衛生組合長さんの方には発見した場合については町に連絡をお願いするということでしております。

9番: 実は国道13号線から沖の原の県道56号線がある訳ですけれども、新幹線を越す為に跨線橋になっています。そこからゴミを投げるということで、下の方から話を聞きました。それだったら早く町内会長を通してなり、早く話をした方が良いよと言ったんですけれども、事実を把握していますか。

健康福祉課長: 把握しておりません。

9番: 下は杉林になっている訳ですけれども、下の手入れをしている場合もある訳ですよね。そういう意味で大変危険を伴うと思う訳です。事実だったら早急に対応しなければならないと思っている訳ですけれども、そういう事例に対して取れる対策なり、措置があったら教えて頂きたいと思うんですけれども。**健康福祉課長:** そういう通報があった場合については、ごみを調べまして所有者が分かるかどうかだと思いますが、そういう場合について町で処理して、場所によっては立て看板をした方が効果的なのか、

そういう現場の状況を踏まえて対応しているところです。

5番: 71頁の環境衛生費の中の3、公害対策事業費についてお伺いします。放射線の測定器点検・校正委託料でありますが、12万4,000円。どんな計画なのか、ただ測定するのか、それについて。

健康福祉課長: 昨年度放射能の測定器を補助事業という形で購入して10月からですか、各小学校のグランド、夏場については月2回、冬期間は1回でしているんですが、この機器については年1回点検をしなければならないとなっています。点検しないと正確な数値が現れないこともありまして、金額的には高いんですが、メーカーに送ってそれを調べて点検すると。そして成績表を発行する形になっています。

5番: 今年1回ということですが、私が聞きたいのは、点検委託料は構わないんですが、できれば舟 形町は細長い町なので、きめ細かに年1回とか月1回じゃなくて、小学校だけでなく広範囲に調べること はできませんか。

健康福祉課長: 今県と連携しているんですが、町内でも舟形小学校については県で測定ということで、 長沢、富長、堀内については町で測定するとしておりまして、広範囲と言いますけれども、ある程度県内 で統一した形で小学校毎にしております。 夏場ですと 2 回しておりますし、その辺ちょっと体制的にでき るか、他町村との足並みもありますので検討させて頂きたいと思います。

5番: 舟形町にはわらび園、町長が言っているように日本一の鮎、地域住民から小学校の測定、色んな風潮がありながら「わらび園はどうなるんだろう」という話が問われるんです。町で放射能測定器を購入して調べているんだよという答弁をしているのですが、できれば今言ったように広範囲に渡って調べて頂ければ、尚安心するのではないかということで、お聞きしたんです。もう一度お願いします。

健康福祉課長: 食品関係については別の機械だと思います。空気洗浄と言いますか、地上から1mの 段階での放射線量を測定するということになりますので、わらび園とか食べ物については別な形で検査し ないと正確なものは出ないんじゃないかと思います。

委員長: 特に認めます。

5番: 私が言っているのは、わらびそのものに入っているんじゃなくて、わらび園の周辺で放射能が無いとと言われると安心するんです。それでお伺いしたんでした。鮎は最上町から流れてくるんだから、それもしかり、安心だということを確認する為に、わらびそのものを調べてくれという訳じゃないんです。鮎をそのまま調べてくれということじゃないんです。広範囲に渡って調べたことにして欲しいんです。どうですか。

産業振興課長: わらびにつきましては私共が所掌しておりますので、今のことにつきまして機械も含めまして今後検討させて頂きたいと思います。

委員長: その他に質疑ありませんか。

(無しの声あり)

無しの声がありますので、無しと認め、第4款 衛生費について質疑審査を終結致します。ここで休憩します。(14:19)

2時40分に再開します。

委員長: 委員会を再開します。(14:40)

第5款 労働費

委員長: 第5款 労働費の質疑審査に入ります。読み上げお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第5款 労働費の質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

無しの声がありますので、無しと認め第5款労働費について質疑審査を終結致します。

第6款 農林水産業費

委員長: 第6款 農林水産業費の質疑審査に入ります。読み上げお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第6款 農林水産業費の質疑審査に入ります。

4番: 74、75頁の農業振興費の中の山形県大豆そば育成モデル830万円の内訳を見ますと、コンバイン700万円についての質問をお伺いします。県の補助率3分の1、町の補助率3分の2、その他の乾燥機なりの補助率に関しては県3分の1、町10分の1程度になっています。コンバインに関して県3分の1町3

分の2ですと、100%の補助になると思うんです。先程副町長の答弁で、補助金を出す場合は公平公正を 念頭に置いて出しているというお答えでしたけれども、どう考えると100%の補助を頂けるのかなという ところをお伺いしたいと思います。

産業振興課長: まずこの大豆そば事業について説明させて頂きたいと思います。昨年は長沢地区のそば刈取組合が事業主体になりまして、今までですと230ha位そばを作っていたんですが、中央部にある沖の原機械組合さんだけが対応ということで、他の部分については捨てづくりのような形があったものですから、刈り取って初めて助成金なり、所得確保になりますので、先程申し上げましたようにまず刈り取りの組織を作りたい。更に営農組織をそこから発展的に作り上げていきたいということで、そういう組織を担当課としては学区毎に作っていきたいという考えでございます。そして昨年は約30ha位ですが、長沢地区で取り組んで頂きました。24年度については堀内地区の作業を受託するような、多くの方々が刈り取って頂けるようなところに重点を置いて農業の発展とそばの定着を図っていきたいと最重点事業として予算をつけて計上させて頂いたところです。尚、コンバインにつきましては機動力の中心になるものですから、それについては町で100%、県の補助金を頂いて重点的にしていくと。更に粗洗機とか乾燥機合わせて300万円程になるんですけれども、それにつきましては収益の中で対応して頂くと。県の3分の1プラス町の10分の1以外のものにつきましては、その経費の中で対応して頂いて刈り取りをやって頂くという町の基本的な予算として計上させて頂いた内容になります。以上です。

4番: 機械の購入費を補助してもらうのは、私は良い制度だと思います。もっともっとやっていって欲しいと思うんです。100%補助で。というところで補助規定は何の為にあるのかと、下に用意してきたんですけれども、この補助規定というのがありまして、水田営農とか、園芸とか、活性化対策事業とか、補助規定の中に県が支出するのは、出して来たのはまるまる業者、受け取る方にやると。町が補助する分については取り決めが何分の何と無い場合は、殆どが町長の定める額ということになっているんです。町長の定める額。つまりこの100%の補助は町長の考えがあって初めて100%補助なったと意味していると思うんです。そこで色んな作物で機械を購入することは必要不可欠ですから、その中でそばに力を入れているからこういう形になったと思うんですが、要するに町長がどういう考えで100%補助にしたのか、この補助規定下にいきますということで、ここをお伺いしたいと思います。

産業振興課長: 今年度については同じようなことで創意工夫プロジェクト事業という事業を頂いてやっております。これは県の補助規定に基づいて私共で新たな創意工夫の要項を定めまして、補助金を交付してその中に補助率を入れて執行したという形です。尚、来年度の大豆そばについては新しい県の事業、創意工夫に代わる新しい事業ということで県の方からこの事業がよろしいんじゃないかということで、指導して頂いた事業ですので、執行に当たりましては上位法である県の補助規定に基づき作成していきたいと考えております。尚、趣旨につきましては先程申し上げましたように刈り取りする機械、それを扱うオペレーター、受託するそばの作付け者が一体となって農業で所得を確保する。その為に必要な機械、組織という認識の元に、水田農業の協議会の中でもそういった刈り取りを是非して下さいと、するような施策という提案もございましたので、重点事項として具現化する為に予算化したという内容になっております。項張ってやって頂きたい。ただ先程の副町長の答弁に戻りますけれども、公平公正という観点から見れば、1業種、或いは1品目に対してだけ100%というのは如何なものかと。そうすれば他の品種、他の業種にもある程度、そういった補助額の増額をしていってもしかるべきだと思います、当然そういう考えになってくると思いますけれども如何ですか。

副町長: 今渡辺課長がお話ししたように農業を振興するという国策があると思います。他産業並みの所得を確保する為に農業を振興するという国の政策が基本であります。それにこの事業については県も補助金を出す。大豆そばの転作要件として収穫、出荷しなければ奨励金は支出されないという現実としての厳しさ、その為にはある程度各地域にそういう収穫して下さる方、集団をしなければ農家が最上地方の天候にも左右される地域でもありますので、それらをいかに出荷させる為には各地域に各集団を収穫して頂けるような集団を作らなければならないという施策の下に100%補助と、昨年も長沢に対しては100%補助、3地区で農家の奨励金を確保させる為にそういう政策を採ったということだと思います。

7番: 81頁の若あゆ温泉管理費についてお伺いします。一つは工事請負費400万円と25,000円ですか、あゆっこ村の施設の備品購入費10万円とありますけれども、内容をお願いします。

産業振興課長: 工事費でありますけれども、400万円程計上させて頂いております。これにつきましては源泉の水中ポンプの修繕でオーバーホールしなければならないということで350万円、送水ポンプ、水を上げるポンプも修繕しなければならないのですが、額が大きいので工事費の中に入れて計上させて頂いているということであります。それからその下の備品関係ですが、テニスコートの審判台と畑とかそういった所を管理していますが、そういう時に使うマメトラ、小型のトラクターを今回備品として購入したいということで計上させて頂いております。

7番: ではポンプということですけれども、前に一般質問で家族風呂のことで質問させてもらいました。答弁は家族風呂というのは源泉の方もあることだし、ちょっと難しいということでしたが、今の建物は冬に2階を上げて見晴台と言うのか、あそこで風呂上がりに上がって眺めるには最高の場所じゃないかと思って、温泉の従業員もそういう話をしていたのを耳に挟んだこともあります。それだけ将来そういう家族風呂とかは無理な話でしたけれども、今の見晴台みたいな一息つくような休憩場所ですか、そういう考えはないか、副町長にお願いします。

副町長: そういうお話も平成5年に開湯以来、色々と承ったことも確かにあります。先般も宿泊施設という話もありましたし、個室も欲しいという要望もこれまで色々あったと思います。その辺も敷地の問題もありますし、構造的な問題もありますし、その辺は十分に費用対効果もありますし、そういうものを取締役会なり、観光協議会の色々な機関で検討させて頂きたいと思います。ただ現況ではある程度建物も開湯以来20年位経っていますので、するとすれば今の建物に増築というのは如何かと思いますので、その辺、建て替えなりそういう時期に出来るか今から議論していきたいと思います。

7番: そうですね。やはりお客さんを維持していくのも大変だと思います。何かと色々なことを変えていけばお客さんも期待を持って温泉に行って入ってくるかというのが多いと思います。今後共そういうことで前向きに考えて欲しいと思います。

それから下の方に果樹園がある訳ですけれども、私もまだ全然見ていませんけれども、この度の大雪で 枝折れとかあると思うのですが、去年も大雪で話がありましたけれども、これ以上の被害が今年はあるん じゃないかと私なりに思っていますけれども、今現場の方はどうなっているか把握しておりますか。

産業振興課長: 現状につきましては雪の中ということでして、若あゆ温泉の職員、私達も含めて現場を確認していきたいと思っております。ただ今年度、23年度でありますが、昨年の一般質問にもありましたが、豪雪によりましてかなり枝折れがありました。それによって、結果としてりんごとかラ・フランス等が実を付けないということがありまして17,000円程度の収益になってしまったことがありましたが、枝折れ等の防止の為に先程言いましたように、きちんと現場を見て必要な手立てを講じさせるようにしていきたいと考えております。

2番: 75頁の一番下の小規模畑地化事業についてお聞きします。一般質問でもあるんですが、24年度においては太折地区、真木野地区で行われるということでありますが、その田折地区と真木野地区の受益面積がいくらなのかということが第1点。合わせて工事箇所は連田化になっているのか、飛び地なのか、そこら辺からお聞きしたいと思います。

産業振興課長: これにつきましては、太郎野地区で7反歩、真木野で3反歩となっております。県の畑地化事業でありますので1町歩あれば事業対象になり、連田でなくても事業可能ということなので、今回1町歩の事業を上げております。そういう状況であります。

2番: 確かに県の事業ということは分かりますし、今回チラシで畑地化に対して60%補助というチラシも来ておったようですが、受益者からすれば40%がこっち負担なのかと捉えられることも多々あろうかと思われます。折角町で15%の負担をするということを考えれば、農家にどういう周知をしているのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長: 昨年の2番議員さんのご指導頂きました県60、町の負担嵩上げ分ということで補充を したところです。ですから来年度も同じようにそういった形でPR、事業の把握ということで啓蒙を含め て行っていきたいと考えております。

2番: 折角こういう良い事業を行っているにも関わらず、募集を受け付けていくというのは分かりますけれども、昨日から各集落において座談会等をしている訳ですので、もっともっとこういうことをやっているということを知らせる必要があるのではないかと考えるんです。絶えず集まりの際にもこういう事業をやっているということを啓蒙していくことが舟形町における畑地化振興に繋がっていくと私は考えま

す。そういうことでもう少し突っ込んだPRを考えていないのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長: 例えば今月23日ですが、農協の園芸関係の生産者の集まりにも招待されておりますし、今まで私共がやってきた園芸セミナー関係の事業でもこういうことがありますと、活力ある園芸の支援事業、畑地化事業につきましてもPRなり、要望調査をしていきたい。そして何よりJAさんにそういうところも含めて協力をお願いしながら、この事業を進めていきたいと考えております。

2番: はい、良いです。

1番: 同じ75頁の中で活力ある園芸産地創出支援事業補助金で、前の説明会でありましたけれども、その総額の事業は町単であるか、県の事業であるか、聞きたいということ、その中で産地活性化支援事業補助金528万5,000円の内訳として書かれているのは、ねぎ790 a 、ラズベリー50 a の種子助成であります。その上段にある今まで町の単独の水田農業構造改善推進事業補助金の中に種子助成という欄がある訳です。これと重複していないのかをお伺いしたいと思います。要するに今般23年度に関して、種子助成は緊急対策事業で種子は一旦助成されており、その次に水田構造改善事業の中で、種子助成枠でねぎも一部分に入っていて、金額のウエイトが余りにも大きいが為に、要するに種子助成2分の1が4分の1になったという内訳がありますので、24年度はどういう対策をもって講ずるのか、内容をお伺いします。

産業振興課長: まず活力ある園芸関係ですけれども、今回ねぎ生産組合、トマト生産組合以下JAのねぎのベストロボまで事業的には、7つの事業で事業費は4,000千万円となっています。これについては県の事業であります。町の方で12分の1以上嵩上げすることによって、12分の5来るという制度でありますので、町としては嵩上げを行いながら助成金として12分の5を頂くような手立てで予算化をしているところです。その下ですが、産地活性化支援ですが、今議員がおっしゃられましたように一つがラズベリーの助成とねぎの産地化でございます。その為に苗等の購入で面積は7.9ha、1反歩当たり箱にして65枚ですか、そして単価が2,000円、この中で2分の1以内の補助をしていきたいということで考えております。上と関わってくるのですが、水田農業については二重の助成は行わないということで、水田農業についてはねぎの分は除いてこれから予算を執行していきたいと考えております。

1番: 今年度は皆さんご承知の通り、2番議員の一般質問にもありましたように、ねぎが大暴落した関係上、ネギ生産農家に関してはかなり縮小した経営内容であった折に、23年度は種子並びに育苗箱助成と二重になったような形で、ネギ農家に関しては大変ありがたかったという支援して頂いている訳です。今回はそういう形の中で支援して頂ければと思いますので宜しくお願いします。

頁代わりまして83頁、関連になるようなものですが、活気あふれる推進機構事業費の中で、退職された方2名と臨時職員共に3名がおられる訳ですが、先般の予算説明会でも加藤議員から活動はどういうことをしているのか、見えないという質問がありましたれども、確かに私もそういう面が見受けられることがあります。特に直轄で町の人が当たっている部分に対してはもう少し、行動的に広く色んな活動をしていって農家を訪問して頂くような形、要するに担当品目だけに抜粋して当たるんじゃなくて、広く活動して頂ければと期待するんですが、昨日沖の原の畑地化関連で、組合で何か少し起こしてみようかということで、ポンプを止めている原田山地区で新たな品目ということで悪七さんと山川さん、並びに阿部さんから来て頂き、原田山組合の総会を兼ねながら24年度に向けた新しい品目の策定の中でつくね芋というものを推進頂きながら、講話を頂いて前向きな検討をしようということになりました。勿論そこには副町長並びに渡辺課長もご列席頂きましたけれども、こういうふうにそれが見える形じゃなくて、やはり会社を卒業された方、家庭の経営から直接離れた方が楽しく農業ができるスタイル、農業予算では経営に対しての助成ではありますけれども、経営から一旦離れた方が楽しく農業をしながら、知恵を出し合いながら、それをもってまちづくりに反映させていく方向の活動ができるような助成対策をして頂ければと思いますけれども、その辺に関しては今現在無いようですが、今後の検討はどうでしょうか。

産業振興課長: 1番目の指導員の活動につきましては、今議員が言われるように特定品目だけだった と思います。それを踏まえまして次年度以降はメジャーという言葉を使っていますけれども、もっとメジャーな作物まで指導できるような体制を農協と作っていかなきゃならないという話はしているところです。

2つ目ですが基本的にはふるさと農園ということで原田山の一部を利用して高齢者、地域の方々が一緒に耕作して、そこを直売所にしたいと、直売所のような農園にしていきたいという趣旨で昨日集まった訳ですけれども、そういった意味で参集した方に趣旨は理解して頂けたのかなと思っております。それについて、技術的な指導については先程、指導員から指導して頂くということですが、今思っているのはこ

の中に委託費、下に10万円、委託費20万円、原材料費10万円がありますが、これを何とか活用することはできないだろうかと今のところ担当課では統括官を含めて相談して、この事業を委託の中で進めて行ければなと思っているところでございます。

1番: やはり基本的には経営する農業ともう少し今言った通りの形で経営には結び付かないけれども、 農業経営から一旦退いた方が何かをやってみようという時に、力になれるような施策を強く願う訳であり まして、この金額で足りない部分があって、地域の要望があれば、更なる膨らみを持たせて支援して頂け るようにもって頂きたいということがあります。

一般質問の中で町長から回答を頂きましたけれども、地域力をつける為には一番疲弊している、荒廃している農地に関して土地改良区の一本化なり、基盤整備の推進であり、情報提供を更なる伝達して頂ければと思いますので、宜しくお願いします。以上です。

5番: 確認させて下さい。先程1番への答弁の中に助成、活力ある園芸産地創出事業補助金で、ねぎの苗2分の1と言いませんでしたか。1箱1,000円と、要するに1箱2,000円なんですよね。1箱1,000円ということをちょっと確認させて下さい。

産業振興課長: 先程申し上げた中身については、産地活性化支援の中で予算計上としまして、積算が7.9haということで、1反歩65枚使うので1枚当たり2,000円で総事業費を計上して、その2分の1以内ということで予算化させて頂いたという内容でございます。

5番: 1 反歩60枚ということですか、1 反歩65で町では考えているということですね。これは平成24年 度も引き続きやってくれるという予算ですね。

産業振興課長: 基本的には3年間支援して参りたいということですので、これの予算で支援して参りたいと考えております。

5番: ありがとうございます。23年度の精算がなされている訳です。私、実際ねぎを植えている訳ではありませんけれども、携わっているので正直に言えば確認で、質問ではないです。確認で言わせて頂ければ1枚当たり23年度は700幾らなんです。800までなっていないんです。それが7月2日に精算なっています。ということで今質問させて頂いたんです。これから24年度はそうするのですよと言うならば結構なんですが、23年度の支払いでは町長も3年間やってもらって、選果場を作った為にも産地化をしなければならないということでやった訳ですけれども、3月2日に精算されたのは800円までいってないんです。そこら辺の確認どうですか。

産業振興課長: 精算につきまして、私の方では具体的に数字を把握していませんので、あとで農協さんからでも確認させたいと思います。

4番: 82頁、83頁の農地・水・環境保全事業、去年度で終了する5ヵ年計画だったと理解しますけれども、それが今年継続なったようですが、この事業は国・県・市町村の事業だったと思っています。この82頁の支出財源内訳の中に一般財源が殆ど90%以上ということで、国や県は関わらずにやるということなんでしょうかということと、その内容について変更等があったのかをお伺いしたいと思います。

産業振興課長: 農地・水については今年度で終了し年度からスタートします。この仕組みですが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という負担区分になっていますけれども、山形県の農地・水の協議会がございます。そちらに町からここで言いますと、負担金ということで940万円程ですが負担して県の協議会から各地域の協議会に交付されるという中身になっております。この仕組みについては今まで5年間やったやつとは全く違うことではなくて、同じやり方で補助金、交付金の流れになってくるということになります。

4番: そうしますと後程、国から2分の1補助して下りてくるという事で良いですか。もう一つが前の農地・水の事業を始めるに際して非常に手続きが煩雑で分かり難いと。一般の人や農業人ではなかなか手続きが通り難いという話がありました。現在も5年経ってもそうです。なかなか申請の内容やら、そういった問題があって手軽に使えるものではない、下手に手を付けるとこちらの負担が多くなってやり難いというものでした。今度新しくなるということで、そこら辺のところ改善になったのかお伺いします。

産業振興課長: 先程説明したものでは不十分だと思いますが、基本的に協議会に町が負担して、そして県の協議会から国のお金も、県のお金も直接その協議会に入るんです。そして各地区、例えば舟形であれば舟形の協議会に直接入るということですので、国のお金は町には入らないということでご理解頂きたいと思います。

それから二つ目ですが、手続き等については確かに写真管理作業とか非常に難しいと言うか、するには苦労している状況であります。これについても県の協議会とか、会議とか、そういったことで私共も、もっと簡単にやってもらえるようにそういったことはできないでしょうかと要望はしてきたところですが、なかなか事務的には国の基準がございまして、制約されているということであります。ただ先般、東北農政局の抽出検査で福寿野地区の検査をして頂きましたが、それが為に大変な事務でありましたけれども、問題はないということで、逆に指摘事項無しということがありましたので、次年度以降の事業についてもできるだけ私達の職員が事務的にこういうふうにして簡潔にやっていけるような指導をしたいと考えているところでございます。

2番: 農地・水関係のことですけれども平成24年度における計画内容を拝見しますと、1反歩2,200円を貰う集落が8、後は4,400円が17という計画のようですけれども、これまでの農地・水関係で1反歩4,400円を貰っているのは2集落かと思います。後は全て1反歩当たり2,200円という内容かと思います。そういう中で新たにこれからまた継続する場合は4,400円貰っている所については75%ですので1反歩当たり3,300円に代わる訳です。そういう考えでいきますと、先程4番議員がおっしゃったように事務が繁雑だということを考えると逆に辞める集落も出ていると聞いております。そういうことを考えていきますと町ではこれまで行ってきている集落について、引き続き農地・水事業に参加するという考えでいるのか、まずお聞きします。

産業振興課長: 今言われましたように4,400円頂いている集落については75%になってくるということが新しく変わった点であります。尚、昨日から集落座談会、転作関係と人、農地関係合わせて農地・水の座談会をさせて頂いております。その中で所要額というよりも調査と言いますか、希望調査を合わせてやって頂いているということで、改めて6月末までに協定書を結ぶことになりますけれども、その前段として説明会をさせて頂いているといった状況でございます。

2番: 農地・水関係の事業については昨年度から請け負い、要するに業者発注ができる農地・水事業のこの事業とは別個で1反歩当たり最大4,400円という形で国から貰って業者に発注して農道を整備するとか、水路の改修工事をすることもできるようになっているはずですけれども、舟形町においては業者発注の事業については行わないという理解でよろしいですか。

産業振興課長: 基本的に今、要求額と言うか、事業活動の調査ということになっていますので、場合によっては今までと同じようになるかも知れません。また集落によっては今言ったような業者発注的なものも出てくると思っています。ただ使っていくらいくらという話ですので、公金と言っても残すと非常に困る事業ですので、そういったことも含めて23年までの事業を精査させて頂いて、それを含めて具体的に消化できるのか、どういう事業をやっていけるのかを再度、集落毎に精査させて頂いているという状況でございます。

2番: そうしますと町の考えとしては、業者発注の農地・水事業についても門は開けているという理解で良いということですね。

産業振興課長: この予算書については12月時点で、まだ新しく制度が出て来ないうちでの積算でございます。先程言いましたように、業者委託が可能かどうかということも出てきますので、その事業を見ないと実質的にその事業で補助対象になるのか、事業対象になるのかということもありますので、そういったことを精査していく必要があると思います。

それから今言ったように門戸を開けておきたいと思いますけれども、更に精査が必要になってくるということも多々あろうかと思っております。

委員長: 54条の規定により、もう1回許可します。

2番: 業者発注の農地・水事業については、是非とも新庄市と最上町で導入しておりますので、この 辺の情報等を仕入れて頂いて各集落の活動しているところに情報提供を宜しくお願いしたいと思います。

産業振興課長: 今指摘頂きましたことにつきまして情報交換等を行っていきたいと思います。

8番: 85頁の林業費についてお伺いします。工事請負費1,530万円の予算は横山地区西の沢林道の舗装工事の予算計上だと思いますけれども、この予算で横山地区西の沢林道が全て舗装できるのか、それが1点と、林道維持管理委託料21万5,000円と林道維持管理補助金20万6,000円の各林道の配分内容をお聞きしたいと思います。

産業振輿課長: まず堀内の西の沢林道でございますが、1昨年やりました幅の事業と同じ内容で舗装

までは行かない林道を拡張して砂利を敷いて整備するという内容でございます。ですから先程言いましたように、きちんとして林道の細腕はないとご理解頂きたいと思います。

それから二つ目ですが、林道の維持管理委託料ですが21万5,000円程計上させて頂いております。これにつきまして松橋滝ノ沢の管理が大体3.8km位。そこの猿羽根山から富田まで行く林道が大体1.7kmですか、こちらの管理委託をお願いしている内容でございます。その下の維持管理の補助金ですが、先程申し上げましたのは国有林のエリアでご理解頂きたいと思います。猿羽根山富田線については。

それ以外のつまり舟形側と富田側があるんですが、大体舟形側が1,900m位、1.9km位。富田側が2.4km位でありまして、そちらの維持管理を組合の方にお願いしているのが1路線であります。その他長沢線で2.6km位ありますけれども、ここの維持管理補助金として出させて頂いているという内容です。後は後山ですが、3.4km位ありますが、これの管理の為に補助金として合計で20万6,000円程計上させて頂いているという内容です。

8番: 木材価格の低迷によりまして林業に対する意欲が薄れつつ、なかなか自力では林道理維持管理 もままならない状況であります。それで今回、みどりのふるさと協力隊員事業という形で今年から新しく 事業が行われますが、この事業と各林道の維持組合の管理を一緒に路線の点検やら事業をすることによっ て、各管理組合の林道管理が少しは良くなってくるのかなと考えますが、そのみどりの協力隊員事業とい うのと林道維持管理組合の作業との整合性、協力体制をどう考えているのかお聞きします。

産業振興課長: まずふるさと協力隊、緑化機構の事業だと思いますが、これについては前にお話しさせて頂いたと思いますが、地域の中に入って頂いて地域と一緒に例えば牛の世話とか、農作業とか、地域のイベントに参加するとか地域と一緒になって協力していく、地域の活動を協力していく事業でございます。地域の中で林道の維持組合の為に草刈りとかという事業があれば手伝って頂くことはやぶさかではないと思います。ただこの方を林道の維持管理だけに使うということは、先程言いました緑化センターのふるさと協力隊の主旨とは若干異なる部分がございますので、全部をそちらにお願いすることはできないということで、その一部自分達がやる中で入って頂くことは可能だと思いますけれども、ちょっとは関わりございますけれども、全部お願いすることはできないと理解しております。

8番: それは当然だと思います。各地域の維持管理組合の管理事業、色々な行事とかの中でできるだけ参加して頂いて、地域力また森林の良さを再現するような形で協力を特にお願いしたいと思います。答弁はいりません。

3番: 80頁をお願いします。6の1の11、体験実習館関係ですが、昨年度に比べると当初予算が倍程計上なっていますが、そのうちの委託料382万8,000円の内容について教えて頂きたいと思います。

産業振興課長: 委託料ですが、基本的に多くなっている部分については今年度まで管理して頂いている方の分は町の臨時賃金に計上させて頂いたんですが、NPOの方で社会保険も出来るということで、その賃金も含めて管理委託料に計上させて頂いたということで上がっている、高くなっております。中身については賃金が約160万円、それから燃料費、消耗品そういった需用費については80万円、役務費、電話とか社会保険とかについては55万4,000円位。消防とかシルバーの日直委託費としては大体57万円程、テレビとか農機具の使用料として43,000円位ですか、合わせてそういった金額で、ただ今申し上げました委託料として332万円程になっているという内容でございます。

3番: 最初の答弁がよく理解できなかったんですけれども、単純に考えればNPOに管理を委託したんであるから、町の持ち出し分が少なくなるという理屈ではないんですか。

産業振興課長: やはり収入そのものが今年度も含めて130万円程ということで、その中で維持管理をしていかなければならないとどうしても経営的には赤字になっていると言うか。今年度については総務課の方に管理する人については臨時の賃金として計上させて頂きました。協議させて頂いて賃金も含めて委託と言うか、管理人も含めて委託していきたいという意向がありましたので、そういう形で委託料が上がっていると理解して頂きたいと思います。

それから経常的な経費だけ、先程言いましたように燃料費とか電話料とかについては、今年度と同じような経費で計上させて頂いているということでございます。

3番: そうしますとNPOに委託したメリットが無い。先般の9番議員の一般質問の中で、宿泊型の施設ということで町長から体験実習館があるじゃないかという話でしたけれども、何かすっきりしないところがあるのですが、何の為にNPOに指定管理したのか理解できないんですが、その辺りどうでしょう

か。

産業振興課長: 大変分かり難い答弁で申し訳ないんですが、基本的には民間活力の中で維持管理することによって私達では考えられない、例えばヒストリックカーとか、色んな山形の食材や料理をここで提供するとか、そういった町ではできないようなことが民間ではできるということで、民活を期待して指定管理させて頂いた経過がございます。ただ先程申し上げましたようにどうしても収入そのものが400万円とか500万円位になれば収支がトントンになるんですが、宿泊料金そのものが安いということがありまして、130万円程の収益しかならないので、どうしても町で負担をしないと維持できないということがございますので、経常的な分についてはお金を出していると理解して頂きたいと思います。ただし先程言いましたように今まで町の総務課で賃金を計上していた訳ですけれども、その人についてもこれから収益を上げていって賃金分も含めて収益を上げて頂く為にも、この時点で管理人の分も含めて委託したとご理解頂きたいと思います。

委員長: 会議時間の変更をお諮りします。会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項により、午後5時まで延長します。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

それでは午後5時まで延長します。

まちづくり課長: それでは今の臨時職員の件と委託料の関係でありますが、昨年6月にNPOに委託することを議決して、7月1日からNPOに委託しておりますけれども、臨時の方について、体験実習館は4月から開けている訳ですので、その方については4月から雇用しております。先程渡辺振興課長が言ったように7月から切り替えるべきかということがあったんですが、1人で社会保険に入れるかどうかがその時には分からなかった。基本的には社会保険で1人だけ、法人のNPOですけれども、そこで職員を抱えていなかったので今まで。そういったことで今まで雇用されていた方を7月から雇用した場合、NPOでは初年度は冬期間の運営ができないということがありまして、雇用の関係で7月から11月末までしか雇用できないということがあります。その後に町では税務関係の臨時職員で雇用しておった訳ですので、23年度については委託費をNPOに対する人件費も含めて赤字の施設ですので当初は委託することを考えておりましてが、雇用の関係で委託費を除いて体験実習館の管理費として23年度は契約しているはずです。それが24年度については4月早々から雇用をそちらでして頂くということで、委託費分を23年度は賃金分を外しておったんですが、それを加えて委託に出すということですのでご理解をお願いしたいと思います。委員長: 他にありませんか。

(無しの声あり)

無しの声がありますので、無しと認め、第6款農林水産業費についての質疑審査を終結致します。本日はこれで散会します。どうもご苦労様でした。(15:44)明日は9時45分までおいで頂きます。

平成24年3月14日(水) 平成24年予算審査特別委員会第3日目 午前10時00分開議 欠席無し

委員長: おはようございます。只今の出席委員9名です。定足数に達しております。只今から3日目の予算審査特別委員会を再開致します。

第7款 商工費

委員長: 一般会計第7款商工費を審査致します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第7款 商工費の質疑に入ります。

2番: 87頁の7款1項1目の新庄・最上を元気にする会負担金とありますが、どういった活動をしているのか、お聞きします。

産業振興課長: これは前にSL広場で行われたノスタルジック・SLという事業で、新庄病院脇のSLが置いてある広場が会場にして開催されるイベントであります。ですからそこでよさこい祭りとかというイベントをやっているということでございます。

2番: そうしますと1年に1回SLのある所でそういうイベントをしているということだけで良いんですか。

副町長: では私が分かる範囲で良いですか。私も町長も事業に参加しています。記憶にあるのはお盆の時にゆめりあで最上地域の法人団体が一堂に会して盆踊りをしています。新庄祭りの前夜祭で雪灯籠の祭典もしていると記憶しています。新庄と最上地域の7町村を合体したイベントということで押切六郎さんが会長をしておりまして、事務局についてはゆめりあの新庄観光協会がしています。最上地域8市町村の一体化したイベントということで企画実施しているところであります。

2番: 行っている内容は少し分かったような気がしますけれども、どういう目的でこういう会を行っているのかお聞きします。

産業振興課長: 基本的には最上地域8市町村を祭りで元気にして、活気付けるということで新庄の観光協会に事務局がありまして、そこが先程、副町長が申し上げました事業を行っているということです。 目的としては8市町村が挙ってそこに参加して、さっき言ったイベントを開催しながら元気付けていくという趣旨の内容になっています。

委員長: 会議規則54条の規定により、特に許します。

2番: そうしますと8市町村で行っているということですが、このことによって他地域からの旅行と言いますか、受け入れるというところの活動までは行っていないと理解して良いですか。

産業振興課長: 基本的には最上管内の方々が新庄に集まって交流を広げていくという趣旨で、先程副町長が申し上げましたイベントをやっているということです。例えば餅つき大会とかクリーン作戦ということもありますが、そういった多岐に亘ってイベントプラスクリーン作戦とかする中で人が新庄に集まって交流を進めていく、そして元気な最上・新庄を作っていくという趣旨で開催されている事業です。

9番: 88頁の観光物産センター費についてお伺いします。総額で去年より約40万円近く増えている訳ですけれども、主な事業の内容を見ますと大きいところでは管理人の雇い上げ、夜間の管理業務委託となっております。あそこを見てみますと朝早い時は5時半前に扉が開いて電気が付くと。遅い時は6時を過ぎても付かないことがあるようなので、不規則に見えますけれどもその辺の機転と言いますか、そういうものはどうなっているのかお聞きします。

産業振興課長: 基本的には物産センターの鍵の開け閉めについてはシルバーの方にお願いしていると。 始発に間に合うような。ですから、舟形では7時7分頃の電車に間に合うように6時台で鍵を開けて頂く という業務で指示しているところです。それから夜間ですが一応9時に上りの最終が出た時点でシルバー の方から締めて頂くということにしております。

9番: そうしますと日中の乗車券とかを販売する管理人と、朝或いは夜間に開け閉めをする二つの管理人の雇い上げがあるということですね。その辺は良いとして細かいところですが、電話料今までは通常ですと40,000円位だったんですが、急に突出して10万円と上がったのは特別な理由があるのかということを一つと、あそこは早く言えば旧舟形駅舎でありますので、いわば昔は舟形の玄関口だった訳です。そう

いう意味からしても今舟形診療所もあるし、調剤薬局もあるということで舟形町の中では一番人が行き交う場所ではないかと思います。そういう意味でこの300万円という予算を置いて管理している訳ですけれども、中身は展示物を見ても殆ど変化が無いというのが現状かと思います。そんなことで前の頁にあるように、舟形町の観光情報館も昨年度から300万円を補助して立ち上げた訳ですけれども、そういう同じような意味合いのセンターを統一していった方が効率的ではないかと思うんです。ましてや観光という意味で町外に向けた、先日も言いましたけれども、客を受け入れるという意味から言えばこの物産センター、旧舟形駅舎が最適な場所かと思いますし、ずっと効率的な使い方ができるのではないかと思いますけれども、その辺如何ですか。

産業振興課長: 一番目の電話料ですが、物産センターの方からも今ネットを通じて情報を発信しています。舟形町の情報ということでその分今までの電話料プラス、ネット通信代で高くなっているとご理解頂きたいと思います。

それから若あゆ温泉に情報館がありまして、情報発信については当初広くお客様が来る所ということで 若あゆ温泉にも設置した経緯がございます。去年から本格的に進めておりますので、もう少し情報の発信 とか集客等について、もう暫くこのような状態で進んで、ある時期統括して今議員さんがおっしゃられま したように統廃合、若しくは継続も含めて後程検討する形で考えているところでございます。

9番: 先日一般質問した時には、温泉周辺に施設整備で色々な複合施設ということを話した訳ですが、 町長はそういう考えはないという答弁でありましたので、是非その辺前向きに検討して頂きたいと思いま す。

それから今話に出ました観光情報館ですけれども、確か緊急雇用対策で雇い入れをしていると思います。 その期間がある訳ですけれども、終わった後、観光情報館はどうなるのでしょうか。

産業振興課長: 観光情報館について、一つは町長の一般質問の中でもありましたように舟形ファンクラブを今集めています。200名程になっています。その方々にネット販売、ネットショップということで仕かけていきたいと思っています。それからもう一つが今教育旅行の件で五橋とかの中学校の受け入れ事務局的なこと。それから町の観光協会の事務局。同じようなことになりますけれども、ネットによる情報発信ということで主立った事業として、そういうことをしておりますけれども、その他にも企業懇談会もやって頂いております。基本的に現時点では先程申し上げましたように、終わった後ではなく、折角整備した施設ですし、人員も配置しておりますので今申し上げた事業を更に進めていって、役場ではできないところはきちんと情報館の方で担っていて頂く体制で考えて行きたいと思っております。なお、先程申し上げた統廃合についてはその後の検討ということで私は理解しているところです。

9番: それでは同じ88頁ですけれども、その他、商工振興費の中で縄文の女神商標登録手数料というのがあります。この前も全協の時に説明を受けた訳ですけれども、商標登録を取るというのはここに私が出した時の控えがあるんですけれども、商品区分第何類とかあると思うんです。この商標登録は何を目的と言いますか、どういった商品を目的として取るのか、それをお伺いします。

産業振興課長: 基本的には商工振興の立場から商標を取っていきたいということで、具体的には11品目程挙げております。縄文の女神ということで一つは鋳物関係ですね、それから文房具などの紙類、セーターとか衣類関係、おもちや関係、食品、お菓子とかパン、米も含めた食品関係。それから野菜、果物とか、アルコール、ジュース。講演会の開催についての「縄文の何々」の講演会とか、そういった品目を11品目で取っていきたい。ですから舟形町で考えられるものについては、この商標を使っていけることで考えていきたいと思っています。

9番: 今一般的と言いますか、縄文の土偶については縄文のヴィーナスという呼び方が一般的かと思います。長野県でしたか遺跡の縄文のビーナスがありますね。そういう関係があって取れなかったというか、こういうことになったと思いますけれども、今、色々な商工会でやっているキーホルダー的なものにも縄文のヴィーナスという文章が入っています。そういう意味では一つの土偶に対して色んな名前が付いてしまって、返って女神様が困惑するのではないかという気がする訳ですけれども、今ある商品についてどう考えているのでしょうか。

産業振興課長: 基本的には今回の商標については県の教育長と協議しながら、県でもやはり商標は必要だろうということで。ただ私達としては今言われたように、ヴィーナスというのは一般的な呼び方で、ヒに点々、ウに点々とかありますが、議員が言われたように茅野市で取ってしまったということで、正式

に使っていくとなった場合は商標登録の侵害になってくるだろうと思いますので、今回、県も含めて縄文の女神ということでトラブル等の無いような商標に変えていく必要があるのではないかと、正式に裁判等によって訴えられた時にこちらに理はありませんので、そういったことを含めて切り替えていくような、その為にも商標はきちんと取っていくという考えでおります。

9番: 最後に一つだけ確認したいのですが、例えば町で商標登録を取る訳ですね。そうして町内外の人が縄文の女神を使って売り出したいという場合、ある程度は町にメリットがあるのであれば使わせるという考えなのか、それだけをお伺いします。

産業振興課長: 基本的に町の商工振興に使って頂くということで、その為に町で取ることですので、 今議員がおっしゃられたように町の発展と言うか、とんでもない商品名でなければ一般の方からも使って 頂く、商工関係者からも使って頂くということで考えているところです。

4番: 88頁、89頁商工振興費の中の町商工業振興事業補助金250万円の使い道をお伺いしたいと思います。

産業振興課長: これにつきましては、南部商工会さんの方に舟形町、最上町、大蔵村の方で同じ金額で助成している事業であります。具体的には商工会の活動、例えばそばまつりとか、舟形町に必要な事業にその中で取り組んで頂けるような、その為に各市町村がそれぞれの金額を統一しているんですが、補助している金額と理解して頂きたいと思います。

4番: 商工会を補助するという意味合いで課長の答弁ですと、最上町さんと合同で金額を決めて出しているということですが、金額について商工会からの要請があって金額が決まっているのか、つまり商工会が何々の事業をしたいからこの金額が欲しいということで毎年変わってくる金額なのか、単に舟形町と最上町さんとの間でお金をポンと預けて、何でも良いから使って下さいという補助金なのか、そこら辺のことを聞きたいと思います。

産業振興課長: この件につきましては商工会さんから町に要望書を頂いて、その中で予算化している ものであります。なお、それぞれ舟形町、大蔵村、最上町、旅館が多い所とか、舟形町みたいに小国川 の誘客とかそれぞれ課題がございますので、そうした中で独自の活動をやっていくということも含めて それぞれ250万円程度の予算化をさせて頂いているということでございます。

4番: そこで一つ問題にさせて頂きたいのが、商工会から金額全ての額に対して最上町さんと折半してこういった金額を出しているとすれば如何なものかと思うんです。事業内容を精査して、その中の何%と言うんですが、該当なるものの中から補助を出していくという、そこら辺まで精査して補助金を出しているのかが、ここの補助金のポイントではないかと私は思うんです。ですから私の意見としては、向こうから上がってきた金額をそのまま半額にして、最上町さんと舟形町の折半ということになっているとしたら、これは如何なものかと考えるのですが、どうでしょうか。

産業振興課長: 基本的には商工会の運営費については、1億円以上の事業費となっております。その中で、それぞれ舟形町でしたら舟形町で、南部商工会の舟形営業所でやりたいものを合わせて250万円で予算をお願いしたいということで要望を頂いております。ですから金額を割っているということではなくて、それぞれ営業所単位にやりたい事業、やっていきたい事業そういったことを含めて250万円の範囲の中でやって頂いているということで理解して頂きたいと思います。

委員長: 会議規則第54条の規定により、質疑を許可します。

4番: ありがとうございます。ならばこの補助金の最高限度額は幾らですか。

産業振興課長: 基本的には予算要求額の額を考えております。ただ従前ですと同じ金額でその範囲の中で事業をやって頂いておりますので、担当課としては例えば250万円から300万円になったという場合には50万円の中身を精査させて頂きますし、また逆に減った場合についても同じ事で事業内容を精査させて頂いた後に予算化していくという考え方でいるところでございます。

2番: 89頁の商工振興費の一番下企業誘致対策事業ということで86万2,000円予算計上されておりますが、内訳を見ますと職員旅費が殆どでありますが、平成24年度における対策事業の活動内容等についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長: 今回の予算要求でございますが、今現在舟形町に打診があります豚舎の関係について、どのような影響があるか調べまして舟形町に誘致ができれば、それらについて進めて参りたいという事業が一つと小学校が統合する訳でそちらの空き家対策として現在ふるさと特養と言いますか、それらの

事業実施化に向けて各区役所を訪問しておりますけれども、それらの事業の展開と言いますか、訪問して誘致活動をしていると。介護者の舟形町への誘致で都会から介護の負担金を付けて町に来て頂くという事業ですが、それらを考えております。それから今後空き家対策として色んな企業誘致を展開する上で、旅費、視察に行った場合のお土産等を計上しているところであります。

2番: そうしますとここに計上しているのはあくまでも舟形町対独で企業誘致対策事業を行うという理解で良いということだと思います。そうしますと新庄最上管内全体での企業誘致についての現状についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長: それらについては別の項目で最上地区の協議会がございまして、そちらの方に舟形町としても負担金を出している訳ですが、最上管内8市町村で負担金を出し合って誘致活動をしているということでございます。現地を訪問したり、新庄市役所内にある事務所を通じて実施しているということでございます。

2番: これからの誘致については豚舎についても、介護施設にしても選定する場所と言いますか、豚舎については臭い、介護関係については小学校の跡地活用と考えていけば、これから跡地利用の検討委員会を立ち上げるということであると思いますので、十分地元の理解を得ながら進めて頂きたいと申しておきたいと思います。

まちづくり課長: 豚舎については臭い等の発生がありますので、それらの影響等について十分調査をしてやりたいと思います。特養等については現在町で建設することは想定しておりませんので、事業主体である事業主から場所を選定して頂いて、地元の方の説明会、そういったスケジュールになるかと思います。ですので地元の説明会については十分実施して参りたいと思います。

委員長: 他にありませんか。

(無しの声あり)

無しの声があります。無しと認め、第7款 商工費について質疑審査を終結致します。

第8款 土木費

委員長: 第8款 土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第8款 土木費の質疑に入ります。

1番: 93頁、94頁要するに道路改良並びに維持、除雪対策共に関わる質問をさせて頂きますけれども、今回も大変な大雪でございました。この大雪がもたらすのが町の人口減少にも何らかの因果関係があるんではないかと思います。その中で機械除雪は他町村よりも優れているような配備でなっている訳ですけれども、今後共、雪を消す為の消雪並びに流雪溝の計画等は今現在ありますか。

地域整備課長: 只今の質問でございますが、消雪施設については今現在稼働している施設がありますが、それの維持管理を今後共継続して行っていくという形になると思います。流雪溝でありますが、流雪溝を希望する各集落ですが、今のところ作って下さいという希望は町当局には来ていないという形です。以前にも流雪溝計画があるのですが、地元に説明に入った段階で断念した経緯がありますので、今のところはありません。

1番: 以前に色々ありましたでしょうけれども、富田地区並びに西堀地区で説明会をしたけれども、不調に終わったという話も聞いております。また平成14年度には西堀地区で請願書という形で町に「西堀地区に水を流して欲しい」大堰の改善並びに流雪溝を整備して欲しいという請願書があって、紹介議員人には沼沢守さん、森晃さん、八鍬太議員という3名の議員でしたけれども、それが14年6月議会で採択されている訳ですけれども、実際水の利用は、小国川を利用するには水利組合というのがかなり引っかかってくると思いますけれども、地域住民の話し合いで不調に終わったから、その後は全然進めていないのか、そうじゃなくて段階を経ていきながら、元々田んぼだった西堀地区を町の力で住宅にして改良していった訳ですけれども、田んぼがあれば水が来ていた訳です。その状況の中でもう少し煮詰めながら、そこに敷設していく計画を長期的に持つような考えは無かったのか改めてお伺いします。なおその時には325名程の署名があって、その中にはまちづくり課長、中山さんの判子もある訳ですけれども、そういうものがあるのに、その経過をお聞きしたいと思います。

地域整備課長: 只今の長期的な計画はなかったかというご質問ですけれども、町としては町内全域について流雪溝の整備計画ということで一度計画しております。全集落について自然流水、或いは三光堰、

大堰の水を利用した流雪溝で計画した経過があります。ただ西堀地区については、先程言われましたように説明会に入って、その後断念しているという経過がございます。その後の長期的な計画ということですけれども、流雪溝につきましては管理組合を組織して負担金が伴うということがございます。西堀地区については大堰の水を利用することで水利組合との関連もございまして、なかなか難しいということがありまして、その地区について長期的計画では考えておりませんでした。

1番: ちょっと弱気な答弁でありますけれども、協議したところ個人負担がかかるからという状況でそれ以上は話を進めないという答弁ですが、隣の大石田地区においては大がかりな国の事業とタイアップしながら国の28億円の予算に対して県と町と合計して38億円程度の予算で総合的に7、8年かけて整備されている訳です。尾花沢市についてもトンネルのすぐ向こうまで整備されるという形でやっております。勿論新庄市も今やっておりますけれども。この大雪を克服しながら地域住民共に住み続ける為にはやはりそういう施策をがっちり進めていくような長期の計画が必要ではないかと思います。そういう観点からお伺いしても、高規格道路が開通することによって交通量が増える訳ですが、それを利用する為に、例えば沖の原地区の県道についても通勤時はご存じの通り、車がすれ違えないような状況の中で路側帯に雪が積まれる訳です。こういうものも県に強く請願してお願いして改善してもらい、町は町なりに住みやすいまちづくりの為にも、あった話を掘り起こして協議を持って行って纏めるようにして頂きたいと思いますが、そのような考えを改めて持つようにして頂けないでしょうか。

地域整備課長: 沖の原の県道につきましては、路肩まで雪が堆雪されてかなり狭くなっているということで、昔から何度か排雪をお願いしたいと要望はしておりました。なかなかできないということで、現在に至っているところですが、今後とも県にはそういう形で要望していきたいと思います。流雪溝整備についてはやはり地元の協力体制と言いますか、是非作って欲しい、負担もしますから作って欲しいという内容でないと、町としても対応できない形だと思います。必ず管理組合を組織して地元で管理していくという体制を取らないと流雪溝は成り立っていかないと思いますので、その辺の地元の協力体制が整った段階で整備するのが一番だと思いますので宜しくお願いします。

委員長: この件は色々町の答弁もありましたので、また別の機会に質問をお願いしたいと思います。

9番: 今流雪溝の話になっている訳ですが、課長の答弁ですと地域の要望がないとこの工事はできませんというニュアンスに聞こえます。ただ以前、町では上下水道、下水道ということでかなり社会資本整備をやってきた訳です。それについてはほぼ完了したと。今後は流雪溝等の整備をするということで全町に渡る消流雪溝マップ等も作成したはずです。そういう計画が今の話ですと断ち切れているのかなと思います。現に私のところにもありますけれども、この冬は流雪溝に雪がつっかえて水が上がって大変苦労した、被害もあったという事実もある訳です。そういう意味から言ったら要望がなければ着手しないというのはちょっとおかしいと思うんですが、町長そういう計画について今後はどうですか。

町長: この流雪溝の関係についてはこれまでも議会の中で一般質問、予算審議にもなってきた訳ですけれども、長者原、富田関係の流雪溝も最近ではなったように思いますけれども、今矢野課長が言った通りに維持管理の部分がネックになっていることは事実だと思います。私も国交省に尾花沢、大石田でやっている関係でありますのでできないかと。予算的にはありますということですが、最終的には長者原さんも維持管理ということで、今国交省で全て負担はしているものの、これから数年後には地元負担ということで、富田にも長者原にも落としていきますけれども、維持管理という面ではネックになっているということです。ただ佐藤議員、或いは9番議員もおっしゃった通り町でも40億円近い計画がある訳ですけれども、これを計画的にするにしても国との対応、国道或いは県道との対応があると思います。今3つの水道、農業集落排水、公共下水道、簡易水道。これは完成しております。これをやるにしてもふんどしを締め直して財政計画もきちっとしながら、或いは今すぐやれる流雪溝の箇所、或いは時間もかかる箇所、こういうものを選択しながらしていかないと難しいのかなと思います。そういうことで全体的な計画をもう一度締め直ししながらやっていかないと、なかなか難しい要素があるだろう。今第6次基本構想の計画には入っておりませんけれども、6年間の終盤の計画でも作りながら次の計画というものになっていくのが今私の考え方であります。以上です。

8番: 93頁の道路新設改良費についてお伺いします。 4番の町道内山長尾線道路改良事業の工事内容をお聞きしたいと思います。

地域整備課長: 内山長尾線道路改良事工事でありますが、24年度で完了にしたいと考えております。

工事内容としましては、5mの道路拡幅となります。23年度で三光堰の付替工事等を行っておりますので、後は拡幅していくという形になりますので、24年度でこの道路については完了したいという目途を建てております。

8番: 今の答弁ですと今年は道路拡幅工事が主なものという話ですが、23年度で用水路の移設工事が終わるという説明がありましたけれども、現在その工事をやっているのかどうか。私現場で確認したところ、用水路に関係ない用水の工事はやっておりますけれども、道路確保の為の水路付替工事はまだやっておりません。おそらく24年度予算でやるのかと思っていますが、その辺。

地域整備課長: 付け替えについては23年度予算で対応することになっていますので、入ってないとすればこれから全て完了するということになります。

8番: 用水路付替工事は23年度の明許繰越事業であるという話だと思いますけれども、今年もお陰様で三光堰のストックマネジメント事業で用水路の整備をしております。その関係で落水溝しかできない工事だと思います。しかしながら我々三光堰の水路も冬期間は消防用水だということでありますので。

委員長: 叶内さん、途中ですが、休憩を取りたいと思います。(10:51)

委員長: 再開します。(10:59)

8番: 先程、発言の中で固有名詞を出し、不適切な発言がありましたので取り消しをお願いしたいと思います。

委員長: 今叶内議員から発言がありましたが、固有名詞等を使った中で取り消し等の願いがありましたが、そうして結構ですか。

(異議無しの声)

そのように取り計らいます。

8番: ありがとうございます。

質問を続けさせて頂きます。色んな関係者の利便性を図りながら、そして早期にこの改良工事がスムーズに進みますよう町当局、担当課には特段のご配慮を宜しくお願いしたいと思います。

3番: 92頁の8の2の2、道路新設改良費ですが、1番から5番まで新しい道路事業が載っておりますが、昨年9月の臨時会で採択なりました木友町内の生活道路町道格上げについての予算化はここに載っていないようですが、別の項目で載っているのであれば、それを教えて頂きたいと思います。

地域整備課長: 木友町内の認定でございますが、只今木友団地の敷地について総務課で三菱マテリアルさんと払い下げの交渉を行っております。道路につきましてもそこにタッチするという関連もございまして町営住宅団地の払い下げが終わり、工事の目途がついた段階で町道認定して事業を行っていきたいと考えております。

3番: この件に関しては1回不採択になって調査をやり直して採択した件でございます。町民の皆さんも期待をしている道路です。これから買収とかの話がありますが、いつまでにやって頂けますか。

地域整備課長: いつまでとははっきり具体的には言えないんですが、24年度は学校の増築工事とか様々な大きな事業が入っていますので、大きな事業が終わった段階でなるかと思います。

3番: 優先順位はあるのかも知れませんけれども、あれ程お願いしてやって頂けるということになった訳ですので、いつになるか分からないということですが、私達も町民の方に説明しなくてはならないので、その買収が大体いつ頃まで終わして調査なり、測量なりをやって、いつ頃から本格的な工事に入るのか、その辺りまで教えて頂きたいと思います。

地域整備課長: 具体的な年度はいつまでということは答えることはできないんですけれども、まず認定しなければ道路改良もできないので、予算の余裕ができた段階で認定して工事に入るという段取りにしていきたいと思います。

4番: 関連して質問させて頂きます。現地調査の段階では三菱マテリアルの土地の買収はなかったはずだと思うんです。あの道路の買収は民間人であって、そこに三菱マテリアルの住宅団地に接続するという所ですから買収は必要ないと思うんですよ。ですから三菱マテリアルとも関係ないし、町道にも路線変更してできる可能性があるからということで我々も採択して出したという経過があったと思います。そこにどうして三菱マテリアルさんが出てくるのかなと。そちら側からうちの土地には接続しないでくれという要望でもあるんですか。そこら辺のところをお伺いします。

地域整備課長: 町道認定につきましては国、国道、県道、町道等に起終点が接続する所となります。

現地視察した段階で木友住宅団地については道路ができていたということで、そこに接続すれば良いかと思っていたんですけれども、土地そのものが三菱マテリアルの所有でありますので町道ではないということで、そこを売ってもらった段階で町の名義にして、今ある町道に接続するということが一番良いのではないかと思いますので、そういうふうに考えております。

総務課長: 総務課で今の中学校周辺ですけれども、木友団地も全部含めて三菱マテリアルから町で借り受けをしておりまして、毎月使用料を払っている訳ですが、昨年から矢野課長からあったようにそういった話がありまして、また木友団地の払い下げの話があるということで、私の方では三菱マテリアルの東北支店と協議をさせて頂いております。ただ向こうでも実際の担当者が今回変わったりとか、震災関連で東北中心に沢山の会社の所有地がございますので、連絡してもなかなか来て頂けなかったんですけれども、昨年初雪が降る前後に来て頂きまして、木友団地を全部見て頂きました。あくまでも私達としては木友団地を優先的に払い下げして頂きたいということで交渉しております。町でも不動産鑑定士等をお願いしまして評価、実際いくらで払い下げして頂くのかが問題になりますので、そういった交渉を続けております。向こうの担当者も現場を確認して写真等を撮っていって、向こうは向こうで払い下げに向けての準備はしていると思いますけれども、やはり震災等の関係でなかなか時間が取れないというのが実情であると感じがしますけれども、町でも連絡を取っておりますので、なるだけ早く払い下げ等の目途を付けていきたいと考えております。今交渉中であります。

7番: 課長の答弁では大きい物件があると言われましたけれども、その前に私の方では、今年ですか、 内山若あゆ道路の冬期間除雪して、その中でも雪崩の危険箇所があるということで、初めて何名かで除雪 をしてもらったんですけれども、その他に紫山若あゆ温泉までの道路故事を今年もしますけれども、太折 地区は平成24年度、来年度で完了という話ですけれども、完了した場合、内山若あゆ温泉の方に大分前か ら予定というか、かかるという話がありました。私は25年度から一応なる予定と用地買収とか様々な測量 とか。そういう計画は内山若あゆ温泉道路の計画はどうですか。

地域整備課長: 紫山内山線については、今現在国道13号から温泉の駐車場付近まで、ある程度の拡幅 工事を行っています。温泉十字路から内山までについては長期計画にはあげているんですが、今のところ いつから測量等に入るとか段取りはついておりません。

7番: やはり様々な執行部、課長が人事異動なればそういう答弁なんだろうと思いますが、前の答弁はそういうものではなかったんですね。今後やはり申し送りというのか、そういうものも今後やってもらいたいなと。今質問しても計画はありませんということですけれども。

別の問題に行きます。95頁の町道除雪費委託料4,200万円程あるんですが、11工区ある訳ですね、除雪工区が。とすると1工区400万円まではいかないんですね。4,255万円というのは11工区で業者に入札した場合、人件費だけなのか、そこのところをお聞きしたいんですけれども。

地域整備課長: 除雪委託につきましては全箇所業者委託になっております。 1 時間当たりの単価を積 算しまして稼働時間分の支払いをする訳ですけれども、人件費等についてはその会社によって様々な支払 い方が違っておりまして、一概に人件費だけとは言えないと思います。

7番: そこで燃料費は26万1,000円ですか、光熱費が30万円程ありますね。修繕費が結構多い訳です。 11工区で2,200万円程ありますけれども、修繕費というのは一冬過ぎれば様々な事故がある訳ですね。ガ ードレールを擦ったり、電話線を切ったりある訳ですけれども、それは業者持ちですか、それともこの修 理が修繕費に入っている訳ですか。

地域整備課長: 修繕費の一番大きいのは除雪機械の車検代です。格納庫点検、機械の修繕という形になります。現場での様々な破損事故につきましては状況によりまして会社持ち、また町で負担しなければならないものは町で負担するということで現場を確認しながら判断しております。

1番: 今の除雪費の関連ですけれども、今回除雪の入札の折にも色々な不都合がありながら、11工区と言いますが、10工区と1工区を別々に入札されており、その中でも1工区がまだ落札業者ではなく、二番手の業者になったという話を聞いて今回の場合はなっている訳です。そんな観点から修繕費、利用する車両保険等並びに車検等は役場で持っている訳です。その中で業者さんが何をするのかとなった場合、県道の除雪のように写真を添付する訳でもない、要するにオペレーターが日報を整理して、添付しておく訳です。ここら辺をこれから見直して整理していく形が必要なのではないでしょうか。入札はするのではあれば11工区、皆一斉に同じ形で入札する。体制的にも同じような形を取っている訳ですから。なぜ今まで

分割したり、入札の中でなっていたのか。今後これを改善していって、町直営的な形で改めて経費的なものを見直しながら除雪体制を考えることはないのか、お伺いします。

地域整備課長: 入札体制でございますが、今議員が言われるように小型工区について、以前は別に入札という形を取っておりました。今言われるように11工区を全て入札という形で取れれば取っていきたいと思いますけれども、その辺は今後、指名審査委員会と検討しながら考えていきたいと思います。

3番: 先程の町道関係で課長の答弁についてお伺いしたいんですが、相手があることですが今交渉を 進めているということで、課長の感覚として買収がうまく行くと感じておりますか。

総務課長: 町でも不動産鑑定士に入ってもらいまして現場も見てもらっていますし、こちらサイドはこちらサイドで、ある程度金額が出てくると思います。三菱さんは三菱さんでそれに関しては専門家を抱えていますので、向こうは向こうで調査していると思いますけれども、担当者が変わった関係もありまして、初めて舟形町に来たという方だったものですから、その辺の事情がまだ読み取れないことはありますけれども、私共は町の全てのデータと言いますか、前の東北開発会社の時からの契約も全部遡って、町で造成からしたものの写真等を含めて全部提供しております。ただ先程も申し上げましたけれども、今回震災関係で東北には沢山の三菱の施設が持っていますので、事務的に煩雑があるのかなと思っておりまして、私達もなるだけ早くという要請はしていますけれども、引き続き向こうと早く進むように交渉はしていきたいと思います。

3番: 今この時点で課長の口からはどうのこうのとは言えないといことだと思いますけれども、相手が三菱マテリアルですか、そちらと交渉しているということは町民とに話してもよろしいですよね。

総務課長: 町でも関係する予算も計上しておりまして、交渉していると話をすることに支障は無いと 思います。なるだけ1日も早く成り立つように私も最善の努力をしていきたいと思います。

3番: 前の定例会でも矢野課長にお話ししましたけれども、そういうことであれば関係者に集まって頂いて説明をするのが本筋ではないかと前にも申し上げましたが、これからそういう予定はないかお願いしたいと思います。

地域整備課長: 今までの経過等説明が必要であれば、そういう形で関係者と話し合いを持っても良いと思います。

委員長: 3回になりましたが、特にもう1回認めます。

3番: ありがとうございます。今の課長の答弁が引っかかるんですが、必要があればというのは言い方が気にかかるんですが。どんどんと町内に出て行って話をするのが行政の立場じゃないかなと思うんですが、町長どうですか。

副町長: その旨の話は、私は町内会長さんに申し上げております。今、色々な既存の町道認定なり、工事について話があった訳ですけれども、一つは陳情が来たからすぐにできるという解釈では無いとお考え頂きたいと思います。さっきからお話ししていますように年度、年度で継続事業なり重要事業がある訳です。それと木友を工事するには補助金は頂けない、国県の補助は充当できないとなれば起債の過疎で100m以上の道路になるかどうかという検討、過疎の起債をするとなればその年度、年度の起債の発行額の制限もあります。原則的には償還額と発行額を比較した場合、償還額以上の発行をすれば年々起債残高が増える訳ですので、その辺は年度、年度の財政計画もありますし、その辺計画に基づいて何年後に実施するかという検討をさせて頂きたいと思います。しかし25年度については小学校の建築も終わりますし、ある程度の可能性もあるのかとニュアンス的に思いますけれども、その辺もご理解頂きながらマテリアルの払い下げの問題もありますし、その辺を検討させて頂きながら25年度辺り、町道認定着工ができるように町でも鋭意検討して参りたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。木友の町内会長さんにはその旨話はしておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

5番: 大変なことです。私も今色々と課長の答えを聞いて大変なことだと思いましたけれども、私からも負けないで思うことがあるんです。93、91に関連するのですが、一般質問等々でもお願いした経緯があるのですが、今斎藤議員からもあったように順番制があるのかとも思いますし、野尻議員からも質問あったし、色々と絡みがあるのですが、私からは舟形大蔵戸沢線、要するに岡矢場線です。その後何か動きがあったら教えてもらいたいと思います。何も動きがないのか。あそこはほ場整備事業が入って、近い将来直すという答弁をうけているのですが、今言ったように色んなことが優先的なことがあるのか、それと先程副町長が言っていたんですが、太郎野線が終了すればかかるのではないかと地域住民は考えているん

です。そこら辺も合わせてお願いします。

地域整備課長: 福寿野岡矢場線につきましては、平成25年度の計画ということで県にも要望して、社会資本整備事業の中で該当させて道路改良を行っていくという計画であります。それに伴って県でもあそこの交点を拡幅してくれるということで総合支庁の建設部長とも話をしておりまして、平成25年度に調査等に入れるのではないかと考えているところです。

5番: これで一般質問した中身が見えてきたのかなという感じがします。是非ほ場整備事業が終わり 太郎野線も終わったら、大きな道路でありますし、引き続きえんじゅ荘に来る農道ですか、あれもやって 欲しいということで、例えば舟形だけじゃなくて大蔵の肘折温泉を抱えた道路でありますし、また緊急車 輌が通る道路でもありますので、一つその辺も合わせてお願いしたいと思います。

4番: 私から92、93頁の道路新設改良費についてお伺いします。ここに載るべきものではないのかなということで質問させてもらいますけれども、9月議会において総務振興常任委員会から意見書を出しました。内容について一部読みますけれども「特に次の事項について充分に検討されたい。舟形2号線より郷道に通じるJR鉄橋下部の道路について、西堀からの迂回路があるがガードレールもなく危険である。事故防止の面も考慮し、危険性、利用頻度、利便性等を調査し、早急に対処する必要がある」こういうことを行政側に総務振興常任委員会として意見書を出しました。これは課を跨いで、或いは課内で話し合いをしてもらったと思いますけれども、どういうふうな話し合いになりましたか。

地域整備課長: 只今の質問ですけれども、総務振興常任委員会を開いて現場から帰ってきた段階で課の中では話し合いをしております。この件については以前にも議会等で議論された経過がございまして、その件はもう決着しているんではないかと課の中では話し合った経過がございます。

4番: 課内で話し合って決着済みだという課長の話ですけれども、何故ここの総務振興常任委員会で こういう話になったかということなんです。つまり課の中では終わった話でも町民の間では終わっていな いんです。ここにずれがある訳です。その声を我々議員が地元に帰った段階で拾い上げて、そしてそのず れを埋めようということで現地調査にまで至っている訳です。ここなんです、問題は。総務の委員会も文 教の委員会もありますけれども、その内容を町の中で検討し調査、或いは議論までしているのかという不 信感がある訳です。正直に言うと。全然話してないなと。そういうところが見受けられるんです。少なく とも我々が出す意見書について議論なり、検討なりをしてもらって、そしてそれが本当であるかどうか、 住民から上がってきた意見をここでやっているのだから、本当に住民にそういう意見があるのかどうか、 町が住民に聞かなくちゃいけないことだと思いますよ。そういうことをやって初めて終わったという言葉 が出てくると思います。終わってないです、これは。よく聞かれます。西堀の問題もそうです。西堀の方、 流雪溝に関しても役員の方と町だけで終わってしまって、なんで終わったのか分からないという住民の方 は未だに沢山おりますよ。私色んな所に顔を出しますけれども、そこで何で終わったんですかと聞かれま す。役員の方からも町からもそういう返信と言うんですか、終わったという回答が帰って来ていませんと 言われるんです。ですからまだ戻りますけれども、ここは危険です。ですから町の土地ではないというこ とですけれども、そういう土地があった場合に町は放置しておいていいのかと。通行止めにするならする、 拡張すれば一番良いですけれども、ガードレールを敷くなら敷く、拡張するならする。そういった方針を 決めて住民の済む所に危険があれば、或いは農業用地として使える可能性がある、道路として使える可能 性があるということがあれば、もっともっと検討してその結果、解決しているとか、していないとか、そ ういうことを出す必要があると思います。まだ意見書を出してここ2、3ヶ月の段階でそう言えるもので はないと私は思いますけれども、如何でしょうか。

地域整備課長: 町道管理としまして管理者側からすれば、この町道につきましては川の突き当たりまでが町道となっています。 JRのアンダーと言いますか、下を潜る所からは農道扱いになっておりまして、そこを利用する農道組合とか、利用者が管理する道路と考えられます。以前は農道を通る方々が管理していたものと考えられますが、やはり町道ではないということで、今までは手が着けられていないということだと思います。しかし前にガードレールは何らかの形で設置したことがあります。それでも農機具が通る際に、逆に邪魔だということでガードレールを撤去してしまったこともありまして、今はガードレールのない現況の道路になっている形です。

町長: 今4番議員がおっしゃる通りでありまして、私も一度あの現場を見た経緯もあります。危険だとすれば町道であろうとなかろうと、安全というものをするべきだろうと思います。ただあそこは農道と

いうことで利用している方もおる訳でありますので、今4番議員が言った通り、危険だとすればガードレールを果たして設置して良いのか、そういう面も含めてしないとすれば交通を遮断するとか、或いは西堀の方から農耕の運搬をするとか。そういうものを住民の意見を聞いて判断するのが一番大事な要素であろうと思います。全体的に拡幅というのはJRとか小国河川もありますので、時間のかかる問題がありますけれども、今すぐ出来るものを住民の理解を得る為の努力をこれから改めて課長等に指示してみたいと、或いは住民との話し合いを持ってみたいと思いますのでご理解願いたいと思います。

4番: 今の町長の言葉を聞いて少し安心しました。一番やって頂きたいのが住民の声を聞くといった言葉。農業関係者、或いはあそこ近辺に住む方の意見を聞いて、できるならできる、できないならできない、理由を付けて。或いは一つ可能性があると考えるのが、あそこは川に面しているので急傾斜、県の事業にも該当させることができるのではないかと思っておりますので、その辺のところ是非意見を聞いて進めて頂きたいと思います。

委員長: 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。無しと認め、第8款 土木費についての質疑審査を終結致します。

第9款 消防費

委員長: 第9款 消防費を審査致します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第2款総務費の質疑に入ります。

1番: 昨年3月11日の大震災、その中で消防団の方々が住民を避難させる為に大活躍され、犠牲になった方も多数おられます。その中で今現在消防団の大切さを町民も感じているのではないかと思います。その中で微量の団員手当と活動費が出ている訳ですけれども、今現状ではなかなか啓蒙活動なり、自分達がやりたいような安全なまちづくりの推進をしていくには、ちょっと物足りないような状況であります。更なる活動費として上乗せをして、地域の為に消防団が自ら活動体制を作る為の支援体制を強化するような考えはないでしょうか。

総務課長: 今ご質問ありましたように、今回の大震災におきまして岩手宮城福島3県で消防団員が死亡、或いは行方不明となりまして260人近くの方が殉職と言いますか、尊い命を無くされております。消防の手当につきましては、町長もよくボランティア活動なんだと言われておりますけれども、本当に地域を守っていく最後の担い手として、まちづくりに関しても消防団員が色んな中核を担っている訳であります。手当につきましても色々基準がありまして、消防団員についても1年間団員手当13,000円、それから階級毎にありますけれども、その辺りも高いか低いかは別にしまして、出場回数も平均しますと年50回か60回出ておりますので、そういったこともこれから色々検討していかなければならないと思いますし、全体的に消防団は100万人を切ったと言われていますけれども、町においては若干名消防団員が増えておりますので、そういった意味で更に消防団員の安心安全を含めて、仕事を持ちながら務めておる訳でありますので、そういったことも考慮しながら町でも消防委員会がありますので、そういった関係者、有識者の意見等も考慮しながら待遇について色んな所で検討して参りたいと思います。

1番: 今言われたように、身分も公務員並みの保障という形も謳われていますし、消防関連での社会保障も各々入っておられる方もおります。そういうふうに出ている13,000円の手当については400数名いる消防団員の中で殆どの方は手元に貰っていない訳で、要するに活動する中でのご苦労ぶりみたいな形で消えている訳ですけれども、安心安全を守る為には日頃の訓練が必要な訳です。その為にも消防操法大会を経て、日頃の訓練で日夜努力している訳ですけれども、如何せん活動費が負荷になってきます。各町内では色んな形の中で町内毎に違いますけれども、個々の負担を持って活動支援している訳ですけれども、重複しますが、これからも町民の治安維持を守りながら青年団組織の変わる中で、各町内会でも消防団以外の活動をしておりますので、青年達のグループを盛り上げて活動してもらう為にも活動費を更なる支援体制として考えてもらいたいと思います。宜しくお願いします。答弁は良いです。考えてもらえれば良いです。

8番: 消防施設費と関連すると思いますが、消防ポンプも随分古いものがあると思います。これも年次計画で更新する考えがあるのか、その辺お聞きします。

総務課長: 町でも当然各部の方に1台ないし2台の消防ポンプの配置なっている訳ですけれども、緊

急時火災等に出動して正常に機能しなくちゃならないということで、整備点検につきましては操法大会とか、冬を前にした点検をして万全の体制を取っております。そこは業者と相談しながら、耐用年数等、予算の関係もありますが、きちんと機能できるように古い物と言いますか、支障のある物については町でも順次検討していきたいと思います。

8番: 町の消防ポンプに対しては年1回の性能検査を受けながら整備を図ってきたと思います。しかしながら一気に更新するのは難しいので、更新計画なりをしっかり立てながら計画に基づいたポンプの更新をやって頂きたいと思います。また防災費関係ですが、去年3月11日の東日本大震災に起こりました。色んな食料や燃料が色んな備蓄の必要性が大きく認識されたのが地震の教訓であったろうと思います。町として備蓄はどのように考えているのか、お聞きします。

総務課長: 備蓄に関しては一般質問でも話題になりましたけれども、今回町の公共施設に数は少ないんですが、多少は設置しております。毛布、タンカ、石油ストーブ、水などを整備しておりますけれども、今町の方で考えておりますのは、実際にどういったものが必要かというのは、例えば大人の方とか、子供さん、女性でも違いますし、そういったものを一括して保管するのは予算的にも、場所的にも、非常に無理があるのかなと思いますので、町長とも相談しておりますが、大きい会社と言いますか、流通機構と契約しまして有事の際には優先的に町の方に必要なもの、品目等についてはこれから検討しますが、そういうものを最優先的に町の方に提供して頂くというのが一番良いのではないかと思います。道路等とか色んな問題があると思いますが、全国的に大きい物流関係の方ですとそういった例もございますので、また山形県もそういったところと提携を結んでおりまして、いざ有事の際には優先的に山形県に物流等を搬入してもらうという契約をしていると伺っておりますので、町でもどういった形でできるのか、これから検討して参りたいと思います。

8番: 舟形町には皆さんご承知の通り活断層があります。新庄盆地から始まりまして長者原断層という活断層があります。その中で最上地方にも大きな地震がいつ起きてもおかしくない確率が年々詳細な地震予知の精度が上がりまして、30年に一度と言われている昨今でありますけれども、舟形町のライフプラン、それから我々避難場所の指定、一朝有事の際の避難生活の食料なり、トイレと水の確保等が大きな問題になるとしていますけれども、今の答弁だとある程度は備蓄しているけども、より一層の2日か3日の備蓄があっても然るべき考えておりますが、その辺のことをお願いします。

総務課長: 災害の時にはよく言われますが、3日間の食料等の確保が必要だということもありますので、今8番議員さんからご指摘されたことももう少し検討していきたいと思います。

4番: 一点、100頁、101頁にあります消防防災費の中の防災行政無線保守点検委託料に入ってくるのかと思いますがお伺いします。ある町民の方から近年スピーカーによる火災のお知らせが無いですねということで、調べてみましたら分署の移転によって無くなったということですけれども、今現在は防災無線でしか火災の発生等を知らせていないのではないかと思うのですが、現在職員が鳴らせば鳴るのか。火災を知らせるような状況にあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

総務課長: 先日も深夜に防災無線を通じて流れましたけれども、今火災が発生しますと関係者なり、警備会社から直接消防本部に行くような感じになっておりまして、そこで受けて全部機械音になりますけれども、例えば沖の原地区に火災発生とか、地区単位で録音が入っておりますので、それをしますと自動的に舟形町の防災無線、当然室内でも聞こえる訳ですけれども、そういうふうになっております。ただ議員さんが言われるように町でも防災無線がありますから、機械室から話せば話は出来ますけれども、昔みたいにサイレンだけ鳴っていうことはありませんので、今は各町内単位で地区だけになっておりますので、舟形第1とか、木友で火災が発生しましたとか。またこの間のように「只今の火災は誤報でありました」とか、そういう情報があれば直接、町の方から町民の皆さんに伝達することになっております。ですから前のようにサイレンだけ鳴らすというやり方ではありませんので。ただ町では必要があれば普通防災無線を使っているように詳しく火事についての情報は役場から全町民に対して発声することもできるようになっています。

4番: そのボタンを押して室外スピーカーを鳴らすという火事のお知らせ等は、今後は考えていないという町の方針と理解してよろしいかということと、家の中に防災無線がありますけれども、ボリュームを少なくしていたり、切っていたり。中には分かる所では無くて違うところに置いてしまったという方がいて、そういう時に初動で教えるという通知が遅れる可能性はないのかと感じたものですから、その辺り

町の見解は如何でしょうかというところをお願いします。

総務課長: 今の火災等通報につきましては、先程申し上げましたように消防本部でスイッチを入れますと地区の消防が全部防災無線で流れるようになっていますし、これからもそういうことでやっていきたいと思います。中には色んな方がいまして、防災無線がうるさいという方もいる訳です。回数か多いという方もおりますし、議員さんが心配されますようにもしかしたら線を抜いていたり、色んな方がいますけれども、あくまでも町としては大切な情報をいち早く町民の皆さんにお知らせしたいということで防災無線を導入した経過があります。また室内において古くなったものですから、修繕も総務課で対応しておりまして皆さんも少しずつご理解はして頂けると思いますが、電池の問題も含めてですけれども何と言いますか、住民、皆さんが良いという方はいなくて、1人だけうるさいという方が今でも電話が来ることがあります。特に深夜等につきましては緊急な時に鳴らす訳ですので、その辺は町民の皆さんにもご理解して頂きながら今の体制で対応していきたいと考えております。

4番: 3回目の質問は端的に答えてもらいたいのですが、社外で鳴らすスピーカーは今後鳴らしませんということの確認を短く返答願います。それと昔からの経過の中で、火の見櫓でカンカン鳴らして火事になったことを知らせていたと思うんです。それが時代の流れと共に防災無線になったのは良いんですが、その防災無線は電源が無いと鳴らないとか。電池式のものもあるだろうけども、電池が切れたとか、充電してなかったとか。そういう部分に対応しているのか心配なんです、そこで短くお願いします。

総務課長: 基本的には室内だと線を抜いている場合でも外からだと入ってくると思いますし、当然消防団にも火災等があれば通知がありますから、それぞれの地域にある消防団も出動しますので、そういった意味で火事というのは分かると思います。昔だとサイレンを鳴らす度に必ず役場に電話が来て「今のサイレン、火事は何処だ」と聞かれたんですけれども、今は必ず地区名を言いますので「何処どこの地区で火災が発生した」と一歩進んだ情報を町民の皆さんに提供しておりますので、そういった意味である程度、火災の場所が特定できるので、色んな面で安心感が出てくる方もいるのではないかと思いますので、今のやり方のほうが町民の皆さんにとって、情報は有意に働いているのではないかと思いますので、このままの状態を続けていきたいと考えております。

4番: 社外スピーカーは鳴らさないということですね。

総務課長: それにつきましては必要に応じて、例えば火災が延焼とかあれば情報として、役場の方から話すことができますので、状況に応じて必要であればこれまでと同じように町民の皆さんに伝えていきたいと思います。

委員長: 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。無しと認め、第9款 消防費についての質疑審査を終結致します。

1時10分まで休憩致します。(11:53)

委員長: 再開します。

第10款 教育費

委員長: 第10款 教育費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第10款 教育費の質疑に入ります。

1番: 109頁、学校統合準備事業費の中で質問させて頂きます。先般23年度の補正予算の中でも5,000万円某の金で空調整備の導入ということで通った訳ですけれども、その折に一般質問の絡みとして前々から取り組んでいる舟形町の雪エネルギー、舟形町で出しております平成14年7月にも色んな方向案から調査した資料があります。この中にも沖の原公民館と富田公民館の写真が描かれてあり、公民館等に雪室を敷設してはという検討がされた中で、最後の括りとして今後中央公民館とか公共施設等に取り入れる事業を検討しますと結ばれている訳です。その中で先程佐藤4番議員からもあったように、こういう課題について導入する時に各課だけで検討なされたのか、それとも準備検討委員会というものが立ち上がっている中で検討したのか、それとも色んな団体、要するに雪利用研究を始めた時のエコプロジェクト研究会並びにその他考えているメンバーでも他の団体で活動している方もいますけれども、多角的なところを共有して、導入も含まれた中での検討なのか、改めてお伺いします。

教育長: 端的に申し上げたいと思います。今色んな形で過去に舟形町でやった雪利用についてのまと

めについて例を出されながら質問された訳ですけれども、教育委員会としては新しく学校を作る、新築するという考えではなかったので、現行の中で最小限度の予算を使いながら出発したものですから、雪冷房について過去の実績等で上げられた成果等を所有している部署、並びに関係の方々と相談したことはありませんでした。

1番: 今回学校は新築ではないにしても、教育次長が幼稚園統合の時から色々各課の皆さん方と多方面から意見を出し合いながら幼稚園の準備に係った訳ですけれども、幼稚園建築の折にも色んな課題があった中で、そういう案が出たものと思われます。それにも関わらず結果的には反映されていない。幼稚園の建設当時には小学校の体育館等を利用して大きい行事、催し物に関しては小学校を利用する、プールも小学校のものを利用するということがあったにも関わらず、現在それもなされていない訳です。改善もなされていない中で。要するに計画がなる時には建前的な話にはなるけれども、いざ実行に入る時には内輪だけで協議しただけのものを進めるような感じに見受けられると。前回の一般質問後のやり取りでも、若干執行部の方から漏れた言葉の中で「今からこの計画を戻せるのか」という声が少し聞こえたような感じがしたのが私の空耳だったらば、議会の記録を見れば分かると思いますが。そういうふうに計画が予算に出される前に110機の冷房機械を入れると確定的なもので予算にかかるものなんですか、もう一度お伺いします。

教育次長: 今1番議員のご質問ですけれども、昨年度まで保育所の園長をさせて頂いたんですけれども、それまでの経緯につきましては、保健福祉課長もいる中でなんなんですけれども、統合なる前に保護者の皆さんで協議して、舟形小学校の体育館を使いましょうという話と、プールまでは引き継ぎは受けていなかったのですが、体育館の使用については保育所の発表会があります。 0歳児から年長までいる中で、小さい子供がトイレの問題がありました。構造的に階段を上らなくちゃいけないということで、当時の保護者会の役員の皆さんに「どうでしょうね」と話をした時に大変心配だということで小学校を使わず、保育園の遊戯室でという結論に達したと。運動会につきましては舟形小学校のグランドを使用して隣接してある舟形小学校の施設を十分活用させて頂きました。経過的には保育所と小学校の施設共有という面ではそういった形で検討させて頂きました。

今回の空調の件につきましては一般質問の中で町長の答弁にもあったんですけれども、教育面でコスト 重視と言いますか、そういった面で考えた部分と年間の学校経営評価の中で子供達が冬場は寒いというア ンケートももらっています。そういう中で冷房だけではなく暖房を踏まえての活用を重視して対応したこ とをご理解頂きたいと思います。

1番: 確かにある一部から子供の意見として学校が寒いということもあろうかと思います。しかしな がらこの議場はどうでしょうか。回りに雪があるのにジャンパー、上着を脱いで協議しなくてはいけな いという位暑いです。必要以上のエネルギーを使っている訳です。この状況の中で協議すること自体が 間違いじゃないか。要するに色んな計画を出した中で、確かに議会で審議する訳ですけれども、殆どと は言いませんけれども、決定事項は後出し、後出しで出してくるような感じ。検討委員会は立ち上げる ものの、途中から追加、追加という形で出てきて検討をして頂くという形が多いのではないか。要する に統合問題の学校にしても教育の指針方針が変わった中で体制が変わったんでしょうけれども、教室の 増築に関しても、おそらく準備検討委員会の中では1回目から協議がなかったと思います。3回目の頃 から具現化になってきて検討するような形になったんじゃないか。要するにエネルギー問題についても 学校統合以前の問題、再生エネルギーはもう10数年前から国レベル、世界的なレベルの中で検討されて いる訳です。先進20ヶ国の中でもエネルギー問題に対しての取り組みは11番目の位置付けで遅い方の日 本の開発力とされていますけれども、舟形町の子供達に後世まで誇れるようなエネルギーを利用して 「舟形町で良かった」という何か誇れるものを一つ持ちながら、この子供達の教育の為にも是非再検討 して頂きたいという思いがある訳です。そんな中で再生エネルギーの舟形町でも準備検討委員会等を立 ち上げて小学校のみならず、これからどういう形で再生エネルギー利用していくか検討委員会を立ち上 げて、そこで改めて今回の小学校の冷房設備も。予算はそれで良いと思います。内容について再検討を して頂きたいと思います。どうですか。

教育長: 今の1番議員からご意見頂いた訳ですけれども、教育委員会としての考え方の中で学校を経営していく場合、また改築していく場合とかを考えた場合ですが、最初に大変申し訳ありませんけれどもエネルギーありきというところからの学校問題を考えての視点ではなかったところであります。そう

いうところで今ご指摘あったように、色んな形で今後考えて行く上で1番議員からご指導頂いている訳ですけれども、今後の課題としてそういうものも合わせる中で色んな学校の学校改築なり、設備を変更する際に当然考えて行かなければならない問題であるということでご指導頂いたものと考えております。もう1点、見直しということでご指導頂いている訳ですけれども、私達としては予算的なこともありまして、今回3月の補正で頂いた予算を上回るような形での考え方が果たしてできるのかとなった場合は大変疑問であります。そういうことで今現在考えているのは、空調設備を協議している中で夏冬両方活用できるところを一つのメリットとして考えております。またランニングコスト的にも通年ベースで考えた時にも軽減できるのではないかという考えを持っていますので、今回、舟形小学校の増築にかかる空調設備については、今までご説明申し上げた内容の中で是非ご理解して頂きたいと思います。

委員長: 3回に達しておりますが、会議規則第54条の規定により、特に質疑を許します。

1番: ありがとうございます。昨日、夕方のテレビ報道、ニュースの中で隣の最上町でバイオマス、木質ペレットの製造並びに研究開発が確実に進んでいる中で、かなりの頻度で視察に来られてバイオマスエネルギーボイラー等を視察している訳ですけれども、要するに私が言いたいのは小学校に冷房機を入れる、雪冷房をいれる、どちらかにするというのではなくて予算とかコストの問題以前の問題で、こういうものを考える時にどの範囲で考えるかということなんです。先程佐藤議員が言うように課だけの範囲で考えているんじゃないのということを言いたい訳です。伊藤教育長、教育次長という課の中だけで考えているのか、ではなくて全般の広範囲の中で舟形町のこれからのあるべき姿を検討して、色んな面で考えて行く要素があると思いますので、そういう面を今の予算審議の中で戻すの、戻れるの、決まったのという言葉が飛び交わないようになるべきではないでしょうかという質問に置き換えて、再度質問させて頂きますので、的確にお答えを宜しくお願いします。

教育長: 1番議員がご指摘されたことは大変ごもっともだと思います。今後こういう課題につきましては今お話ありましたように、新しい事業に取り組み時には今ご指摘あったような形で十分話し合いをしながら実際の計画に踏み出していく、そういうものに是非今後させて頂くような形で努力して参りたいと思います。

副町長: 何か一言ということですが、私も雪冷房に知識がなくて申し訳ありませんが、この雪冷房については、色々上部として協議した経緯がありますけれども、委員会等を作っての審議というのは時段した記憶がありません。そういうことで色々進んできている中で皆さんのご意見も充分理解できる訳ですけれども、補助金の交付決定も確かに来ていると記憶していますが、それを機械による冷暖房を利用するということでの補助金申請をしている訳ですので、それについての補助金内示も来ている中で、それを今これから雪エネルギーなりに変える、180度変えて申請し直すということになれば、年度内の完成は難しくなるということで、ちょっと無理があるんではないかとこの間、教育委員会にも話したということでありまして、教育長が申されるように、今後は色々な角度から職員の中でもエネルギーに対する知識を持った、色んな研修に行っている職員もいる訳ですので、その辺は今後検討して、おっしゃるように委員会と再生可能エネルギーはこれからのエネルギーとして、国も県も市町村も真面目に取り組もうという段階、時代でもありますので、そういう検討委員会等を作って充分検討した上での導入のメリット、デメリットを検討する必要があるだろうと思いますので、今後は充分に協議をさせて頂きたいと思います。

4番: 108頁、109頁、同じ小学校統合準備事業費の中の工事請負費の中で、1億3,000万円、或いは1億5,000万円という数字が上がっておりますけれども、私はずっと同じことを言っていますけれども、エアコン暖房の暖房能力に対して非常に疑問を持っているということで、是非導入した学校等を調べてきて下さいという要請をしておりましたので、その結果をお伺いしますというのが1点と教育施設、或いは観光施設として体験実習館に雪冷房室があるという位置付けで教育委員会は捉えていると説明があったのですが、その教育施設、或いは観光施設があるということを小学生なり、中学生が体験していますよという実態があるものでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

教育次長: まず空調での暖房の視察ということで、4番議員さんからも色々ご紹介頂いて、電話等、もしくは視察等に行って参っております。一つは双葉荘については、学校に通って帰って来てという子供の施設なので、所謂通常の家庭と同じような利用形態ということで、それより本当に学校に空調をしている所ということで大江中学校に視察に行って参りました。それで申し上げますとやはり電気の活用に関してデマンドで30分置きに出力が測られて、それが高くなればなるほど基本料金が高くなるということで、

最初の出力の段階を調整しながら順次にスタートしていくという空調の活用の仕方だそうです。今現在舟形小学校で床暖房をしている訳ですが、大体5時半から稼働しております。大江中学校の場合は8時にスイッチを入れるそうです。8時半に登校して8時50分から授業が始まる。もうその段階で部屋は暖まるということで、教室は64平米程ですが、3台吊るしの空調がありました。通常3台使うことは殆どないそうです。壁にかけてある温度計があったんですが、あそこは9度、後ろは10度でした。空気を回す、循環しての暖房なので即効力があるということでとても暖かいという感じを受けてきたところです。ですので、今回同じような格好で、先般の補正予算についてはそのような形で十分かなと確信したところです。以上です。

猿羽根山、実習館の雪冷房につきましては、あそこは全空気循環というシステムです。子供達には今回社会科副読本の見直しということで、3年生以上の社会科副読本、色んな町の事とかが書いてある副読本ですがその中で若干、雪冷房世界初ということで説明させて頂いております。後は各事業があると実習館を使う訳ですので、これからの授業の中で先生方にも町の特質をご理解頂いて子供達にも周知して教えて頂くような環境を作って参りたいと思います。

4番: 暖房ですけれども、十分な暖房能力は得られるという回答ですけれども、私は逆に双葉荘、県の教育委員会と、山形市の教育委員会に電話して聞いてみたんです。暖房に関しては室外機を設置する場所によって暖房能力に影響が出るのではないかという双葉荘園長の意見でした。というのは設計者の言った通りの場所に設置したと。ところがそこは雪が落ちたり、北向きで非常に置く場所としてはまずいんじゃないかと指摘したにも関わらず「ここで大丈夫だ」と言って置いたら雪が落ちてきたり、風が当たる所で霜取りだけに時間がかかって、大きい室外機は廊下を暖房する為に使っているんだそうですが、それが動かなくて寒い思いをしたということで、これは設計者に全部任せないで、やはりあそこは風当たりの強い所なので南側だけに設置するとか、そういう所に向けるんだったら南に向けて風よけをするとか、そういう対策をしなければ、後々手がかかることになると思われるということでしたので、そこのところを設計者が言うから大丈夫だという考えでは当たって頂きたくないなということをお願いしたいと思います。更に他の県の広陵高校とか、比較的新しめの高校、大きくなった方々ですが、なかなか全館をエアコン暖房にするところまで考えが及んでなくて、一部山形市もですが深夜電力を利用した蓄熱式暖房でして、部屋を決めて冷暖房を入れたり、そういう部分、部分で対応して建てたという話でしたので。もし舟形町が全館エアコン暖房にするとなれば、そういった統計なり、実績を問われることになろうかと思いますので、しっかり工事なり、対応をして頂きたいと思います。

もう一つ猿羽根山の実習館ですが、今日本人がよく問われていることが、海外に行っても日本のことを説明できない、自分の町の事を問われても何を特徴にしていることが分からない大人が多いそうです。そこでやはり教育の中でそういった雪冷房を体験させるプログラムが私は必要だと思うんです。舟形町は小国川と雪冷房世界初と縄文ヴィーナスで売り出している訳ですから、少なくてもこの3つはきちんと自分の町の特徴として説明できる位の体験をさせる為に、1番議員が言われた追加、追加で予算が上がってきているということですが、追加で良いですから、1室だけでも良いから食堂だけでも良いからそういった雪冷房を実際に体で体験させるという教育を小学校、中学校でも良いからどちらかでやっていくべきだと思います。でなければ体験実習館に1泊させるとか。そういう教育方針は必要だと思いますが、建設と合わせてお聞きします。

教育次長: 先程4番議員の双葉荘の話、霜取りが追いつかなくて凍ってということで、私も電話で室外機が凍って稼働しなくなった台もあったという話も聞いております。舟形小学校については各教室の回りにはテラスがあるので北向きにはなっておりません。ただ雪の嵩雪で入ってくることがあるかもしれませんので、その処置と場所を再度設計の段階で色々検討していきたいと思います。

もう一つ折角舟形の雪冷房システムということで子供達に体験をというお話でした。それにつきましては先程教育長のお話がありましたように、学校施設の中にあれば当然1番議員さんがおっしゃるように子供達が直に体験できることになるかと思います。今の段階で舟形小学校に雪冷房システムということになりますと、ダクトの設置における今の構造上、穴を開けたり、外を回すという格好になりますと、設計構造上の問題、意匠的な問題も出てくると思います。これから公共施設理の導入ということを考えた時に、学校の冷房期間は年間で6月、7月、8月位ですか、1ヶ月位は夏休みですので、2ヶ月ということを考えたりすると、大人の計算ではどうしてもコストを考えてしまう部分があります。やはり再生エネルギー

という考え方を舟形町が町として将来どのように取り組んでいくのか、活用していくのか、町として今後 再生エネルギーの考え方を構築した上で、教育委員会管轄の様々な施設だけでなく、全般の公共施設も踏まえて導入についてのすり合わせをしていくというふうな組織なりのシステムが必要なのかと考えております。教育委員の方々にもお話しして検討していくという過程も必要ですので、その辺も踏まえて対応して参りたいと考えております。

4番: 大分譲った考えで申し上げますと、今ある体験実習館を小学生や中学生に実際体で体験させるようなプログラムを作るべきではないかと考えているんです。と言うのは、1番議員も言いましたよね。他の例えば秋田とか、小学校に導入している実例がある。そこではそこの小学生は体験している訳です。でも世界初だと言われている舟形町では実際に体験していないんですよね。本だけです、教育が。そうすると、大人になった時に大学とか、社会人になった時に「自分達はこれを体験してきたよ」と「でも舟形町さんは世界初なんでしょ。どうなんですか」と聞かれた時に、子供達は答えられないのではないかと、私はそこから発想しているんです。だから百聞は一見にしかずという言葉がありますように、体験させたプログラムが必要なのではないですか、ということなんです。だから一番良いのは小学校なり、中学校に導入してもらうのが良いんですが、もし駄目なら体験実習館でも良いと思うんですよ。体験実習館の設備が足りないんだったらちょっとそこを増やす。教育設備とは関係なくこちらで増やして、小学生や中学生が体験できるものを出していくべきではないんですかというのが2回目の質問だったんです。

教育長: 4番議員さんにお答えします。実際に学習形態の中にも入ってくる訳ですので、今ご提案ありました件につきましては、校長と十分相談しながら小学校、中学校いずれかの教科の中で、そういう体験が出来る時間が取れるとするならば、教育委員会として議会からこういう要請があるということと、意義があるということをお話しさせて頂きまして、できるだけ4番議員さんが思っている思いが伝わる形で月項のカリキュラムに導入すべきような形で私からもお話しさせて頂きたいと思います。

2番: 小学校統合での冷暖房関係の質問ですけれども、先程1番議員への回答の中で他の所に相談していないという教育長の回答がありましたけれども、私は今日この場で検討しているようなことを小学校の統合準備検討委員会とか、民生常任委員会で十分検討した上で、この場に上程されているということであれば私は理解できるんです。はっきり言ってこういうエネルギーも絡めたことを含めて検討というのはこの場で初めてしたのではないかという気がします。と言うのは、全協の説明の中では、冷暖房は5,500万円、雪冷房の場合は3億幾らという数字しか出て来なかった訳です。初期投資だけだとは思いますけれども、もう少しそれにプラスした子供達への教育とか、今の置かれている環境等も含めてもっと幅広い議論が必要ではなかったのかということを一番感じるんです。そういうところを無くして冷暖房については電気でするよという提案が来たものだから、それも色んな町幅広い議論がないままに来たということで、私は今回の導入については白紙にして頂きたいという考えです。

委員長: 10分間休憩致します。(13:49)

委員長: 再開します。(14:05)

只今の奥山議員からの発言は議題に渡っていますので注意を致します。別の角度からの質問をお願いします。

2番: それでは質問を変えさせて頂きます。平成24年度で増築する校舎につける冷暖について質問致します。補正で取ったことについては決定ということで理解はしておりましたが、これから増築する施設の中で冷暖房において、冷については雪冷房、暖については木質バイオマスとの検討はできないんですか。 **教育次長**: 今現在増築部分の教室は4教室につきましては、補正で計画している内容と同じような空調設備で対応したいと考えております。

2番: 只今の回答について十分理解した上での質問です。というのはこれまでの経過の中で何回も私が言ってきている通り、現在の状況等を踏まえながら、また子供達の情操教育という観点から一部でも良いから雪、バイオマスの導入を是非とも考えるべきではないかと思って質問したんです。

教育次長: 先程も申し上げましたように、当然新しい再生エネルギーについての町の考え方があると 思います。そういったことを踏まえて教育委員の皆さんと相談しながら、そうした公共施設での投資の際 に検討したいと思います。

2番: 是非とも検討の際には初期投資プラスランニングコストプラス舟形町というイメージアップという幅広い検討の上での導入ということを考えますので、今後こういったことを踏まえながら検討の余地

があるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

教育長: 今回の増改築につきましては、次長が今お話ししましたように補正で頂いたシステムと同じ 空調を考えております。一つは学校の新しい物を設備する時には、それらに見合った付属の施設も整備し なければならないという課題も出てきます。与えられた予算の中で実際に執行できるかできないかという 問題もありますので、今ご指導頂いた点につきましては教育委員と相談してみたいと思います。

3番: 110頁、10の3の2です。教育振興費の右の方に教育用機具費50万円の計上がありますが、昨年度より約半分程になっておりますが、24年から始まる武道の授業にかかる備品というのは、これで賄う予定ですか。

教育次長: 今3番議員が申された武道についての授業の備品については、昨年度柔道着を40着購入したという経過です。失礼しました。平成22年度に購入しております。

3番: 既に購入しているのであれば良いんですけれども、その他に備品にかかる柔道をする為の畳とか、そういう備品はどうなっていますか。

教育次長: 平成22年度において整備しております。

3番: 大変失礼しました。認識不足で準備なっているということですので、予算計上はないと分かりました。

舟形中学校については、武道は柔道で選択しているようですが、様々なマスコミ等々で報道なっておりますが、3つの武道の中で柔道が一番、事故率がある。ここ数年で中高生の部活動で148名程亡くなっているという報道もありましたので、その辺りの指導体制と安全体制と言いますか、対策についてお伺いします。

教育長: 武道の取り組みについては学校の指導体制に基づいて学校長から判断して頂いております。 今3番議員さんからご指摘ありましたので、次回の校長会でその辺についての対応策もはっきり聞いた形 の中で、もし心配される点がありましたら私の方で指導していきたいと思います。

4番: 106頁の給食費、小学校の給食費と110頁の給食費、これは中学校の給食費についてお聞きします。ある町外の小学校、或いは中学校の父兄の方と話す機会がありまして、「うちでは放射線量の食物検査をやっている」という話を聞きました。舟形町ではどうなっているのか、放射線が給食に混ざる可能性をどうやって検証しているのかと、どちらのそうですが食材費というのは何処に、消耗品費に入るのか、その辺のところを2点お伺いします。

教育次長: 107頁の小学校の給食費で申し上げますと、食材検査手数料については検査内容がO157 農薬関係の検査であります。うちの方では町で発注する際に産地を確認できるようにいうことと肉関係に ついては枝肉番号を全て記録しているようにということで、もし何か問題が起きた場合、何処に問題があ るのかという産地と販売者を特定できるような格好でお願いしております。食材の経費関係ですけれども、 学校給食については保護者から集めて、それで学校栄養士が献立を組んで提供しているというシステムに なっております。

4番: 食材費はご父兄の方々の全額負担ということでよろしいでしょうかということと、小学校の検査、産地確認はしているということですが、放射線に関しては検査をするという意向はないのかというところをお伺いします。

教育次長: 今放射線の問題については、マスコミ等でも色々ありまして測定器についても県から紹介 もございます。町の給食委員会で今後、検査対応について導入するかしないかを含めて検討しているとこ ろです。食材費については、保存用のものについては町が補助しておりまして、2食分です。それ以外に ついては全て学校給食会計の中でなってございます。だから学校の会計の中で学校栄養士が食材の発注等 で賄っているという格好でございます。

4番: ちょっと質問の内容と答弁の内容がずれたかと思うのですが、小学校、中学校で作る給食の食材費はご父兄の方々の全額負担で賄われているという認識で良いですね。保存とかの食料もあるというだけでね。ということが質問だったんです。放射線の検査に関してなんですが、例えば、草を食べた牛の肉に放射線が載っていたというケースがありました。そういうケースも考えられますので来る食材は産地それぞれ記載されているでしょうけれども、その食材を作る為に使った肉なら肥料とか、そういったものの検査までは行き届いていないと思うんです。そういうところから放射線は子供達の内部被曝という点から考えて父兄の方々も一番気にされているのではないかと。ですからこれをいち早く実施していくべきでは

ないかということなので、是非給食関係でお願いしたいと思います。それで民生費のところで言うのを忘れたんですけれども、幼少保育の一環保育関連の中でもそういったところ、放射線の検査を早急に検討して頂きたいということです。

教育次長: はい、そのようにしていきたと思います。

9番: それでは116頁の生涯学習推進事業に関してですが、一つは放課後こども事業プランというのがあります。この中に学習アドバイザー、コーディネーターということで所謂、講師指導者的な謝金がある訳ですけれども、内容についてお伺いします。それから1番下ですけれども東北福祉大学連携事業とありますが、この内容についてお伺いします。

教育次長: 放課後こどもプラン事業という中にコーディネーター謝金、アドバイザー謝金、安全管理報酬ということで掲載なっております。これについては県の事業で放課後児童クラブのみならず、平日のみならず、土日も含めた格好での児童クラブとしての行事についての指導員、学習アドバイザーということで指導員ですけれども、事業をする際に安全管理をして下さる方、どういったことをするのかコーディネーターの謝金ということで考えてございます。単価については学習アドバイザーについては1時間1,200円、安全管理委員報酬については1時間900円でなっております。主に今までは各小学校、中学校の学年行事がございます。そういった学年毎の行事について指導者なり、色々と管理して下さる方々にということで各学年の代表の方から計画を頂いて支援しているということです。東北福祉大学との連携事業については教育長の方から。

教育長: それでは2番目の質問についてですが、舟形町では生涯学習の推進という全体の構想を持っている中で「健康で心豊かな伸びゆくまちづくり」という大前提を持ちながら社会教育を含めた形での教育目標ということで「地域に育ち、地域を育てる町民の育成」という大きな目標を設定しながらやっている訳です。その具体的なものとしましては、一つは町民が一つの学習、一つのスポーツ、一つのボランティア活動という形で考えていますけれども、近年ボランティア活動なりの部分が大変重要視されているということで、特に3.11以降そういうふうな気運が高まっています。町では地域づくりということで推進している訳ですけれども、そういうところを進めるに当たって、若干停滞している公民館活動の中に、てこ入れをしていかなければならないのではないかということがありまして、今回仙台にある東北福祉大学教授の方々から協力頂いて、ここの部分の町民一学習、一ボランティアというところに力点を置きながら地域活動が如何にあるべきということを共にやっていきたいという形で、今回新しい予算としてお願いしているものであります。

9番: 最初に大学との連携事業ですけれども、事業の概要を見ますと双方の利益に叶う連携を模索するとあります。この言葉からしますと言葉は悪いかも知れませんが、今後講座を開いていく上で方向性を見出していくと言いますか、出たところ勝負かなという気もしないでもありません。そういう意味ではもう少しきちっと年間カリキュラムを組み立てた講座というものを出すべきではないかと思います。それから放課後こどもプランの事業ですけれども、民生費にあります放課後児童対策事業ですか、これとの連携性と言いますか、整合性はどうなっているのかお聞きしたいと思います。さっきコーディネーターなり、アドバイザーの内容についてお話がありました。23年度は分かりませんけれども、22年度の成果報告書によりますと各学校で内容は違う訳です。実施した日数も違います。そういう中で地域の協力団体、例えば長沢の子ども悠々塾でありますとか、舟和会、各学校のPTA、地域の方々、或いはPTAの役員をコーディネーターとして迎えていると言うか、お願いをしているということになるんでしょうか。

教育次長: 先程の説明で欠いたところがございます。コーディネーター賃金ということでありますけれども、下のもう一つコーディネーター謝金ということであります。所謂各学校関係で様々な学年行事等について、昨年度まで計上して、この放課後児童プランの中で対応してきましたけれども、今年度につきましては全般的なところで放課後児童クラブの運営について考えて行くということで、各行事の見直しをさせて頂きまして、新年度につきましては堀内小学校の放課後児童クラブと舟形小学校の放課後児童クラブとの構成員の賃金に充てるという考えで今回見直しを図ったところです。以上です。

教育長: 2番目の東北福祉大学との連携事業ですけれども、今8番議員さんからもご指摘ありましたけれども、具体的にどの講座と定まっていない部分がありますので、予算の議決を頂いた後に大学と相談しながらどういう体制でやれば良いのかを詰めていきたいと思います。大変大雑把な予算要求で申し訳ないんですけれども、具体的な項目については今後詰めさせて頂くという形で大学と話をしておりますので、

具体的な中身については、以後機会がありました時に報告させて頂きたいと思います。

教育次長: 回答漏れがありました。健康福祉課の方で児童館の構成員の関わりということですけれども、先程放課後児童クラブの人件費で3つの放課後児童クラブの構成員につきまして、この事業の10款で出している部分については3時間ということで配置しています。健康福祉課の放課後児童クラブと連携を取って対応しているという格好で運用させて頂きたいと思っています。

9番: そうしますと学習アドバイザーなり、コーディネーターなりの謝金については特定される、何て言いますか、人物はいないということですね、それが一つと。今話になっているように25年度に4つの小学校が統合となっている訳です。そういう中で今まで放課後児童クラブというのは各学校単位でおってきた訳ですね。それを統合した時に、子供達にとっては放課後のプランと言いますか、放課後の事業の内容がかなり違っていると思います。そういう意味では今年から統合後に向けた準備、体制を整えていく必要があるのかなと思う訳です。そういう意味で例えば長沢の舟和会の方であるとか、そういうものが統合後も土日なり、放課後の指導というものをお願いできるのか、そういうことも今のうちからきちっと体制を整えていくべきではないかと思う訳です。少々予算を追加しても、きちんとした育成ができるような体制が必要ではないかと思いますが、如何ですか。

教育次長: 平成24年度については統合までの最後の1年ということがありまして、学校教育の中でも小小連携で4つの小学校がある訳ですがリーダーづくりとか、連携の仕方とか、教育課程の中でも今回取り入れております。放課後児童クラブについても福祉的な要素もございますが、やはり放課後の子供達、舟形小学校になりますので、連携を図る為の行事などコーディネーターを通して、なお且つ今ある放課後児童クラブを利用している保護者のお話を聞きながら検討して参りたいと思います。

委員長: 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しの声がありますので、無しと認め第10款教育費について質疑審査を終結致します。

第11款 災害復旧費

委員長: 第11款 災害復旧費を審査致します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第11款 災害復旧費の質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

無しの声がありますので、無しと認め第11款 災害復旧費について質疑審査を終結致します。

第12款 公債費

委員長: 第12款 公債費を審査致します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第12款 公債費の質疑に入ります。

9番: 124頁の元金利子について少し説明をお願いしたいと思います。言うまでもなく借入金の返済になる訳ですけれども元金、利子とありますが、ここに償還先と言いますか、財務省なり銀行等とありますけれども、127頁に一時借入分という項目があります。これとその下の前年度の借入分になる訳ですけれども、これについての返済先と言いますか、それがどうなっているのかについてお願いします。

総務課長: 公債費につきましては今質問ございましたように、事業を興しますと当然補助金、一般財源、起債ということで借り入れをしている訳ですけれども、一般公共事業債から辺地対策事業債、舟形町は特に過疎債に指定なってございますので、有利な過疎債を使うということで諸々起債関係を起こしておりまして、毎年、年2回ずつ元金利息の償還に入っておりますので、それをここに計上させて頂いております。件数等につきましては非常に多くなっておりますし、借入先についても財務省始めゆうちょ関係、縁故債の銀行等になっておりますので、もしあれだったら一覧表を作成して提出させて頂きたいと思います。次頁の一時借入金についても、当然地方交付税の入ってくる期間がありますので、どうしても繋ぎで一時的に支払いをしなければならない時がありますので、例えば年度を跨ぐ時でありますが、そういう時は短期間借り入れということで、それに対する利子がここで発生している訳ですので、そういった借入先等についても一覧表を作成して提出したいと思います。

9番: 前年度借入分の償還先についてはまず明細があるということで良いですね。それから一時借入分ということですが、私の今までのあれが間違っていなければ、毎年65万8,000円であります。この65万

8,000円という金額の根拠と言うのは何ですか。

総務課長: 金利等、今は低金利になっていますし、町で借りる時にも入札と言いますか、しております。また当初予算にもありましたが一時借入金の限度額が明記なっておりますが、それを借りたという想定で毎年同じ金額というご指摘がありましたが、その範囲内で対応したいということでこの数字を上げさせて頂いております。

9番: 確かに当初予算の予定額はあると思うのですが、借入利率についてはまちまちと言いますか、違いがあると思います。そういう意味から言いますと、存目の1,000円でも良いんじゃないかと思う訳ですけれども65万8,000円、毎年この金額を見てきた訳ですけれども、この辺もう少し詳しい説明があったらお願いします。

総務課長: 当初予算で計上させて頂きましたけれども、根拠と致しましては一時借入分と致しまして 4 項に想定しておりまして利息が年利 1 %。それを60日間、365分の60日間、繋ぎですので。そして65万7,534円という試算をしております。

2番: 公債に対する町の考え方を聞いておきたいんですが、一般で40、特会で40、80億円位の借金がある訳です。当然起債する為の条件と言いますか、最初に起債を起こす為の条件というのはどういった内容であって起債をするのかお聞きしたいと思います。

総務課長: 起債を起こすのは容易でありますけれども、舟形町の財源と言いますか、財政的に年間予算というのが粗方決まっておりますので、その中で例えば今回の小学校増改築とか、道路整備等の大きい事業が出た場合、単年度では困難になりますので毎年、毎年健全財政を運営していく為に、次年度に対する負担額が増えないようにということで、あくまでも財政の健全運営を考慮しながら、なお且つ有利な起債、舟形町は地区によっては辺地の場合で起債を起こすと80%が次の年に還元なって参りますし、舟形町全町が過疎に指定されておりますので、事業を興した場合はかかった経費の70%が次年度に地方交付税として歳入されることになっておりますので、そうした有利な起債、公共下水道とか期間の長くなるものがありますが、なるだけ負担が重くならないように、なお且つ有利な起債をお借りして健全の財政を安定的に運営していくということでやっております。先程副町長からもちょっと話がありましたけれども、毎年の償還金、新たに起こす金額が多くなれば毎年借金が増えていく訳でありますけれども、その償還金を上回らない感じで起債の制限をかけながら、あくまでも舟形町の安定的な財政運営をしていくという基本的な考えに立って運営をしております。

2番: 質問の内容が上手く伝わってなかったのかなという感じがしますけれども、私が聞きたいのはいずれ何年かに亘って交付税等で補填されるであろう事業については起債を起こすという考えなのかということが一つと、考え方は一つだろうと思います。確かにこれから来るものだから借金する、であるけれども町単独で見たら借金であることは間違いない訳です。そういった中である行政では十分精査をした上で起債をしているということです。要するにこれから補填されるものであっても、起債が必要なのかどうか十分検討し、極力後世に残さないような借金と言いますか、そういうことを前提にして行政を進めているという記事等があったものですから、その辺の町の考えを聞きたかったんです。

総務課長: 2番議員さんが言われましたように、そういった基本的な考えは大切だと思います。でありますけれども、町に対してどうしても町として公共事業等始めしなければならない、また耐用年数等が来て新たに増改築しなければならないという大きな事業が必ず参りますので、安心安全とか確保する為にも、ある程度の有利な起債をしていく、いかざるを得ないのかなと思います。あくまでも舟形町の財政規模というのがありますので、その範囲内で本来であれば借金しないでやっていくのが一番理想的だと思いますけれども、住民等の色々なニーズもありますので、あくまでも健全財政という基本理念に立ちながらその範囲内でどうしても安心安全の為に必要なものは対応していくという、住民の要望に対応していかなければならないと考えております。

2番: そうではなくて国から来る、後から補填されるものについては全て起債を起こすということなのかということなんです、私が聞きたいのは。その時の財政状況を見て、後から来るものであっても、起債しないで単独で経費の中から出して行うというスタンスがあるのかというところを聞きたいんです。

総務課長: やはり色んな事務事業がありますので、最終的には事業の取捨選択になるのかなと思いますけれども、あくまでも一般財源の中で対応できるものについてはそうしていかなければならないと思いますけれども、どうしてもそれでは足りないとか、後年度の負担が一気に増えたりする場合がありますの

で、そこはあくまでも財政の安定というのを最優先しながら進めて行かなければならないと思いますので、 やはり事業の選択、また財政規模とかありますので、そういったものを総合的に勘案しながら予算等に生 かしていかなければならないと思いますけれども、基本的には2番議員さんがおっしゃるように、限られ た単年度、単年度の財政の中でできるものはしていくということが基本ではないかと考えております。

4番: この公債費の元金の支出についてお伺いしますけれども、先般繰上償還、繰上返済と言うんですか、なるべくやって2番議員もおっしゃったように後世に負担を残さないという姿勢が必要ではないかとお伺いしたと思うんですが、この中にその繰上償還にかかった経費等があったら教えて頂きたいと思います。

総務課長: 以前にも4番議員さんから繰上償還についてのご質問がございましたけれども、今回24年度予算でも昔は地教債と言っていましたけれども、学校関係で改修等行った時に今から見ると利息がちょっと高いということで、そういったものを前回と引き続きまして24年度予算で1件計上しております。学校関係にかかった起債でありまして、ただそれも基準がありまして、勝手にこちらで償還するということはできませんけれども、荘銀さんと協議して進めておりますので24年度で1件、計画しております。

4番: 1件あるということで理解しましたけれども、以前頂いた資料の中でやはり利率の高いままになっている借金残高を何点か見付けております。その中で今勝手に返すことはできないという部分について、そこが改善の仕様が全く無い起債なのか、ある程度こういう時代なのでなるべく早く負担を減らして将来に禍根を残さないというスタンスでいれば、そういったところを変えられるものなのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

総務課長: 起債関係はなるだけ利率の高いものを町では返していきたいというのは当然です。例えば借り換えです。当時7%とか8%、今借りれば1%でできますけれども、貸す相手側から見ますと資金を提供して計画的に運営しておりますので、一気に償還されますと成り立ちませんので、当然向こうとの協議が必要ですので、そこは一つのルールに則って、また舟形町のように財政指数が0.2とか非常に厳しい財政事情にあるところは優先的に対応できますけれども、逆に健全な財政の所はなかなか繰上償還等も基準がございますので、全部返されますと資金運用そのものが成り立たないという相手側から見たときにそういったことも発生しますので、その辺りもご理解頂きたいと思います。

委員長: 他にありませんか。

(無しの声あり)

無しの声があります。無しと認め、第12款 公債費について質疑審査を終結致します。

第13款 予備費

委員長: 第13款 予備費の審査をします。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長: 朗読説明省略。

委員長: これより第13款 予備費の質疑に入ります。

4番: ちょっとだけお聞きしたいんですが、どういう予備費を想定して300万円という数字になっているのか、お願いします。

総務課長: 予備費でございますので、今日審議された議案に提出されていない突発的な事情が出たときにこの中で対応したいと考えております。

4番: すみません。そうだろうとは思うんですが、よく他の会計の中で予算の使うところが無くて予備費に入れてしまおうとか、予算に入れるようなやり方があるものですから聞いてみたんですが、予備費がこれ以上にならないことを願っていますけれども、是非この中で納めるように宜しくお願いしたいと思います。

委員長: 他にございませんか。

(異議無しの声あり)

異議なしの声がありますので、無しと認め、第13款予備費についての質疑審査を終結致します。

これで議案第9号平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結します。今日はこれで散会と致します。(14:49)

明日は9時45分までお出で頂きます。本日はご苦労様でした。

平成24年3月15日(木) 平成24年 第1回予算審査特別委員会第4日目 午前10時00分開議 欠席無し

委員長: おはようございます。只今の出席議員数9名です。定足数に達しております。只今から4日目の予算審査特別委員会を開きます。

舟形町国民健康保険事業特別会計

委員長: 議案第20号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。 読み上げをお願いします。

総務課班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。なお質疑にあたりましては頁款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。

4番: それでは166頁の葬祭費についてお伺いします。75万円程上がっておりますけども、どういった 事業であるかというのをまず質問させて頂きたいと思います。

健康福祉課長: 葬祭費につきましては、国民健康保険の被保険者の方が亡くなられた場合50,000円を 支給するということで、予算的には15件の予算を計上しております。

4番: 被保険者の葬儀に50,000円出しているということですけども、前年度の実績、何名亡くなられて該当者が何名という所がもし分かれば、喪主というかそこを教えて頂きたいと思います。

総務課班長: 22年度の実績でよろしければ、55万円で11件分となっております。

4番: もしかしたら私の認識違いがあるかもしれませんが、被保険者だけが亡くなった、被保険者でない方が亡くなるケースはないですかね。被保険者だけのこれ該当数だと思うんですけども。

健康福祉課長: 全体的には町民の方が亡くなられた方は百十数人いたと思うんですが、その内国民健康保険に加入されていて、亡くなった方に対して支給する訳でありまして、国民健康保険以外の方についてはそれぞれの保険機関から支給される事になります。

委員長: もう一度だけ許可します。どうぞ。

4番: すいません。ありがとうございます。要するに亡くなられた総数が110人位いらっしゃって、その内の被保険者の方々が亡くなった場合にのみ葬祭費を出されているということですけども、これは町の独自の規定だとすると、そういった被保険者以外の方々の所に拡充と言うんですかね、何らかの形で町民であったということの意味合いにおいて、亡くなられた時に何かお悔やみ等を考えていないのかなということでお伺いしている所です。

健康福祉課長: 葬祭費につきましては先程申し上げましたように、それぞれの保険機関が支払いをするということになっておりますので、町の場合ですと国民健康保険に加入されている被保険者の方が亡くなった場合の葬祭費を支給するということになります。

9番: それでは160頁の一般管理費ですけども、ここにジェネリックの利用促進委託料ということがあります。このジェネリックの利用促進については、今後どのような考えがあるのかを伺います。

健康福祉課長: ジェネリック医薬品につきましては、これまでも広報等で医療費の削減と言いますか、そういう中で利用、或いは保険証の発行の際につきましてもジェネリックカードを発行しまして、可能な薬品については医療機関で、或いは診察機関の中でお願いしたいということでお願いしている訳ですが、特に国民健康保険としましてはジェネリック医療費の通知を今出している訳ですけども、ジェネリックの通知についてもジェネリック医薬品を使った場合、自己負担としてこれ位安くなりますよということについては23年の12月からお知らせをしております。特に来年度24年度につきましては、年間で6回程度のお知らせをして医療費の削減を目指していきたいと考えております。

9番: 試算と言いますか、この資料によりますと大体、医薬品のかかる薬剤費の内の全てがジェネリックに変われば2割位は軽減できるということもある訳で、自治体なり健康保険組合等でも推進をしているということでありますけども、実際を見ますと今課長が言いましたように保険者と言いますか、お知らせをしていると実情のお知らせ版に過ぎないのかなと思う訳です。そういう意味でこの薬剤費の軽減が図られるのであれば、もう少し大々的にやって欲しいなと思う訳ですけども、実際医療機関なり薬局等との連携と言いますか、その辺がきちんと図られていないのではないかなということを感じる場面があります。

その辺、医療機関なり調剤薬局等への啓蒙と言いますか、そういう推進、促進運動というものがやっているのでしょうか。

健康福祉課長: その点については県の国保連合会等でも色んな取り組みをされていますし、町でも国民健康保険の運営協議会の中で調剤薬局の推薦も入っておりますので、その辺についてはお願いをしている所でございます。

9番: 要はこの管理費と言いますか、少ないなかなか健康保険の事業もかなり切迫をしているという状況の中で、今取り組んでいる訳ですけども、そういう中での取り組みということであれば、実質効果のあるものとして頂きたいなと思います。実は私もそういう経験があるのですが、薬を貰いに処方箋をもらって薬局に行った所、その薬剤師さんがそういうジェネリック医薬品があって、医師の印鑑があると出せますということで後日医療機関に行った時にその話をしたら、お医者さんは「どこの薬剤師がそういう事を言ったんですか」ということで、それ以来私は院内処方になりました。私の方は薬局に行かなくてかえって便利ですけども、そういう意味で先程のジェネリックのお願いカードがあるのですが、それをやっぱり例えば他の商店、スーパー辺りのポイントカードと違って出したから「はいそうですか」とはいかない事情がある訳です。そういう意味では保険会計がなかなか厳しくなっている中での経費削減と言いますか、そういう取り組みであるとするならば、きちんとそういう体制を整備した上で、被保険者もそれを出したら自分の要望通りに受け入れて貰えるという整備をする必要があるのではないかと思うんです。そうでないと、この僅かであっても使ったお金というものは何の効果も生まない、無駄になってしまうのではないかなと思う訳です。その辺の体制整備ということをお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

健康福祉課長: 確かに患者さんが窓口にカードを掲示しても、その薬が対象になっていないということもありますし、その辺も薬局だけでなくて、先生の方に話しすることも必要かと思います。ただ先生によってはジェネリック薬品でなくて新薬と言いますか、新しい薬を使いたい意向も先生によってありますし、色んな難しい課題もありますけども、今後も色んな機会を捉えてジェネリック薬品の普及に努めて行きたいと思います。

2番: 177頁になります。この中で貸付金6目になりますけども、貸付金100万円という予算を計上しておりますけども、最初に高額療養費貸付金、どういう場合にこれが貸付に、借りる事ができるのかまずそこからお聞きしたいと思います。

健康福祉課長: 高額医療費の貸付金につきましては、色んなお医者さんにかかる場合に自己負担がある訳ですけども、その金額の95%を貸付しております。因みに23年度につきましては貸付はゼロでした。ただ22年度は6件程ありまして149万円程あったのですが、23年度は貸付がなかったという状況であります。

2番: 従来ですと一旦払って、後から高額療養費分が返ってくるという制度でありましたが、今は事前に行政からその高額分がかかるという所で証明書を持っていけば、病院の段階でその高額部分、自己負担分80,000円幾らか分かりませんけども、この支払いだけで済むという理解をしているのですけども、この制度から言うと従来のような一旦全額自分で払って、後から高額療養費が返ってくるという内容でこのような予算計上したということでしょうか。

健康福祉課長: 限度額につきまして現在は入院の場合のみでありまして、ただ4月から制度改正ということで外来の方についても高額の分はできるようになるということで今進めている所であります。

2番: そうしますと高額ということは全額払うことが今でもあるということで良いのですか。要するに言いたいのは、病院では85,000円なり10万円なりの本当に自分が払うべきものだけ払って、後は全部健康保険から支払われる制度かと理解しておったのですけども、何十万円という高額の支払いが今でもあるということで、このような貸付事業を行っているという理解で良いのですか。

健康福祉課長: 収入によってですけども自己負担80,000円を超えた分が限度額になるのですが、一旦は立て替えて、それを後で還付する今の体制でありますので、その分を借りる方がいるということであります。

2番: もう一回お願いします。

委員長: 3回に達していますが第54条の規定により、もう一回質疑を許します。

2番: 私の理解ですと予め行政に申請をすれば自己負担分だけ病院に払うという方法と、そういう事を しなくて一旦全額を自分で払って、後から健康保険の方にその過払い分について還付して下さいという形 でするという理解でおった訳ですけども、今の課長の答弁ですと一旦全額払うんだよという理解にしか取れないのですけども、それで本当によろしいのですか。

健康福祉課長: 入院の場合はそのようになっていますけども、外来の場合は今の所そのようになっていませんので、今後は外来についてもそういう事で改正をするということであります。

委員長: 他にありませんか。無いですか。

(異議無しの声)

無しの声があります。無しと認め、議案第20号 平成24年度国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予 算の質疑審査を終結致します。

舟形町後期高齢者医療特別会計

委員長: 議案第21号 平成24年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課班長: 朗読、説明省略。

9番: それでは218頁の任意事業ですけども、間違いました。

委員長: ありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。無しと認め、議案第21号 平成24年度舟形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予 算質疑審査を終結致します。

舟形町介護保険事業特別会計

委員長: 議案第22号 平成24年度舟形町介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。

9番: 大変失礼しました。資料見ていて勘違いしました。改めて218頁の任意事業費の中に寝たきり老人の介護者激励金、或いは家族介護支援事業ということである訳ですけども、県の24年度当初予算で最上支庁の予算の中に、介護者サロンの普及という項目があります。この項目を見ますと平成23年度までにモデル地区ということで、舟形町で実施してきた取り組みの発表会とあるのです。この辺その発表会の開催の予算と言いますか、そういうものが計上になっても良いのかなと見ていたのですけども、この辺介護者サロンの実施してきた取り組みの実績と言いますか、その内容等も含めてお願いします。

健康福祉課長: サロン事業につきましては、昨年度、最上総合支庁からの事業ということで、町と共催ということでしまして、在宅で介護している方を対象にしまして地区毎に実施しております。それで講師については前の保健士にお願いして、色んな在宅での介護での悩みなり、色んな要望とかそういうものをして各地区で開催したという状況でございます。予算については県の方の予算で対応します。

9番: そうしますと23年度、今年度の事業で1年間の事業だったかということが一つと、それからここに当初予算としても県の事業として上がっている訳ですけども、引き続き同じようなと言いますか、この普及事業継続するのかということと、あと先程言いましたように今年度その取り組みについての発表会と言いますか、そういう開催の予定があるのかをお伺いします。

健康福祉課長: 県の事業としては1年で終了しておりますけども、町の中では自殺予防対策も兼ねまして、昨年度も堀内地区で6町内の方で色んな高齢者を中心としたサロン的なものしておりますので、それを介護予防教室としている地区で更に広げていきたいと考えております。

9番: ちょっと後ろの方ですけども、今各町内の公民館で介護予防教室なり、色々やっている訳ですけども、その取り組みについては今後もやっていくと。そうしますとその事業は任意事業費の中でやるのではなくて、先程自殺云々という話ありましたけどもそちらの民生費的な要素があるのかと思う訳ですけども、そうなれば家族介護の支援事業委託料とあります。この辺に当て嵌まらないと思うのですけども、その辺は如何ですか。

健康福祉課長: サロン的なものに関しては衛生費の中でタイアップしていきたいと考えております。 この予算の家族介護支援事業委託料につきましては、在宅で介護している方に対して年2回程度交流会と いうことで近場の中で日帰りですが色んな情報交換なり悩みを話す場ということで、年2回開催している 事業でございまして、これについては交流会という形の予算でございます。 委員長: もう一回質疑を許可します。

9番: 結論から言いますと、今課長が答弁したような事業をもう少し拡大していくべきではないかと思うんです。そういう中で先程の県の予算の中に今課長がおっしゃったのと同じような捉え方だと思うんですね。介護者同士が気楽に話し合う場を設けると言いますか、そういう意味では私はこれをこの機会に予算を拡大してサロンの定着をやってはどうかという意見ですが、如何ですか。

健康福祉課長: これから今後一つ、その辺は検討していきたいと思います。

委員長: 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。無しと認め、議案第22号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出 予算について質疑審査を終結致します。

舟形町簡易水道事業特別会計

委員長: 議案第23号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げを お願いします。

総務課班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。

4番: 240頁の下水道事業負担金ですけれども、この230万円というのはどういう業務を行って入ってきたお金なのかということ質問させて頂きます。

地域整備課長: 下水道使用料徴収業務負担金ですけども、これについては水道メーターを検針する訳ですけども、それに伴って水道料を使った量によって下水道の使用料も発生します。その為に下水道と集落排水の検針徴収負担金として両方から頂いている負担金です。

4番: そうしますとこの230万円というお金は1軒1軒が使う下水道、トイレとかを流した時に使う水道料そのものの量加算でなっているのでしょうか。というのは私の家庭の場合ですけども、かなりの金額を下水道の使用料として、そちらで使う水道料金として取られているなという印象があるのですけども、その分が入っていないような金額なのではないかなと思ったものですから、何か別の徴収規定とかがあって、私の感覚からすると少ない収入のイメージがあるものですから、ちょっと質問させてもらった訳ですけども、1軒の使用料の総数がこれだけの金額になっているということでよろしいですか。

地域整備課長: メーター検針する為の業務手数料として、メーターの使用量に伴って下水道、集落排水等の料金が発生してきます。それの検針の手数料というで、ここに負担金として入ってくるものであります。

4番: 3回目ですので、もしここの質問で分からなかったら後で詳しく教えてもらいたいんですけども、そうすると水道料金は水道料金でメーター検針はしていると思うんです。今回のこの下水道料金は水道のメーター検針の分の一部を頂いているということですか。分からなかったら後ででも結構だと思うんですけれども、その下水道使用料というのが入っているものだから、自分等が払っている下水道の使用料金からすると、ちょっと入ってくる収入が少ないのではないかなと思ったものですから、どういう仕組みになって、ここの負担金が入ってきているのかなと思ったんです。そこの所明確にして頂ければよろしいので、地域整備課長: ちょっと説明不足で申し訳ないのですけども、この負担金はメーターを検針する為の手数料を委託者に支払っているものです。集落排水、それから下水道の支出を見てもらうと分かるんですけども、例えば271頁の集落排水事業で1款1項1目の委託料の中に1,732万5,000円とありますけども、負担金、下から4行目に127万円とあります。これがメーター検針してもらった為の手数料として、この分が水道料の会計に入ってくるものであります。下水道も同じです。

副町長: まず基本的には水道メーターがある訳ですけども、水道メーターの例えば20m³使ったと、そのメーターによって水道料を20m³は支払います。下水道も農集排下水道も20m³に対して幾らというふうに一つのメーターで水道と下水道の料金を算定しますので、下水道会計から水道の方にメーター検針料、個人を委託して検針してもらっていますので、例えば100円かかったとすれば、折半になっているかどうかはちょっと後程回答してもらいたいんですけども、1軒100円となれば水道の方で50円のメーター検針料、下水道の方から50円のメーター検針料払って、100円を検針委託者に払うと、その内訳として農集排の295頁、ご覧になって頂きたいのですけども、ここに2番一般管理事業というのがあります。それの下から2行目、下水道使用料徴収業務委託金が108万円あります。それから農業集落排水の271頁、これの1

款1項1目の下から4行目、下水道使用料徴収業務負担金127万円、これ足しますと235万円になります。 これが先程、ご質問あった下水道の負担金で235万円、この数字に合うということです。ですから農集排 と下水道で検針料委託している分を折半しあうというようにご理解頂きたいと思います。

3番: 242頁7款4項1目の雑収1,000円とございますが、昨年の12月に話がありました例の延滞金の関係でございますが、3月の補正で出てくるのかと思いましたら、ちょっと見当たらなかったので今年度になってから受け入れるのかなと思って考えておったのですが、ここにも出ていないのですけども、負担された分の受け入れはどのように処理はなったのでしょうか。

地域整備課長: 延滞金については、23年度分として雑入で支払いになっている形になっております。

3番: 23年度のどこに出てくるんですか。 3月の補正にも出ていませんよね。雑入で支払う、受けるんじゃないですか。もう仮払いしている訳だから受けて、そこで相殺するんじゃないですか。雑入で支払ったという話だったのですけども。

会計管理者: 私の方から歳入ですので、お金の入りについては1月中に14万7,000円歳入として受けております。なお、雑入ですので予算措置は取られてはいないのですけれども、雑入としての歳入受け入れは1月中に実施しております。

3番: 分かりました。そういう事であればそれなりと全協までに報告あった件でございますので、一言で結構ですので、そういう処理が終わったという報告があって然るべきかと思っております。今後宜しくお願いします。以上です。

2番: 247頁の公債費であります。公債費の利子、本年度が2,878万7,000円という予算でありますけども、これを借入金額で割り直しますと貸付の利回りが2.4%幾らという数字になるようです。それで借入先は何処なのかなと検証しますと、財務省、地方公共団体、金融機構という所が殆どな訳であります。その他次に来るのではありますけども、集落排水の借入金等も精査しますと集落排水については2.04%程の借入れの利回りにも関わらず、こちらの方が2.4%幾らというふうなことで高い感じがするんです。それで財務省なり、地方公共、金融機構から借りている部分について、借り換えと言いますか、今各金融機関から借りれば1%台で借入可能かと考えられます。そういった事でもう少し経費の節減と言いますか、ここら辺の考えはないのか。

総務課長: 一般会計の時にも申し上げましたけども、今は低金利で非常に安くお金を借りる事ができますけども、事業でも例えば5年前、10年前、20年前、そういった時に起債を講じた償還についてもずっと続いて参りますので、そういった意味で若干金利が高い時期で借りた時はそのまま推移していますし、更に昨日も説明申し上げましたけども、高いものについては県、国等と協議して順次繰上償還というそういった手法も取らせてもらっていますけども、今は一番金利が安い水準ですけども、これから借りる場合は低利で借りられますけども、以前の償還するものについてはその時々の金利ですので、それがずっと継続していますので、そういった意味で2番議員が申されたように、若干高いイメージが持たれたのではないかなと思います。

2番: 確認ですけども、その部分についての借り換えはできないという理解で良いということですか。 **総務課長**: 借り換えは可能でありますけども、例えば貸し手側からしましても返済して頂いた金額の 当然運用しておりますので、そこに当然保証金が発生したりする場合もありますし、あくまでも国等との 協議によらなければならないと、また昨日も言いましたけども町のように財政力指数の大変厳しい自治体 によってはそういった繰上償還も優先的にできるとありますけども、そういったなるべく有利に公債等も 負担軽減したいということでなるべく有利な方法で繰上償還等も行っておりますので、ご理解の方宜しく お願いしたいと思います。

会計管理者: 補足させて頂きますけれども、国の政府資金等は60年を一つのスパンとして考えているようです。従いまして政府資金を借りた場合、繰上償還をするのは一つは事故等あっての繰上償還、罰則規定みたいなもので、それをすると今まで借りていた政府資金全額を返しなさいというペナルティが来るようです。ただ前回でも繰上償還ができるのはある程度の財政力指数、それから利率の高い時期に借りたものについては財政力指数がこれだけのレベルであれば返して良いよと国が言ったものについてはその制度で返しているはずです。先程も言いましたように政府資金は運用部と、それから郵貯の財等は60年償還で計算していますので、まず繰上償還は原則ない。ただ昨今の利率の古いもので高いものについては、財政力等を勘案して、この部分については繰上償還して結構ですというものについては、それなりに繰上償

環を実施している実績はあります。

委員長: その他ありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。無しと認め、議案第23号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑審査を終結致します。

舟形町農業集落排水事業特別会計

委員長: 議案第24号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

無しの声がありますので無しと認め、議案第24号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳 出予算について質疑審査を終結致します。

舟形町公共下水道事業特別会計

委員長: 議案第25号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課班長: 朗読、説明省略。

委員長: これより質疑に入ります。

9番: それでは294頁の管理費の中で、4番の浄化センター管理費事業、一番下段に最上圏域の共同管理協議会負担金とありますけども、1,000万円程ありますが、この共同管理協議会のどの程度まで管理しているのか、その辺の内容をお伺いします。

地域整備課長: 管理の内容でございますけども、下水道処理場の汚泥の管理とか、機械の管理等についての協議会の負担金という形になります。

9番: なぜこんな事聞いたかと言いますと、先程の農集排にはあまり過敏になるのはどうかとは思うのですが、放射能測定委託と言いますか、そういう項目もありました。この下水道についてはそういう項目がありませんので、管理の共同協議会の方でそういうものも請け負っているのかなと感じた訳ですが、だとすればそういう項目設ける必要がないのかをお伺いします。

地域整備課長: 集排のコンポストにつきましては、汚泥を再利用するということで再利用する場合の条件がありまして、今回は放射能の測定をしております。公共下水道の汚泥につきましては、全て埋め立てという形でなっておりますので、産業廃棄物扱いになります。それで放射能の検出等については項目ございません。

9番: 産業廃棄物であるから、早く言えば測定の義務がないということですか。だとすれば我々町民からしますと、何となく片手落ちのような形がするんです。コンポスト等使用しても最終的に土に返る訳です。汚泥として処分してもこれは埋め立てですから、同様に土に返るというのであればやはり同じような措置が必要かなと思うんです。できればこの辺も公平性と言いますか、同じ公共下水道なり、農集排なり、そういう終末処理に関しては同じような測定と言いますか、そういう検査というものも実施する必要があると思いますが、これも一つの住民サービスかなと思いますが、いかがですか。

地域整備課長: 検査につきましては協議会がありますので、その辺の中で検討させて頂きまして、どういう扱いをするか考えさせて頂きたいと思います。

9番: すいません。296頁の公債費に関してですが、先程の一般質問でも申し上げました。ここには前年度借入分という項目がない訳ですけども、これについては範囲が狭いからこの財務省なり、銀行等のこの償還金、元金、或いは利子に含まれているという理解で良いのか。

それともう一つですね。例えば元金、利子というように公債費の償還がある訳ですが、元金、利子が元金を上回るということがあるのか、この点をお伺いします。

総務課長: 今は低金利ですけども、または金利等が上がった場合5年間、例えば元金が据え置きで利息を支払わなければならないのですけども、そういう場合でもし利子が高くなるということも想定はできると思います。

それから前年度分とありましたけども、基本的に償還の場合は9月と3月の年2回となっていますので、

そういった意味で一般の場合ですと途中から借入して、借入した後の3月支払いということで、若干日に ちの関係で出ておりますけども、こちらの方の公共下水等についてはそういった事もありませんので、そ ういった項目が出ていない訳であります。

9番: 前年度分も含まれているのですか。

総務課長: その通り前年度分も全部入っております。

9番: それでは参考までに公共下水道の審査な訳ですが、昨日行った一般会計においては、前年度借入分については、利子が元金よりも多いという数字だったと思います。それは今総務課長が答弁したそういう理由によると理解して良いのでしょうか。

委員長: ちょっとこの場で休憩します。(11:17)

委員長: 再開します。(11:22)

総務課班長: 127頁の一般会計で説明しますけれども、前年度分ということで元金と利息ありますが、 今年度23年度に借りた分の利息が発生します。それが814万8,000円です。元金については据え置きが入っていまして返済がありませんので、少ない金額で107万9,000円となっております。

4番: 295頁の管理費の汚泥処分委託料とその下の最上圏域についてお伺いします。その汚泥処理、これはどちらの方に廃棄しているのかと最終処分場と言うのでしょうか。それと農集排から出る汚泥も同じ所に捨てているのかという質問です。もう一つ、最上圏域この下水道共同管理協議会の事務所は何処にあって、どういう業務を行っているのか、もう少し詳しく説明お願いしたいと思います。

地域整備課長: 汚泥処分でありますけども、公共下水道の汚泥につきましては升形の処理場、新庄市の処理場ありますけども、その隣に埋立地があります。そこに運んで産業廃棄物として捨てております。

それから集排の汚泥につきましては、全てコンポストとしまして肥料として作っております。それを個人から買い取ってもらうという形で処理をしております。

最上圏域下水道協議会ですけども、これは新庄市が事務局をやっておりまして公共下水道ある市町村、 鮭川だけは入ってないです。7市町村で運営をしております。

4番: すいません。もう2回目ですけども、この新庄市に事務局があるのは良いのですけども、どういう業務をまず行っているのかということです。要するに我々の出た汚泥は最終処分まで行ける状態にして新庄に埋め立てている訳ですけども、そこまではやっていて、ただ業務管理に新庄の埋立地の管理に900万、1,000万円近いお金がかかっているという認識の事業をやっているのでしょうかということです。何をやっているのかということです。何名とかですね。従業員が何名いて、どういう業務を行っているというのが見えないものですから、そこをお伺いしているのです。

地域整備課長: 従業員につきましては1名がおりまして、処理場の全ての維持管理を行っているということになります。

4番: すいません。処理場の維持管理に例えばざっとした計算ですけれども、まず舟形町から1,000万円近い金を出している。そして7市町村から出ているお金を合わせると大体1億円弱位の金額になるのではないかなと。それでその処分場全体を運営しているということで良いんですか。そういう事になってくると思うんですけども、1名でその管理を全部やっているという認識でよろしいんでしょうかということと、あと先程コンポスト2回目で質問するのを忘れましたけども、堀内地区にある農集排でコンポストになっている訳ですけども、それは長沢地区のものを持ってきて、そして全部そこで処理してコンポストになっているという認識でよろしいのでしょうか。この2つ再質問お願いします。

産業振興課長: 昨年まで担当しておりましたので、私の方から説明させて頂きたいと思います。協議会につきましては、先程矢野課長言いましたように、鮭川村を除く公共下水道持っている町村で構成しております。大体一昨年の事務費でありますけども、先程言いました施設の維持管理費、汚泥の処分等々含めまして1億3,000万円位総事業費がなっていると。その中で市町村が個々で施設を管理するよりも共同で管理した方が効率的だということで協議会を設けた経過がございます。そしてそこの処理等につきましては今言ったみたいな舟形町では1億3,000万円の中から1,000万円程負担して、そして進めているということで、先程の処理につきましては矢野課長が申した通りで、効率化を目指す為に協議会を設けていると、その事務局は新庄にあって、新庄市長が会長としてなっているという内容でございます。

地域整備課長: 汚泥ですけども、集排の処理場5ヶ所ありまして上長沢地区、下長沢地区、長者原処理場、それから富田処理場、堀内処理場とありまして、堀内処理場を除く4地区の処理場から汚泥を堀内

の処理場まで運んで行きまして、そこで全てコンポストに変えて処理しております。

3番: 1,000万円程持ち出しある訳ですけども、7市町村で1億3,000万円という話でございますが、事務局1人で施設の管理とかやっているようですけども、先程言ったお金の流れはそこで止まるのですか。 その業者が別の業者がおって、そこにごっそりと流れていく仕組みですか。

産業振興課長: 先程新庄市の施設管理の話をしたと思うんですけども、基本的には処理につきましては協議会がまとめて入札を行って、維持管理業者を選定して、そして維持管理させているという内容になっております。ですから先程1名というのは舟形の処理場の話であって、舟形の処理場とまた別個に維持管理の為に例えば機械の点検とかそういった業務を7市町村が一緒にやると、共同でやって効率化を目指すということで作った施設であります。ですから、それは分けて頂きたいと思いますけども、そういう内容でございます。

3番: 1名というのは光生園の下に1名駐在、在住しているのですか。それぞれの市町村、7市町村でそれぞれそういう方がおって、なお且つ1,000万円そこに出して、その1億3,000万円某の金で各市町村の施設を維持管理しているという話ですか。そこにいる1名の方の雇い賃はどういう形になっているのですか。

委員長: 10分間休憩します。(11:33)

委員長: 再開します。(11:43)

産業振興課長: 先程最上広域の下水道管理組合について、ちょっと説明が不十分でしたので再度説明をさせて頂きたいと思います。主旨につきましては、施設の効率的な管理ということで、先程言いました7市町村、鮭川村を除きました7市町村共同で管理するということで、事業費としましては1億2,000万円程ですけども、その中で主だったものとしましては水質検査とか、施設の管理、点検、舟形町にあっては週2回、それぞれ回って管理しているということで、職員が16名程いて新庄にあります山形下水施設管理会社でありますけども、そちらの方に協議会を通じて管理を委託しているという内容になっております。職員が1人と申し上げましたのが、先程言いましたように週2回2人体制で、それぞれ管内の7市町村の施設を回って、そして16名の職員がいる訳ですけども、そういう事で施設管理を行っているという内容です。それからこういった業務を行う為に市の方で嘱託職員、こちらの方を雇って対応するということも含めまして、この1億2,000万円位の予算の中で対応しているという内容でございます。先程申した中で汚泥の処分でありますけども、これにつきましても系統的には同じ会社になるのですけども、バイオリソットエナジー新庄ということで、先程矢野課長が申し上げた会社が今年まで業務を請け負っているという内容になってございます。以上です。

3番: よく分かりました。先程課長の答弁の中に入札という言葉ありましたけども、入札が無しで先程の何とか処分会社そういう組んでやっているということですか。

産業振興課長: 当初入札ということで協議会の中で考えたらしいのですけども、やはり地元の業者育成ということも一つあろうということで聞いている話ですと、まず育成も含めまして随契で今やっているということで聞いております。

3番: そうしますと地元の会社、例えば中川さんとか舟形にありますけども、あの会社が例えばそういう何とか会社から随時契約で仕事を請けて処理をしているということですか。

産業振興課長: 一昨年までですと、そういう事で会社育成という観点でやっていたということはあります。ただ、それが適正かどうかということで内部検討した経過もございますし、今年度も随契ということでやっているようでございます。

委員長: 他にありませんか。

(異議無しの声)

異議無しの声があります。無しと認め、議案第25号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳 出予算の質疑審査を終結致します。

ここで討論についてお諮りします。それではこれから本委員会に付託された議案第19号から第25号まで討論採決を行います。議案第19号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算について討論を求めます。 討論ありませんか。

2番: 一般会計の。

委員長: 演壇でお願いします。

2番: 一般会計の予算につきまして質疑をした訳でありますけども、その中で教育費小学校統合の事業の中で、校舎建設に関わる冷暖施設の導入について、昨日回答頂いた訳でありますけども、その内容が非常に理解できないと。そしてまた当舟形町では雪サミットを開催しながら、雪の有効利用ということで高らかに宣言をした経過がございます。そういった中で私共としましては、そのサミットに参加をし、本当に舟形町で新たな雪利用という観点での導入が直ぐあるだろうと期待しておった訳であります。ところが何年経ってもそういう導入がなされて来ない、逆に村山地区とか各地区において逆に雪冷房の活用がなされてきているという状況下であります。そういった事を考えていきますと、今回のこの予算案の教育関係について賛成できないということでご提案をしたいと思います。

委員長: 他に討論はございませんか。

4番: それでは、私からは賛成討論の方で討論させて頂きたいと思います。今現在いらっしゃる議員の皆様方で、お迷いになっている方がいらっしゃいましたなら、是非賛同して頂きたいと思いますので、討論をさせて頂きたいと思います。私の意見はこうです。確かにこの教育費に関しては、多少進行状態について非常に不明確であったり、或いは議論が途中でなされなかったという点はあるものの、その中で例えば雪室の教育に関して、教育長から今後その小学生や中学生に対しての生涯学習センターにおいての教育を前向きに考え、そして検討して進めるという方向性が委員会の中では示されました。その言葉から察するに当たり、今後小学校に急にこれから建設をしてやるという状況を今は想定しなくてもよろしいのではないかなと私は考えております。例えば30年か30数年経って中学校のこれから改修工事等が出てくるものと予想されますので、そういった中でそういった所を今回議論になった進め方の問題、そういった所を深く議論をしていくような手続きを行政側に取って頂いて、そして新規に導入するという方向性でよろしいのではないかなと思いますので、今回の予算案に関して、私は賛成をして、そして新たに話が来た時、改修工事が来た時には必ずやって頂く。そして、改善センターの中で教育等を考えて頂いて、今後小中学生を教育して頂くというようなことをやって頂ければよろしいのではないかということで、私は賛成という方向で考えておりますので、是非お迷いの議員の皆様方がいらっしゃいましたならば、賛同して頂きたく宜しくお願い致します。以上です。

委員長: 他に討論はございませんか。

(異議無しの声)

無しと認め討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第19号に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第19号は 原案の通り可決されました。

ここで討論についてお諮りします。本委員会に付託されました議案第20号から第25号まで6議案を一括して討論する事にご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって本案件につきましては一括して討論を求めます。討論はありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め討論を終わります。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第20号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第21号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第22号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第23号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第24号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上6議案を予算審査特別委員会として原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって6議案は原案の通り可決されました。

次に委員長報告の作成にあたりお諮りします。本委員会の委員長報告作成は委員長に一任して頂きたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任する事に決定致しました。長時間の審査 大変ご苦労様でした。以上をもちまして一般会計、並びに6特別会計予算の質疑審査を終結します。皆様 のご協力を感謝申し上げます。ありがとうございました。 平成24年度予算審査特別委員会を閉会致します。(11:56)

なお、予算審査特別委員会委員長審査報告作成の為、午後2時半まで休憩と致します。どうもご苦労様でした。